

第3回幕別町議会定例会

議事日程

令和3年第3回幕別町議会定例会
(令和3年9月2日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
11 田口廣之 12 谷口和弥 3 芳滝仁
- 日程第2 会期の決定 9月2日～9月22日 （21日間）
（諸般の報告）
行政報告
- 日程第3 報告第10号 令和2年度幕別町健全化判断比率の報告について
- 日程第4 報告第11号 令和2年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第5 報告第12号 令和2年度幕別町公共下水道特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第6 報告第13号 令和2年度幕別町個別排水処理特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第7 報告第14号 令和2年度幕別町農業集落排水特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第8 報告第15号 令和2年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第9 議案第72号 幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 日程第10 認定第1号 令和2年度幕別町一般会計決算認定について
- 日程第11 認定第2号 令和2年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第12 認定第3号 令和2年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第13 認定第4号 令和2年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第14 認定第5号 令和2年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
- 日程第15 認定第6号 令和2年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
- 日程第16 認定第7号 令和2年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
- 日程第17 認定第8号 令和2年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第18 認定第9号 令和2年度幕別町水道事業会計決算認定について
- 日程第19 陳情第4号 補聴器購入に対する公的補助制度を求める陳情

会議録

令和3年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和3年9月2日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月2日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (17名)
議 長 寺林俊幸
副議長 中橋友子
1 石川康弘 2 小田新紀 3 内山美穂子 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 若山和幸 7 岡本眞利子 8 荒 貴賀 10 野原恵子 11 田口廣之
12 谷口和弥 13 芳滝 仁 14 千葉幹雄 15 小川純文
16 藤原 孟
- 6 欠席議員
9 酒井はやみ
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
教 育 長 菅野勇次 代 表 監 査 八重柏新治
農 業 委 員 会 長 谷内雅貴 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長 細澤正典 経 済 部 長 岡田直之
建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 合田利信
忠 類 総 合 支 所 長 川瀬吉治 札 内 支 所 長 新居友敬
教 育 部 長 山端広和 政 策 推 進 課 長 白坂博司
総 務 課 長 佐藤勝博 地 域 振 興 課 長 亀田貴仁
糠 内 出 張 所 長 宮田 哲
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 北原正喜
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
11 田口廣之 12 谷口和弥 3 芳滝仁

議事の経過

(令和3年9月2日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） ただいまから、令和3年第3回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、11番田口議員、12番谷口議員、13番芳滝議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から9月22日までの21日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から9月22日までの21日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配布いたしました。
後ほどご覧いただきたいと思います。
次に、事務局から諸般の報告をさせます。
議会事務局長
○議会事務局長（萬谷 司） 9番酒井議員から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。
○議長（寺林俊幸） これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。
飯田町長。
○町長（飯田晴義） 令和3年第3回町議会定例会が開催されるに当たり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。
はじめに、東京2020オリンピック競技大会について申し上げます。
7月26日に静岡県伊豆市で、自転車マウンテンバイク・男子クロスカンントリー競技が開催され、本町出身の山本幸平選手が4度目となる自国開催のオリンピック競技大会への出場を果たしたことは、町として大変誇りに思うところであります。
競技が行われたコースは、岩が点在し、高低差が激しく、金メダル候補者も転倒して途中棄権する

など、過去の五輪と比べても難度の高いコースであったことに加えて、高温多湿の厳しい気象条件など、これまでにない苛酷な状況の中での 29 位はすばらしい走りでありました。

山本選手はゴール後、「こんなに多くの日本人の声援をもらって走ったのは初めてで、今日、競技者として最後を迎え、これほど幸せな瞬間はなかった」とコメントしており、集大成として力を出し切った感動のゴールを切り、山本選手の走りを見て「マウンテンバイクをやってみよう」と思う人が出てきてほしいと願うところであります。

今回のオリンピックを最後に競技から退くとのことですが、これまで約 12 年間にわたりアジアの第一人者として、全力でゴールを目指す雄姿が町民に誇りと感動を、さらに子どもたちに大きな夢と希望を与えていただいたものと心から感謝を申し上げます。

本年も 10 月 1 日に 125 年目の開町記念日を迎えます。

偉大な先人たちが理想郷の実現を目指し、不屈の精神で本町発展の礎を築かれて以来、町民各位の限りない郷土愛により、本町が十勝の中核的な町として発展を続けておりますことに対し、深甚なる敬意と感謝をささげるものであります。

例年、開町記念日に本町の功労者を顕彰させていただいておりますが、昨日、表彰者選考委員会から頂きました答申を尊重し、本年は社会功労賞として 2 名、産業功労賞として 3 名の方々を顕彰させていただくことといたしました。

受賞されます皆さんの長年にわたるご活躍とご功績に対しまして、心から敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げる次第であります。

次に、令和 3 年幕別町成人式の中止について申し上げます。

本年の成人式につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、2 度の延期を経て感染症防止対策を講じた上で、9 月 19 日に開催することで準備を進めておりました。

しかしながら、全国各地で新規陽性者数が過去最多の水準を更新していた状況に加え、8 月 27 日からは北海道が緊急事態宣言の措置区域に追加されるなど、なかなか収束時期が見通せないことから、式典の企画運営を担っていただいている実行委員会の方々とも協議を行い、新成人やご家族などの皆さんの安全確保を最優先に考慮し、誠に残念ではありますが、中止の決定をしたところであります。

今回、2 度にわたり成人式を延期した上での中止となり、昨年 11 月から式典の運営やアトラクションの開催に向けて準備を行っていただいた実行委員会の皆さん、新成人やご家族の皆さんの気持ちを思うと誠に残念でなりません。

なお、予定していた 9 月 19 日には、式典に代わる対応といたしまして、百年記念ホール大ホールのステージで記念写真の撮影ができるよう撮影スポットを設置するほか、中学校卒業時の担任の先生からの動画メッセージを放映し、また、動画共有サイト YouTube のサービスを利用して限定公開するとともに、人生の大切な節目を迎えられたお祝いとして、成人式の記念品を郵送いたします。

このほか、町のホームページに私から成人を迎えられた皆さんへのメッセージと幕別町議会議長からのお祝いの言葉を動画で配信し、成人の皆さまの門出を祝福いたしたいと考えているところであります。

次に、新型コロナワクチン接種に係るコールセンター委託業務における虚偽報告について申し上げます。

新型コロナワクチン接種に係る予約の受付と相談対応を行うコールセンター業務は、令和 3 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までを委託期間とし、JP ツーウェイコンタクト株式会社を相手に業務委託契約を 4 月 1 日に締結し、業務を進めてまいりました。

このたび、契約の相手方である JP ツーウェイコンタクト株式会社が、コールセンターの電話相談業務において、4 月 26 日から 6 月 28 日までの日次報告に関し、入電件数を過少な、応答件数を過大にすることにより、より多くの業務を支障なく遂行しているように見せかけた虚偽の報告をしていることが発覚し、先月 30 日に公表したところであります。

社内調査によりますと、管理責任者は、想定 の 2 倍ほどの入電件数に対応し切れず、極めて低い応

答率の結果にプレッシャーを感じ、改ざんに至ったということであり、対象となる自治体は、本町を含め道内36自治体とのことであります。

町としては、JP ツーウェイコンタクト株式会社に対し、詳細な説明を求めるとともに、顧問弁護士にも意見を伺い、ワクチン接種業務が円滑に実施されることを第一に、今後の契約の対応について検討してまいりたいと考えております。

次に、町の公共施設における新型コロナウイルス感染症の感染状況について申し上げます。

十勝管内では、7月29日、6月5日以来54日ぶりに10人台の新規感染者が確認されて以降、感染者数が増加傾向にある中、本町においては、8月5日に札内北保育所で園児1名の感染が確認されたことから、8月6日から7日まで同保育所を臨時休所とし、当該園児との接触状況等から、8月7日に職員33名及び園児85名のPCR検査を実施したところであります。

検査の結果、新たに園児1名の感染が確認され、職員24名及び園児82名が濃厚接触者として特定されたため、休所期間を8月20日まで延長したところでありますが、この間、新たな感染が確認されなかったことから、21日から同保育所を再開したところであります。

また、途別小学校において、8月20日に児童1名の感染が確認され、濃厚接触者の特定と校内全体の消毒作業を実施するため、同日午後から学校閉鎖をいたしました。24日に濃厚接触者全員の陰性が判明しましたことから、感染が確認された一部の学級を除き25日から学校を再開したところであります。

なお、明日3日からは全ての学級で通常どおりとする予定としております。

今回は、札内北保育所で園児2名、途別小学校では児童1名の感染にとどまり、幸いクラスター（感染者集団）の発生には至りませんでした。感染力が強いとされるデルタ株への置き換わりが進む中、感染しにくいとされてきた子どもにも感染が広がっておりますことから、今後におきましても、より一層の感染防止対策の徹底に努めていかなければならないものと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置に伴う対応について申し上げます。

北海道では、8月2日からまん延防止等重点措置の下、全道域で感染対策を講じてきたところでありますが、感染拡大に歯止めがかからない状況が続いたことなどから、政府は8月25日、北海道を対象に27日から9月12日までを期間として、緊急事態宣言を発令しました。

これを受け、北海道では、札幌市を含む石狩振興局管内の8市町村並びに小樽市及び旭川市を特定措置区域、それ以外の市町村を一般措置区域に区分し、緊急事態措置を講ずるとしたことから、町として、8月26日に新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、本町における基本的対応を決定し、ホームページや防災行政無線等により町民の皆さんに周知をしたところであります。

内容としましては、不要不急の外出自粛等緊急事態措置に伴う北海道からの要請等の内容及び町の公共施設の利用について、公園、パークゴルフ場、屋外ゲートボール場及び保育施設等を除き、原則閉館・閉所するとしたものであります。

なお、公園、パークゴルフ場及び屋外ゲートボール場につきましては、屋外施設で、かつ、接触等による感染リスクが低いことを踏まえ、外出自粛による健康二次被害を予防する観点から通常どおりとしておりますが、公園における大型遊具及び親水施設につきましては、他市町村から人を呼び込み、密となる可能性があることなどを考慮し、使用禁止としたところであります。

また、常設、へき地及び学童保育所並びに幼稚園につきましては、家庭内保育の協力要請を行った上で開所としたほか、子育て支援センターにつきましては、相談業務及び一時保育のみ、発達支援センターにつきましては、個別療育に限り実施としました。

このほか、小中学校については、遠足や校外学習は9月13日以降に、修学旅行、宿泊学習や運動会、体育祭など感染のリスクが高い行事については、10月以降に延期するとともに、中学校の部活動は原則休止としましたが、中体連等が主催する、全道、全国大会につながる管内大会への参加や練習については、8月27日以降十勝管内統一して活動を認めるとしたところであります。

さらに、町職員の感染防止対策については、勤務に当たり、出勤者数の抑制や執務室内の密を避け

るため、改めて「在宅勤務」「分散勤務」「定時退庁」及び「時間外勤務の原則禁止」の取組を徹底するとともに、職員以外の執務室への出入りを制限するほか、窓口や会議室等における共用部分の消毒等、感染拡大の抑止に向けた取組について徹底することとしております。

次に、新型コロナワクチン接種の実施状況について申し上げます。

本町の新型コロナワクチンの接種につきましては、5月6日に65歳以上の高齢者の接種を開始して以降、現在は予防接種法に基づき、12歳以上の全ての方に対し接種を行っているところであります。

このほか、クラスター発生のリスクを抑えるため、7月8日から8月21日の期間において、幕別町内に従事する保育士や教職員等、介護サービス事業所の従事者等674人に対して優先接種を実施するとともに、8月31日には、幕別町内の飲食店の従事者等のほか、妊婦及びそのご家族の方など66人に対してもワクチン接種を行ったところであります。

また、仕事等の都合により日中、集団接種、個別接種のいずれにおいても接種が困難な方に対応するため、フクハラ若草店のご協力を頂き、店舗内に設置した接種会場で、8月3日から夜間集団接種を開始するなど、接種を希望される方がご自身の都合に合わせて接種ができるよう、接種機会の確保を図ったところであります。

なお、本町における接種実績につきましては、8月31日現在、1回目の接種を終えられた65歳以上の方は8,264人で接種率は90.9%、64歳以下の方は6,604人で44.5%、2回目の接種を終えられた65歳以上の方は8,041人で接種率は88.4%、64歳以下の方は3,091人で接種率は20.8%、全体の接種率は1回目が62.1%、2回目が46.5%となっており、高齢者につきましては、接種を希望される方のほぼ全ての方が2回目の接種を終えようとしているところであります。

今後は、ワクチンが計画的に安定して供給されていることから、64歳以下の方につきましても、接種を希望される方ができる限り早く2回の接種を終えることができるよう、効率的な接種を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に対する経済対策等の取組について申し上げます。

はじめに、「町内宿泊施設宿泊費助成事業」であります。7月31日までの執行状況につきましては、予算額6,500万円に対し、宿泊実績及び予約受付分を合わせまして、1万3,246泊、5,217万3,500円となっております。

なお、現在は、緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、8月27日から9月12日までの新規予約を停止しているところであります。

次に、「スーパープレミアム商品券発行事業」であります。幕別町商工会において8月1日から16日までを期間として購入申込みの受付を行い、2,993人から予約販売数1万5,000セットに対し1万5,118セットの申込みがあり、抽選の結果2,773人の方に購入引換券を発送し、昨日から引換えを開始したところであります。

なお、商品券の利用期間は9月1日から12月19日までとしており、金額にして総額1億1,250万円となりますことから、これから年末にかけて消費拡大の引き金になることを期待するところであります。

次に、幕別町観光物産協会主催の各種イベントについてであります。「まくべつ夏フェスタ2021」「第44回まくべつ産業まつり」及び「第26回忠類どんとこいむら祭り」が、新型コロナウイルス感染症の影響により2年続けて開催中止となったところであります。

このため、イベントの中止に伴い影響を受けている生産者や事業者等を支援するため、昨年に引き続き、幕別町観光物産協会において、非接触型のドライブスルー方式で町の農産物や特産品を特価で販売する「まくべつ元気回復応援キャンペーン事業」を、10月10日に札内、17日に忠類でそれぞれ開催するほか、12月20日から1月31日までの期間において、観光物産協会会員事業所で1回500円以上の買物をされた方に対してスクラッチカードを1枚配布し、抽選で会員事業所の景品を贈呈する「まくべつ応援スクラッチキャンペーン」を実施すべく、今定例会に所要の補正予算を提案させていただいたところであります。

このほか、去る8月20日に事業者支援分として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,387万2,000円の追加交付が決定したことから、直接事業者の声を聞いた上で、本定例会会期中に関連予算を追加提案させていただき予定としております。

次に、本年度の普通交付税等について申し上げます。

8月3日、国は「令和3年度普通交付税大綱」に基づき、各自治体へ交付する普通交付税の総額を16兆3,921億円、前年度との比較では7,995億円、5.1%の増と決定いたしました。

本年度の算定にあつては、普通交付税の算定基礎となる人口について、令和2年国勢調査の人口が用いられることとなったほか、地方団体が地域社会のデジタル化を推進するために要する経費の財源措置として、新たに「地域デジタル社会推進費」が措置されたところであります。

こうした状況の下、決定されました本町の普通交付税額は58億2,728万9,000円で、前年度との対比では2億5,299万3,000円、4.5%の増となり、当初予算額と比較しますと約9,600万円の増となったところであります。

一方、国から地方自治体に交付される地方交付税の不足分について、地方自治体が地方債として発行し、後年次、元利償還金相当額が地方交付税に算入される臨時財政対策債については、本年度の発行可能額が4億3,638万8,000円と算定され、当初予算額5億2,800万円と比較しますと約9,100万円の減となったため、普通交付税と合わせた留保財源としては約500万円となったところであります。

次に、アルコ236及び道の駅・忠類の指定管理者候補者の選定について申し上げます。

令和3年第4回町議会臨時会において設置されました「指定管理のあり方調査検討特別委員会」の調査結果が7月20日に報告されたことを受け、町として候補者選定の考え方について検討してまいりましたが、「当該業務の専門性を有し、主体的かつ確実に業務を履行することができる事業者であるべき」とした特別委員会の結論を踏まえ、公募に当たっての基本的方向性等について整理をしたところであります。

今後は、今月上旬に第1回選定委員会を開催し、公募要項等を決定した上で候補者の公募を開始し、10月中旬に候補者を選定した後、10月下旬を目途に、指定管理者の指定等関連議案を提案させていただき予定としております。

次に、組織機構検討会の設置について申し上げます。

本町における組織・機構は、平成28年度に見直しを行い、5年が経過しております。

このことから、来年度以降の組織・機構の在り方について、現状における課題を整理するとともに、住民サービスの向上、多様化する住民ニーズに対応するための組織体制とすべく、8月13日に庁内において、課長職以下10名の職員で構成する組織機構検討会を設置いたしました。

今後、同検討会における検討結果等を基に、町民の皆さんからご意見を頂き、町民にとって分かりやすく、機動性の高い組織・機構となるよう検討を進めてまいります。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

本年は、7月下旬からの高温と少雨の影響が心配されましたが、8月にまとまった降雨があったことから、一部の作物を除き、おおむね順調に生育しているところであります。

9月1日現在の主な農作物の生育状況につきましては、秋まき小麦が、昨年より1日早い7月19日に収穫を始め、8月5日に終えたところであり、10アール当たりの粗原単収は約13俵と、平年を大きく上回る収量になる見込みとなっております。

このほか、バレイショは5日早く生育しておりますが、高温少雨の影響で芋は小玉傾向にあり、てん菜は4日早く生育し、根周も順調に肥大しており、豆類も全般的に平年より早く生育し、着莢数が多いことから、おおむね平年並みの収量となる見込みであります。

また、飼料用作物は、牧草が高温少雨の影響で2番草の草丈が平年をやや下回り、刈取りが遅れておりますが、サイレージ用トウモロコシにつきましては、平年並みに生育しておりますことから、良質な粗飼料の確保が期待されるところであります。

いずれの作物におきましても、今後、収穫期に向け、好天に恵まれ、農業者の皆さんの的確な管理

により、農作業事故がなく、豊穰の秋を迎えられますことを心から願っております。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

8月31日現在の公共工事の発注済額は16億1,011万円で、発注率にいたしますと83.0%となっております。

現在までのところ、土木関係では東4条5条仲通、忠類24号線などの道路整備工事を、建築関係では桂町西団地及びあかしや南団地の公営住宅建設工のほか、図書館本館屋上防水工事、保育所及び小・中学校の手洗い場温水化改修工事を、水道関係では道路整備工事に伴う配水管移設工のほか、糠内浄水場機械設備更新工事などの発注を終えております。

今後は、残る道路整備工事や橋梁長寿命化修繕工事の発注を予定しており、安全に工事が進められるよう適切な工期設定と適時発注に努めてまいりたいと考えております。

以上、当面する諸課題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆さんには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） これで、行政報告は終わりました。

[報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、報告第10号、令和2年度幕別町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第10号、令和2年度幕別町健全化判断比率の報告についてご報告申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

このたびの報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率等の健全化判断比率を監査委員の審査に付し、監査委員からの審査意見をつけて議会に報告しようとするものであります。

監査委員からは、別添写しのとおり、令和3年8月23日付で「特に指摘事項はない」旨の審査意見が提出されております。

はじめに、「実質赤字比率」についてであります。

算定対象となる一般会計において、実質収支が黒字でありましたので、算定されておられません。

「連結実質赤字比率」につきましても、算定対象となります一般会計と国民健康保険特別会計以下7特別会計及び水道事業会計において、各会計の実質収支等の合計が黒字でありましたので、算定されないものであります。

次に、「実質公債費比率」についてであります。

令和2年度は9.0パーセントで、令和元年度の9.2パーセントに比べ、0.2ポイント減少し、改善されております。

主な要因は、「比率算定において「分母」となる標準税収入額や普通交付税額の増加」であります。

次に、「将来負担比率」についてであります。

令和2年度は85.9パーセントで、令和元年度の92.2パーセントに比べ、6.3ポイント減少し、改善されております。

主な要因は、公営企業の地方債償還財源とみなされる「一般会計からの繰入見込額の減少」であります。

算定された実質公債費比率と将来負担比率は、いずれも地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令で定める「早期健全化基準」を下回っております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第 10 号を終わります。

日程第 4、報告第 11 号、令和 2 年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告についてから日程第 8、報告第 15 号、令和 2 年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告についてまでの 5 議件を一括議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第 11 号、令和 2 年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告についてから報告第 15 号、令和元年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告についてまでを一括してご報告申し上げます。

議案書の 2 ページから 6 ページまでにわたっております。

このたびの報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、公営企業の会計ごとに、本町におきましては、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、個別排水処理特別会計、農業集落排水特別会計と水道事業会計の 5 つの会計であります。この 5 つの会計の資金不足比率を監査委員の審査に付し、監査委員からの意見をつけて議会に報告しようとするものであります。

監査委員からは、別添写しのとおり、令和 3 年 8 月 23 日付で、5 つの会計のいずれにおいても「特に指摘事項はない」旨の審査意見が提出されております。

5 つの会計の「資金不足比率」につきましては、いずれの会計も実質収支等が黒字となっておりますことから算定されないものであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、5 議件について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第 11 号から報告第 15 号までを終わります。

[委員会付託]

○議長（寺林俊幸） 日程第 9、議案第 72 号、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 72 号、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、提案理由をご説明申し上げます。

本日、追加で提出いたしました「幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について」であります。

議案書の 1 ページと別冊の「幕別町過疎地域持続的発展市町村計画」を併せてご覧ください。

昭和 30 年代以降の高度経済成長に伴い発生した過疎問題に対処するため、昭和 45 年に議員立法により 10 年間の限時法として過疎地域対策緊急対策法が制定され、以来 3 度にわたる後継法の制定や法律改正がなされ、国による過疎対策が継続的に実施されてまいりました。

平成 12 年に施行されました過疎地域自立促進特別措置法が、本年 3 月末をもって失効することを受け、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が議員立法により本年 3 月に制定され、10 年間の限時法として、本年 4 月から施行されたところであります。

同法は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能と生産環境の整備

等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保と育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的として定めております。

同法は、「過疎地域」の指定要件として、財政指標と人口減少率を定めておりますが、人口減少率の新たな要件では、人口減少率算定の期間の起点を、東京、大阪、名古屋の3大都市圏への転出のピークだったこれまでの1960年から、人口流出が一旦落ち着いた1975年に今回変更されております。

幕別町は、同法第3条第1項に規定する「特定期間合併市町村」に該当し、平成18年2月の合併前に過疎地域の指定を受けておりました旧忠類村の区域が「特定期間合併関係市町村」として、引き続き過疎地域とみなして、この法律の規定が適用されるものであります。

人口要件は、4つの類型・基準が示されており、合併前の忠類村の区域は、そのいずれにも該当しておりますが、その一つを具体的に申し上げますと、昭和50年の人口2,415人から平成27年の1,531人までの40年間の人口減少数は884人、人口減少率は0.37で、法律に定める基準であります「0.28以上」を満たしているものであります。

議案提出いたしました「過疎地域持続的発展市町村計画」は、当該計画に事業を位置付けることにより、その実施に必要な経費についての財源措置として、過疎対策事業債の発行が可能となるものであります。

同法の規定により、北海道が定めた過疎地域持続的発展方針に基づき、令和3年度から7年度までの5年を期間とする新たな計画を策定するに際して、同法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

別添の幕別町過疎地域持続的発展市町村計画をご覧ください。

1枚めくっていただき、目次をご覧ください。

この計画は、目次に記載しておりますように、同法の定めに基づいて、「1の(4)」の「地域の持続的発展の基本方針」などを定めた「1基本的な事項」に始まり、次に同法に掲げる「実施すべき施策に関する事項」として、2の「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」から13の「その他の地域の持続的発展に関し必要な事項」までを盛り込んでおります。

なお、同法に定めがあります「実施すべき施策に関する事項等に係る都道府県との事前協議」につきましては、8月26日付をもって、北海道知事から「異議がない」旨の回答を頂いております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第72号、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、総務文教常任委員会に付託いたします。

[委員会設置、付託]

○議長（寺林俊幸） 日程第10、認定第1号、令和2年度幕別町一般会計決算認定についてから日程第18、認定第9号、令和2年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの9議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、提案理由の説明を省略し、お手元に配布のとおり、委員会条例第5条及び第7条の規定により、議長及び議員選出監査委員を除く16人の委員で構成する令和2年度幕別町各会計決算

審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

なお、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与するものとしたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、議長及び議員選出監査委員を除く16人の委員で構成する令和2年度幕別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与することに決定いたしました。

[陳情付託]

○議長（寺林俊幸） 日程第19、陳情第4号、補聴器購入に対する公的補助制度を求める陳情を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第4号、補聴器購入に対する公的補助制度を求める陳情は、民生常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明9月3日から9月7日までの5日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、9月3日から9月7日までの5日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、9月8日午前10時からであります。

10：45 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

令和3年第3回幕別町議会定例会
(令和3年9月8日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
14 千葉幹雄 15 小川純文 16 藤原 孟
 (諸般の報告)
- 日程第2 一般質問（6人）

会議録

令和3年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和3年9月8日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月8日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議 長 寺林俊幸
副議長 中橋友子
1 石川康弘 2 小田新紀 3 内山美穂子 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 若山和幸 7 岡本眞利子 8 荒 貴賀 9 酒井はやみ 10 野原恵子
11 田口廣之 12 谷口和弥 13 芳滝 仁 14 千葉幹雄 15 小川純文
16 藤原 孟
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
教 育 長 菅野勇次 代 表 監 査 八重柏新治
農 業 委 員 会 長 谷内雅貴 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長 細澤正典 経 済 部 長 岡田直之
建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 合田利信
忠 類 総 合 支 所 長 川瀬吉治 札 内 支 所 長 新居友敬
教 育 部 長 山端広和 政 策 推 進 課 長 白坂博司
総 務 課 長 佐藤勝博 地 域 振 興 課 長 亀田貴仁
糠 内 出 張 所 長 宮田 哲 防 災 環 境 課 長 寺田 治
保 健 課 長 金田一宏美 福 祉 課 長 榎木良美
学 校 教 育 課 長 西田建司 住 民 生 活 課 長 谷口英将
商 工 観 光 課 長 西嶋 慎 生 涯 学 習 課 長 石田晋一
教 育 部 主 幹 添田雄二
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 北原正喜
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
14 千葉幹雄 15 小川純文 16 藤原 孟

議事の経過

(令和3年9月8日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、14番千葉議員、15番小川議員、16番藤原議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

町長から、「令和3年度幕別町功労者の報告について」が、議長宛に提出されておりますので、お手元に配布いたしました。

次に、教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、「令和2年度幕別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書」が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配布いたしました。

後ほど、ご覧いただきたいと思っております。

これで諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、内山美穂子議員の発言を許します。

内山美穂子議員。

○3番（内山美穂子） 通告に従いまして、質問させていただきます。

住みよいまちづくりに向け持続可能な公共交通政策を。

公共交通を取り巻く環境が大きく変化してきていることを背景に、昨年11月、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律が施行され、自治体の積極的関与が位置付けられました。地域公共交通は、特に自動車を運転できない学生や高齢者などにとって必要不可欠な存在であり、地域の活力を維持していくために、まちづくりと連動し、地域の輸送資源を最大限活用し、実効性を高めることが求められております。

このためには、町民の暮らしと健康を守る町が先頭に立ち、関係機関などと適切に役割分担をしながら、まちづくりや観光などの観点も踏まえつつ、地域にとって最適な交通ネットワーク及び交通サービスを実現することが肝要と考えます。公共交通については、全国の多くの自治体が課題を抱えておりますが、町民ニーズや地域の実情を踏まえる中で、幕別町においても見直しや改善をすべき状況

にあると認識しています。

コロナ禍での社会活動の縮小によって、公共交通を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。関係機関や町民と連携協働しながら利用しやすい環境を整備し、活力と魅力あるまちづくりにつなげていくことが重要であり、そのために全体を見渡した体制の構築が重要であることから、以下について伺います。

- ①町内の公共交通の現状と課題は。
 - ②教育・福祉分野における移動施策の状況は。
 - ③町内の公共交通に関する町の方針と目指す将来像は。
幕別町の地域公共交通計画を定めるべきではないか。
- 以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 内山議員のご質問にお答えいたします。

「住みよいまちづくりに向け持続可能な公共交通政策を」についてであります。

近年、人口減少や自家用車の普及などにより、公共交通機関の利用者が年々減少している一方で、高齢化に伴う運転免許返納者が増加しており、高齢者の暮らしを支える移動手段として、公共交通機関の果たすべき役割は大きくなっております。

しかしながら、昨今の利用者減少に伴う事業者の経営難に加え、運転手などの担い手不足の深刻化により、公共交通の維持・確保が厳しい状況にあり、将来にわたる地域の公共交通サービスの維持に向け、行政や住民、交通事業者など地域の様々な関係者が協働して、まちづくりと一体となった、持続可能な公共交通網を構築しなければならないものと認識しております。

ご質問の1点目、「町内の公共交通の現状と課題は」についてであります。

本町の公共交通の運行状況については、JRは1日上り13本、下り14本の普通列車を運行しており、町内を走る路線バスでは帯広陸別線が1日9往復、幕別線が1日3往復、南商あかしや線が1日上り10便、下り11便、広尾線が1日14往復運行されております。

JR及び路線バスにつきましては、人口減少や自家用車の利用割合の増加による利用者の減少に伴い、交通事業者の経営状況が年々厳しさを増しており、加えて新型コロナウイルス感染症対策の外出自粛の影響により、バス事業者に至っては貸切りバス、都市間高速バスの利用客が激減するなど、経営状況の悪化に追い打ちをかけていると伺っております。

また、幕別市街地と札幌市街地で運行する、コミュニティバス「まくバス」「さつバス」は、それぞれ1日5便運行しており、農村部において運行する予約型乗合タクシーは、駒島線、古舞線でそれぞれ5便を予約方式で運行しております。

これらコミュニティバスと予約型乗合タクシーについては、交通の空白地域における、通学や高齢者の通院、買物など、いわゆる交通弱者にとって、生活に欠かせない足として利用されており、運行開始後、徐々に利用客の増加が見られておりましたが、こちらも外出自粛の影響により、令和2年度の利用者は共に減少したところであります。

次に、課題といたしましては、少子高齢化が進み運転免許の返納者も年々増加する中、本町で運行されている公共交通機関は、運行頻度が低く乗車時間も長いため、自家用車に比べて利便性に欠けることから利用客の増加につながらず、加えて運転者等の担い手不足が深刻化するなど、公共交通事業者の経営悪化に拍車をかけていることが、減便などさらなる利便性の低下を招き、悪循環に陥っているものと考えられ、抜本的な解決策が見いだせずにいるというのが現状であると認識しております。

ご質問の2点目、「教育・福祉分野における移動（交通）施策の状況は」についてであります。

はじめに、教育分野における移動（交通）施策の状況につきましては、遠距離通学の児童生徒を輸送することで教育効果を高めるため、学校の統廃合の必要がある場合や、通学距離が小学生にあってはおおむね4キロメートル以上、中学生にあってはおおむね6キロメートル以上の児童生徒を対象として、現在、町内小学校6校、中学校4校において、ジャンボタクシー3路線と大型バス10路線の合

計 13 路線でスクールバスを運行しております。

スクールバスにつきましては、学校の登下校の運行時間帯に限定しておりますが、児童生徒の利用に支障のない範囲で、あらかじめ利用登録をされた住民にも無料で利用いただいております。令和 2 年度では、路線上の近隣に居住する小学生 4 人、中学生 2 人の利用があり、年間で延べ 384 人の乗車実績がありました。

福祉分野においては、介護保険の補完事業である外出支援サービス、障がい者等の通所、通院の交通費助成や福祉バスの運行、老人福祉センター利用のための送迎などを実施しています。

外出支援サービスは、歩行が困難であり、通常の車両による移動や公共交通機関での移動が困難な方に対して、通院などの外出を支援するサービスであり、65 歳以上の高齢者や身体障害者手帳の交付を受けている方で、歩行が困難な方にはリフト付ワゴン車を、一人暮らしや高齢者のみの世帯や歩行が可能な身体障害者手帳の交付を受けている方には、通常のワゴン車を利用し、自宅から目的地までの送迎を行っており、令和 2 年度は、174 人が延べ 1,941 回利用しております。

また、障がい者等に対しては、①社会復帰や社会参加の訓練のための施設への通所や、②障がいのある児童の機能回復訓練や治療を目的とした施設への通所、③特定疾患、指定難病等の治療、④腎臓機能に障がいのある方で、人工透析治療のため通院を要する方について交通費の助成を行っており、令和 2 年度に助成した人数は、障がい者の施設通所が 37 人、障がい児の通所が 102 人、特定疾患、指定難病等の治療が 14 人、人工透析治療が 42 人でありました。

福祉バスの運行につきましては、単位老人クラブ、障がい者や母子寡婦会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会等各種団体が行う事業等のほか、老人福祉センターの温泉利用のための送迎として福祉バス 3 台を運行しており、令和 2 年度の乗車人数は、1,733 人でありました。

ご質問の 3 点目、「町内の公共交通に関する町の方針と目指す将来像は、幕別町の地域公共交通計画を定めるべきではないか」についてであります。

町内の公共交通は、平成 25 年度に策定した幕別町生活交通ネットワーク計画において、効率的で持続可能な交通体系の構築と、利便性が高いモビリティの確保を目指すことを基本方針としており、今後さらに利用者目線により使いやすい公共交通形態の構築が必要であると考えております。

将来像としては、複数の交通手段の接続性を改良するなど、交通のシームレス化を目指すとともに、結節点における待ち合わせ時間を有意義に過ごすことのできるメニューの作成・紹介を行うことで、利用者が待ち時間を苦にせず、目的地までの行程を楽しんでもらい、公共交通を利用することに価値を感じてもらえるようになることを目指すべきと考えております。

このことから、地域公共交通計画の策定につきましては、十勝管内の複数の公共交通間を目的地まで連続的かつ最適に接続させ、地域住民や観光客など、利用者の最適な交通ネットワークの確保に向け、本年度から、十勝管内の 17 市町村と十勝総合振興局及び交通事業者で組織する「十勝地域公共交通活性化協議会」において、十勝圏域での地域公共交通計画の策定に着手したところであります。

本年度は、公共交通の利用に関わる実態調査として、路線の利用状況や住民ニーズ等についての乗降調査及びアンケート調査、ワークショップや交通事業者の状況調査などを行っており、今後、これら調査結果の分析を行い、複数の移動サービスを最適に組み合わせて、検索・予約・決済等を一括で行うサービス、Maas（マース）など新たな仕組みの導入等について検討し、令和 5 年度末までに地域公共交通計画を策定する予定としております。

以上で、内山議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3 番（内山美穂子） 本町の公共交通の現状についてお答えいただきましたように、本町には JR 駅があり、路線バスがあり、タクシー、そしてコミバスや乗合タクシー、この以外にも外出支援サービス、福祉バスなど、様々な移動手段があります。こうした多様な手段があるにも関わらず、町民の声を聞くと、実態として生かされる形になっていないことが分かります。今、私の周りを見ましても、免許を返すかどうかで迷っている人たちがいます。そして、口々に返納後の不安を口にします。こうした

人たちがずっと元気でいられるように、免許を返納しても安心して暮らせる幕別町を目指して、町全体でできることをやっていないといけないと思っています。

通告でも触れましたが、令和2年11月、地域公共交通活性化再生法の改正によって、地域公共交通も形成計画が地域公共交通計画に改められ、自治体が作成できる規定だったのが、努力義務になりました。計画の性格が強化されたことに合わせて、内容もこれまでのまちづくりと連動した交通ネットワークの形成に加え、輸送資源の総動員がもう一つの柱になったのでありまして、計画に盛り込めるようになったのであります。

昨年来のコロナの影響で、公共交通の現状は非常に厳しいものがあると思いますが、個別の手段について一つ一つ確認していきたいと思っています。

3年前に札内地区にコミバスを1便増便しまして、新たな体制でスタートしました。私も期待を持って見ておりましたが、その効果は限定的なものになっているのではないかと考えております。町民の中には、この町にコミバスが走っている風景がいいとか、長く続くように工夫してほしいといった声がある一方で、空バスですとか使われなければ税金の無駄遣い、やめたほうがいいなどといった厳しい意見も寄せられています。第2期まち・ひと・しごと総合戦略の中では、コミバス利用者の目標値を2018年の1万5,573人から2024年には2万5,200人と示しています。コロナ禍の影響で、修正せざるを得ないとは思いますが、目標達成をするための今後の具体的な取組や改善点をお聞きしたいと思っています。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 今、コミバスの具体的な改善点、利用客増に向けての具体的な改善点ということでございますけれども、コロナの影響で利用客が減少しておりまして、ちょっと課題が見えにくくなっているのですが、間違いなく言えるのは、人口減少してきているので絶対数が少なくなってきたと。加えて免許返納者が増えてきているので、その受皿となる公共交通機関は守っていかなければならないという認識は持っております。利用客増の対策というか、接続が悪いというのも一方にはあると思うのですが、一番思っているところが、やっぱり利用される方の目的地がないのかなというふうに思っておりまして、目的地がないのにバスに乗るわけがないです。どちらかというと今、ネット環境が整ってお買物もネットで済ますこともできてしまって、なかなか外に出る機会もなくなってきているということもあり、なるべくやっぱり魅力のある場所ですとか、行きたくなるような場所を紹介する、そして利用していただくという取組も必要になってくるのかなと考えております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） そうですね。コロナで生活様式が一変して、自宅で済むということも今後は考えられてくるとは思います。そして、やっぱり数字の目標に向けて、いろいろと改善されて努力されていることは重々承知してきていますが、さらに利便性をよくした上で、しっかり周知することは大事だと思っています。その周知の方法も、分かりやすいものになっているかっていうところも見えていかなければならないと思います。例えば音更町では、町内だけでなく帯広までの買物ですとか通院を想定した具体的な時刻を入れたパンフレットの作成にも取り組んでおります。本当に具体的に分かりやすいそういったものを提示することによって、自分の生活と合えば使っていくでしょうし、そうしたことも考えていかなければいけないと思います。限りある財源とか制約の中での運行ですから、一方では利便性をよくするということにも、限界があるのではないかなというふうに思うところもありますが、でも現状のままではいいとは思っておりませんので、改善していただければいいと思います。札内地区は人口の規模からいっても、まだまだ利用が伸びる余地はあります。引き続き取り組んでいただきたいと思っています。

地方路線バスについてです。コロナ前から利用者が減り続けています。現在、町内4路線走っているのですが、国の補助金が投入されておりまして、平均乗車率5人を下回ると減額されるということになっておりまして、2路線に関しては十数%のカットが常態化している状態です。たくさん

乗っていただいて乗車率を上げることが、町の負担軽減にもつながると思いますが、現状でいくと今後改善する見通しはあまりないのではないかと思います。町の見解と対応策について伺います。答えるの難しいかもしれないのですけれども。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 地方路線バスの対応策の件ですけれども、本当に答えるの難しいなと思っておりますけれども、先ほどの答弁と重複してしまいますけれども、地方路線バスに関してもやはり目的地を持って乗っていただくことがやっぱり大事になってきますので、先ほどパンフレットのお話もありましたけれども、病院へのアクセス方法のパンフレットもいい考えだなと思っております。幸いに町内に走っている路線バス、陸別線、幕別線につきましては、帯広の厚生病院に直結しておりますし、南商あかしや線につきましては協会病院と第一病院直結しています。広尾線につきましても第一病院と北斗病院直結していますので、そういった病院へのアクセス方法の利用の仕方の周知、こういったことも努めていければなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 実際に町民の方は、そういったどういうふうに行ったらいいのだろうか、本当にそういうことが分からないので、そういうところでは改善の余地があるのかなとは思いますが、路線バス、今お答えが難しいと言いましたけれども、バス停まで歩いていける距離が長いということもあり、なかなかこれから高齢者が増えるといっても難しいのではないかとこのように思います。ただ、事業者も管内の返納者に対して、半額の割引をするなど自助努力を重ねております。本当に路線バスの置かれている状況は、厳しいものになっているかと思います。時代の変化とともに、生活路線と路線網に乖離が生じていることもあることから、2014年に大きな法改正がありました。自治体が主体になって交通政策をつくっていく方向が打ち出されました。これを受けて帯広市は、バス事業者と一緒にバス路線の再編に取り組んでいます。本町にも同様の課題があります。お聞きしたいのですが、少しでも路線バスを利用できるように、コミバスと連動させていくことが町の役割だと思っております。町内の交通結節点、また乗り継ぎの現状についてお聞きします。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 町内の交通結節点のご質問です。

幕別本町地区につきましては、JR 幕別駅が交通結節点になっておりまして、JR と路線バス、コミュニティバス、それとタクシー、これが結節しているということで結節点。札内地区におきましては、幕別駅のような機能が、札内駅には路線バスが乗り入れできない道路となっております、ロータリーが小さいという問題もありまして、現状におきましては札内地区の交通結節点は、札内駅周辺の交通結節エリアみたいな形で、少しちょっと広がっております。ですので、路線バスの乗り継ぎはスーパー加藤さんの前ですとか、木村医院前、ここが JR とのアクセスポイントとなっている状況でございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 乗り継ぎ環境からいくと、本当に1か所になっているのがいいのですけれども、駅のエリアとコミプラのエリアと分かれているがために、本当に中途半端なところになっていまして、中途半端であっても改善していかなければならないところはあると思うのですけれども、例えばハードの部分で、コミプラができたときに、コミバスを駐車場に入れられるようにしましたが、そのときに交通結節点についての議論といいますか、そういう話はなかったのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） コミュニティプラザの建設が平成 29 年でしたかね。外構工事をやっているときに、コミュニティバスはもともとコミプラにアクセスしているのですが、路線バス自体が札内の郵便局の前の 9 号道路を走っていないものですから、そもそもその段階で路線バスを乗り入れさせるとかという議論はなかったのです。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） これまでもなかったというふうに理解してよろしいですね。

その辺の事態なのですけれども、いろいろ方法はあると思うのですよね。従来の路線バスが走っている通りを、コミプラのある札内9号南道路、そこはスクールバスも走っておりますから、そこに真っすぐ抜けさせる方法もあるでしょうし、あと1回コミプラに行って、ちょっと戻って路線に変える方法もあるでしょうし、いろいろあると思います。でも、これは過去からの都市計画とか、そういったこととの兼ね合いもあり、できるからでは事業者と一緒にやってみようということにはならないのかもしれないのですけれども、今後において検討していただく課題ではあると思っています。今の状態ですと、これで広域の計画ができたとして観光客をつなぐにしても、そういったハードな部分で待合環境がうまく整っていなかったり、そういったスムーズに流れていかないように感じられますので、今後、改善していただきたいと思います。まちづくりと一体になった環境整備ということで、課題意識を持っていただければと思っています。

次、2番目に行きます。

現在、ご答弁にもありましたように、町民の移動に関して、公共交通以外に、福祉分野においては外出支援サービス、あと福祉バス、様々な交通費助成など、教育分野においてはスクールバスなど、様々な交通施策が実施されております。町全体として見ると、実に多岐にわたった施策が展開されていることが分かります。全体像をつかむために調べさせていただきましたが、公共交通関係の施策だけで見ると、決算ベースで年間4,000万円、これに福祉や教育を含めた移動に関わる施策を合わせると、総額で約1億7,800万円の公的資金が充当されていることになっております。町全体の財政規模から見れば約1%であり、一つの交通支援関係施策と考えれば、大きな事業ということができると言えます。全体像を見極めて、過不足ない事業規模で最大の効果を上げているのかどうか、全体のバランスを考えた視点も重要だと思います。

個別の事業についてお聞きします。

スクールバスについてですが、子どもたちの通学の足を確保する大変重要な機能であることは言うまでもありません。事業費も年間1億円と町に移動政策の中では最大規模であり、国からの補助金や交付税を除いた純粋単費で約1,800万円になっているかと思えます。このように大きな額が毎年必要になってくるわけでありまして、改正再生法でもスクールバスの活用が位置付けられております。令和2年度には、年間384人の一般の乗車実績があったとお聞きしますので、もっと詳しくお伺いします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長

○学校教育課長（西田建司） スクールバスの住民利用の実績についての詳細ということですが、答弁にもありましたように、路線上近隣に居住する小学生4人、中学生2人ということで、合計2路線になるのですが、合計で384人というようにお話でございます。過去5年間遡りましても、おおむね同様の数字ということで、小中学生の利用だったり、中には高校生の利用もございまして。そういったことで、28年が270人、29年332人、30年が464人、令和元年度が387人ということで、その年その年で学校への進学等で利用者が変わってくるかとは思いますが、今のところ一般利用というよりはそういう近隣の小中学生、そういった利用が多いのかなというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 今の実績のお話を聞きますと、スクールバス運行規程の児童が6キロ、生徒が4キロの基準を緩和する形での利用というような位置付けみたいなふうに、私のイメージするところでは一般の利用者っていうところだったのでしたけれども、そういった基準を緩和して柔軟に対応しているということではよろしいのですか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） あくまで基準の緩和ということではなくて、やはりスクールバスの利用

につきましては、今お話ありましたように小学生で4キロ以上、中学生で6キロ以上ということで、その取決めについては変更しておりません。あくまでも住民利用の要綱に基づいた利用ということで、先ほどもお話ししているように、たまたまといいたまいますか、路線上の近隣にお住まいの方が、近隣4キロ以内だったり6キロ以内という方が主にバスが通りますので、その途中で利用されているというようなものでございます。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 事情は分かりました。

ほかの自治体の事例では、危険な道路における安全確保の観点とか、冬期間の通学の困難性などから、距離の基準を緩和しているところもあります。また、一般利用になります。空いている時間を福祉バスとして利用したり、少年団活用に利用している例もあります。今、町内でそういう近隣の小学生ですとか高校生の利用という話はありませんでしたが、そうではなくて、子どもではなくて一般利用というのは、これまで過去にどのような事例があったのかお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 過去には小中学生以外ということであると、先ほど申し上げた高校生はある程度遠距離になるのですけれども、町場の高校に通うために利用されたという実績もあります。またさらには、かなりご高齢の方についても申請を頂いて、ちょっとご事情、何で行かれていますのかというのは分かりませんが、病院なのかそういったことだとは思いますが、そういった形で過去にも利用されていた実績はございます。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 活用していくには、いろんな制約だとか財源の問題もあるでしょうし、調べないと分からないと思いますが、一般利用に関しては、まちづくりとして進めていかなければならないと思っているので、教育委員会の所管だけではなかなか難しいのではないかとこのように思います。今後、町部局と調整しながらそういった有効な活用を考えていただきたいと思います。

次に、外出支援サービスについてです。

免許返納者が増加する中で、必要性がますます高まっていくと実感しています。これまでも議会で拡充について取り上げられていますが、現時点でのお考えをお聞かせ願います。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 外出支援の利用についてでございます。

現在、対象としておりますのは、リフト付ワゴン車の場合は65歳以上の高齢者で歩行が困難であり通常の車両による移動が不可能である方、この方とあと身体障がい者の方で手帳が下肢障がいですとか体幹障がい、通常の車両の移動が困難である方を対象としております。あと通常のワゴン車による事業の対象者につきましては、65歳以上の独り暮らしの高齢者、または65歳以上の高齢者のみの世帯に属する方で、身体が虚弱等の理由で公共の交通機関が利用できない方というふうにさせていただいております。また、身体障がい者手帳を持っている方で、下肢障がい、体幹障がい、公共交通機関の利用が困難な方というふうにさせていただいております。利用回数につきましては、基本的には受診を想定しておりますので、2月に5回という形で利用回数を決めさせていただいております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 私が聞いたのは、拡充する考えがあるかどうかということなので、これから聞いていきますけれども、本当に必要な人にしっかり届いているかどうかというのが問題になってくると思います。いろいろ実施要綱に、今おっしゃったことが書かれておりますが、線引きでもちょっと難しいところがある面であるとは思いますが、それで今の現状の体制、リフト車の台数ですとか、人の問題からいって、どこまでも利用することにはならないとは思いますが、申請があったときに対象にならなかったケースはありますか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） ございます。この対象を決めておりますので、ご家族が同居されている方

ですとかについては、対象にならないという場合がございます。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 日中独居については、これまでも取り上げられておりますから、ここで詳しくはお聞きませんが、そういった方も含めて、これから考えていかなければいけないとは思いますが。

10月に町内で、自主返納の窓口を設けたと聞いておりますが、町内で手続きできるのは大変いいことだと思っております。ただ、こうした中には公共交通機関での移動が困難な人もたくさん出てくるかと思えます。増えていく人たちを、全てコミバスなどの公共交通の利便性をよくすることで対応できるのか、デマンド方式を検討するのがいいのか、またこの外出支援サービスを拡充するのがいいのか、もしくはタクシーの補助制度を導入したらいいのか等々、様々な選択肢があると思えます。困っている方たちが将来にわたって利用していただける事業になるよう、今後、全町的なバランスの中で検討していく必要があると思っております。

実態を把握して、コミバスや乗合タクシーなどの手段との整合性を図りながら、料金体系が妥当かどうかも含めて調整して、より利用者に寄り添った施策の拡充を検討していただきたいと思えます。この点については何かあれば。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、今の議論が不特定多数が乗車できる公共交通と、特定の特に困っている方、手を差し伸べなければならない方に対する外出支援だとか、福祉バスだとか、スクールバスだとか、これがちょっとごっちゃになっていて、これは私は分けて考えなければならないと思っております。基本的には、自分で乗れる方は公共交通を利用していただく。そして自分で歩けないのでどうしてもリフト付きの外出支援を利用しなければ、活動ができない、病院に行けない、買物に行けない方というとは、私は違うと思うわけでありまして、本当に必要な方には手を差し伸べる。でも、基本は公共交通を利用していただく。そのことが公共交通の利用の増にもなるわけですし、財政的にも路線バスに乗ってくれば町からの持ち出しも少なくなるし、コミバスについても何か空気運んでいるのではないかとやゆされることもなくとも思っております。

それで、この公共交通の利用については、やはり答弁でも申し上げましたように、シームレス化を目指すべきであるというふうに思っております。ただ、シームレス化を目指すというのは、本数が限られています。JRにしても路線バスにしても限りがありまして、これは本数を増やすことは無理だと思っております。ですから、限られた本数の中で、いかに目的地まで、短時間でということではなくて、その間に自分の余暇を楽しみながら接続をしていく。いわゆる空き時間、待ち時間ってというのは、非常に人間にとっては苦痛でありますから、そこで我々は何かこういう遊びがありますよ、こういう楽しみがありますよということを提供して、そこで時間を有意義に過ごした中で、次の待ち時間、例えばバスで行ったら列車の待ち時間までそういう形で過ごしていただいて目的地まで行くとか、そういうことを今、幕別町だけではなくて十勝管内で考えなければ、これはシームレス化というのにつなげられないというふうに思いますので、十分利用者の方の気持ちにも寄り添いながら、公共交通については計画を立てて実行してまいりたいと思っておりますし、今議論になっていました外出支援サービス、これニーズがどうなっているのか、対象者がどうなっているのか、そこは日々住民からの声も寄せられているというふうに考えていますので、それを踏まえた中で拡充が必要なのか、あるいはさらに厳格化することによって、公共交通のほうを利用していただけるのか、その辺も含めて判断をしなければならぬというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 今の私の質問、ちょっとあまりうまく伝えることができなかったのですが、不特定多数と特定というのを、私は決してごっちゃにしているわけではありませんし、今後、免許返納するような人の中には、特定されるような人もたくさん出てくるというつもりでお伝えしたつもりであります。その辺のところは今後調整して考えていっていただきたいと思っております。

先ほど来、私申し上げていますが、そういった交通施策に関しては、所管の部署だけで、所管の部

署というか、全体で進めていく必要があると思っています。地域公共交通については、多くの自治体が企画とか政策推進といった、まちづくりの部署が主体となって進めているとお聞きしています。幕別町は平成30年の機構改革で、公共交通の担当部署が防災環境課に変わりました。これ変更した理由について、確認させていただきたいのと、現状の体制で問題ないのか、また、これまでそれについて議論されたことはあったのかお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 組織の事務部署については、町内、適材適所といいますか、スムーズに仕事が進むような形での事務分担をしているつもりであります。今、まさに組織機構につきましても検討していますけれども、その中でこれが話題に上ることは、私はないと思っております。交通に関しては全般的に防災環境課が担う、これ JR 含めて、JR も路線バスもそれとコミュニティバスも担うという形で、私は今のところは支障は生じていないのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 私自身は、まちづくりとして考えた場合に、ちょっとどうなのかなというところはあります。機構改革の検討の材料になればタイムリーだなと思って質問したのですけれども、これまでの質問通してですが、事業の根っこにあるのは地域の声です。過去からアンケート、協議会など様々な取組をされてきたと認識していますが、直接的な対応もそうですが、十分かというところではありません。昨年からは明野ヶ丘公園の再整備のワークショップを進めてきましたが、ここでは町民の多様な意見が活発に交わされたと聞いております。このような取組は、行政主導の説明会的なものではなく、町民プレイヤーも生まれやすいでしょうし、町民同士横のつながりも期待できると思うので、とても評価していますし、交通ネットワークの分野でも、参加すべき点はあるかと思っております。

そこでですが、町長は住民有志の会、コミバス活況化勝手連の活動をご存じでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） そういう動き、私のほうには届いておりませんし、接触したこともございません。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） そうですか。分かりました。

地域の有志の会なのですけれども、コミバスに実際に乗車して聞き取りや実態調査をしたり、コースを検証するなどして、どうすれば利用者が増えるか真剣に考えています。利用者から助かるよとか便利だよと聞くのがうれしいと言いまして、調査結果も分析してまとめられていました。まさに私はコミバスの応援団だと思っております。全国では住民にサポーターになってもらったり、応援団として地域のコミバスを育てていくといった取組もありますから、町内にもこうした主体的な動きがあるのは大変喜ばしいことだと感じております。また、こうした機運がほかでも醸成されるよう、今後、意見交換会やワークショップを開いたりして、一緒に知恵を出し合い、利用促進や新たな需要の掘り起こしにもつなげていっていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 大変失礼しました。

名称は私の記憶になかったものですから、先ほどの答弁になりましたけれども、そういう団体といいますか、活動している有志の方から、意見だとか取組、今後コミバスに有効活用ができるような取組にも協力したい、そのようなお話は頂いているところでもありますので、いずれにしても住民の方が自らそうやって自主的に活動していただいて盛り上げていただくことは、大変ありがたいことでもありますし、何かその上で協力が、お手伝いができることがあれば、やらせていただきたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） ぜひ協力を引き出して、いろんなまちづくり、一緒にやっていっていただきたいと思っております。

3番目に行きます。

令和2年の再生法の改正を受け、答弁にもありましたように、十勝圏域での地域公共交通計画の策定に向けての取組が始まったと承知しています。答弁には令和5年度まで策定する予定とのことでした。交通はネットワークですから、十勝広域での計画化は望ましいと思われる一方、地域の特性や実情がきちんと反映されたものになるかといった懸念もあります。幕別町は離れた3市街地と点在する農村居住地という都市形態であり、これらに伴う様々な課題について、実効的な対策が盛り込まれるのでしょうか。委託仕様書を見ますと、調査は路線バスや都市間バスの利用実態、空港を利用する観光客の行動履歴調査、さらには観光客や移住希望者への新たな交通旅行商品の検討などを中心としたものであり、これはまさに十勝全域の広域の交通ネットワークについてが対象になっております。幕別町をはじめとした個別自治体の中の個別の課題と対策までは、踏み込んで調査するものにはならないと見ていますが、どのような認識をお持ちでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ今、始まったばかりでありますけれども、十勝だけの、十勝の主要な駅であったり、交通結節点のみのネットワークでは、これ意味がないわけありますから、しっかりそこには地域住民がどう使えるのか。あるいは観光客が地域住民とほぼ同じだと思います。どこでもこれ行きたいという感じになりますので、そういったどういう行動を取っていくか、どういう魅力がうちの町にあって、それをいかに結びつけていくかということも含めた計画でなければならないというふうに思っておりますので、そこは十勝だけの計画ができたからそれでよしというのではなくて、今からそれぞれの町のそういう観光資源なんかも含めて、そういったネットワークができるのかという観点で協議をしていかなければならないというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 生活実態と一体になったような取組になればいいとは思いますが。改正再生法では、計画策定のために住民利用者、そしてその他利害関係者の意見を反映させる必要な措置が義務付けられています。十勝管内の広域の計画は必要でありましょうが、幕別町の地域公共交通に関することについては、まず町が主体的に動き、町民や関係機関と協議しながら、ベースとなる計画を策定する必要があると考えています。現在、帯広、音更、芽室は個別計画を持っています。直近のベースがあるので、これを広域計画に落とし込むことも可能であります。しかし、幕別町においては、平成25年の生活交通ネットワーク計画しか個別計画は存在していません。これはコミバスや乗合タクシーを導入するときのものであり、その後、利用実態や社会情勢、法制度なども変化してきています。特にウィズコロナ、アフターコロナの時代を見据えて、持続可能な幕別町づくりを進めていくためには、個別の計画を策定して、それを十勝全体計画に反映させることが望ましいと考えます。改めて伺います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 平成25年の計画につきましては、コミバス運行するに当たって、国からの助成を受けるための一つの前条件的なものがありましたので、やむを得ずつくったと言ったらちょっと言葉が悪いかもしれませんが、つくらざるを得なかったような状況の中でつくったわけで、今求められているのはそうではなくて、幕別町の住民がいかに利用しやすい、出かけやすいような計画になるかということですので、そういう本質的なところで実のある計画にしていかなければならないなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 今日、私は、様々な地域課題について質問させていただきました。こうした課題を整理して、方向性を見いだして、時代の変化に対応した私たちの足元、幕別町の交通ネットワークの体制をどうしていくのか、早急に取り組む必要性を感じていますので、ぜひ検討を進めていただきたいと思っております。

最後になりますが、まちづくりと交通ネットワークは切り離せないものです。公共交通はにぎわいや地域活力の創生など、町民の暮らしや社会経済活動を支える重要な都市機能の一つだと認識してい

ます。今後、免許返納者が増え、必要性が増してくることを考えると、地域として公共交通を残していくことが町の責務だと言えます。そのためには全体のバランスや制約の中で、いかに工夫ができるか、環境を整えていかなければなりません。また、ちょっと話はあれなのですが、国の炭素目標に対応するため、町の計画の中でも、二酸化炭素排出量の削減など環境への配慮をうたっております。こうしたことを計画だけに終わらせないためには、今までどおりのことをやっていただくだけでは全く前に進まないですし、行動変容が求められると思います。

町長は、将来の幕別町にどのようなビジョンをお持ちでしょうか。将来的には自動運転が当たり前になって、自由に人の移動ができるようになる可能性があると思いますが、実用化されるまでの間も、しっかりと町民の足を守っていかなければなりません。持続可能なまちづくりを進める、時には今のAIなどの技術を使った新しいシステムの導入に向けた、実験的なことにも果敢に挑戦してほしいと考えますが、町長の決意を最後にお示しいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 技術が発達して、将来どのような交通手段が出てくるのかということは、現段階では想像すべくもないのですが、なかなか難しい話で、相当に10年経てば変わってくることは間違いないとは思いますが、やはり私はそういう将来を予測できるのであれば、ある程度それを見据えて中での公共交通計画というものを樹立していく必要があるのではありますけれども、なかなかそこまでは至らないわけで、私はやはり2、3年先を考えた中で、住民の方が不便なく動き回れる、そういう環境は常につくっていかねばならない。なかなか将来、私の任期も4年ですから、なかなか20年先を見ろといっても難しい話でありますけれども、そこまで確たる思いを持って見据えられるような状況ではないのかなと。もっともっとそれよりも速度が速く、技術が進歩していくではないかなというふうに思っています。ですから、自動運転も、いつの段階で出てくるのかということも、実証実験はやっていますけれども、それはいつになるのか、これはハードの整備も当然出てきますので分かりませんが、ただ言えることは、やはり住民の方が不自由なく出かけられる。そこでコミュニティが発生する。コミュニティがまちづくりの原点ですから、そこが失われないような環境づくりはしなければならぬというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 以上で、内山美穂子議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

11:01 休憩

11:10 再開

(11:10 藤原議員退席)

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、酒井はやみ議員の発言を許します。

酒井はやみ議員。

○9番（酒井はやみ） 通告に従いまして、質問します。

1、子どもの医療費18歳まで無料に。

厚労省が発表した「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」の結果によると、2019年4月現在、中学卒業まで医療費を助成している市区町村は、外来、入院とも9割超まで広がっています。18歳年度末まで助成する市区町村は、2015年4月時点では通院・入院とも16%程度でしたが、現在4割に達しています。一部自己負担や所得制限を設ける自治体も減っており、全ての子どもに必要な医療をという世論と運動で、無料化拡充が進んでいます。

十勝では、18町村中10町村が18歳年度末まで助成、全国的には、愛知県東海市や豊田市、春日井市などで、昨年度から24歳以下の大学生まで入院無料になるなど、流れはさらに広がりつつあります。

幕別町では、2015年10月から中学卒業まで無料となり、「幕別町に移住する決め手になった」「躊

躊躇なく病院に連れていけるようになってありがたい」など、子育て世代をはじめ町民から歓迎されています。医療費助成が子育てを大きく支えることが実感されているだけに、助成年齢の引上げを求める声はますます強くなっています。

とりわけ切実なのは、ぜんそくやアレルギー、精神疾患など、継続した医療を必要とする子どもたちです。保護者からは「高校生になって医療費の負担がずっしりと生活にのしかかる。病気とお金の二重の不安でつらい」などの声が寄せられています。加えて、子どもの貧困の深刻化、コロナ禍での収入減の影響が、子どもたちの心身の健康を脅かしています。

今こそ、全ての子どもたちに必要な医療を保障することが求められていると考えます。子育てに大きな希望のメッセージとなる医療費助成の拡充について、以下の点を伺います。

①子どもの医療費助成の拡充に向けて検討を開始するべきだと考えるが、町の認識は。

②18歳年度末まで医療費助成を実施した場合に、必要となる予算は。

③国に対して、子どもの医療費助成制度の創設を求める考えは。

2、高い国保税の軽減対策を。

コロナ禍で深刻な影響を受けている事業者にとって、ただでさえ高い国保税が、ますます重くのしかかっています。事業収入等が前年より減少した世帯を対象に減免制度が創設され、来年度からは子どもの均等割軽減がスタートします。しかし、「既に収入が減っていた昨年との比較では減免対象にならない」「子どもの均等割自体廃止を」の声も聞かれます。

国保税が、より事業主の実態に即した公平な内容となるよう、減免制度の充実が必要と考え、以下の点を伺います。

①コロナ禍での収入減に対する国保の減免制度の活用状況は。また、制度を充実する考えは。

②子どもの均等割軽減の前倒し実施と減免拡充を。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 酒井議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「子どもの医療費18歳まで無料に」についてであります。

子どもの医療費助成につきましては、子育て世帯の経済的な負担を軽減し、子どもの保健と福祉の増進を図ることを目的に、現在、多くの自治体で実施されているところであり、本町におきましても、平成23年10月から小学校卒業までの医療費を無料化し、平成27年10月からは、助成の対象範囲をさらに中学校卒業までに拡充し、子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組んでいるところであります。

ご質問の1点目、「子どもの医療費助成の拡充に向けて検討を開始するべきと考えるが、町の認識は」、ご質問の2点目、「18歳年度末まで医療費助成を実施した場合に、必要となる予算は」と、ご質問の3点目、「国に対して、子ども医療費助成制度の創設を求める考えは」につきましては、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

子どもの医療費助成は、経済的支援を通じて、少子化対策や若年世代の定住対策に寄与できる施策として、大変重要であるものと認識しておりますが、一方で、医療費の無料化は、今後の医療技術の進展などにより、将来的な医療費の増加も予想されますことから、助成対象の拡充は慎重に考えなければなりません。

前段でも申し上げましたが、本町では、町独自の子育て支援策として、平成23年10月から小学生までの医療費を無料化し、さらに次代を担う子どもたちの健やかな成長と安心して子どもを育てられるまちづくりを推進する観点から、子育て環境の一層の支援を図るべく、平成27年10月から所得制限を撤廃するとともに、中学生までの医療費の無料化に取り組んできたところであります。

限られた財源の中で、子育て世帯に対する経済的負担の軽減を図るため、制度の安定的な実施に努めているところでありますが、現行の子ども医療費助成における町の一般財源は、平成30年度から令和2年度までの3か年の平均で約7,800万円となっております。

仮に、18歳年度末まで拡充した場合、過去3か年における国民健康保険被保険者の診療報酬明細書に基づき試算いたしますと、16歳から18歳までの自己負担額の3か年平均が1人当たり約2万8,000

円でありますことから、令和2年度末現在における対象年齢の人数738人から福祉医療助成対象者と生活保護受給者を除く617人で推計いたしますと、約1,700万円の新たな費用の負担が見込まれるところであります。

全国においては、医療費助成の対象年齢を拡大する取組が徐々に広がりを見せておりますが、本来、医療費の負担水準が各市町村において格差が生じることは適当ではなく、国の責任において統一した制度を実施するべきであると考えております。

このため、次代を担う子ども一人ひとりが、いづどこにいても必要な医療が受けられるよう、子ども医療費助成制度の創設を含めた国による子育て支援策の拡充について、全国町村会等を通じて国に要望しておりますが、町といたしましても、子ども医療費助成を含む子育て支援策のバランスの中で制度の方向性を見極め、限られた財源の中で長期的な見通しを持ち、有効な子育て支援策の選択をしまいたいと考えております。

次に、「高い国税の軽減対策」についてであります。

日本における医療保険制度は、誰もが安心して医療を受けることができる世界に誇るべき国民皆保険が最大の特徴であり、その制度の根幹を成しているのが国民健康保険制度であります。

しかしながら、医療保険制度においては、現役世代の納める保険税は保険給付の財源としての役割を果たしており、今後、急速な高齢化の進展を背景に社会保障給付費の増加が見込まれる中、現役世代の負担も上昇していくことが予想されます。

こうした中、国は、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築するため、子どもに係る国民健康保険税の均等割額を減額し、公費で支援する制度の導入等を盛り込んだ健康保険法等の一部を改正したところであります。

ご質問の1点目、「コロナ禍での収入減に対する国保の減免制度の活用状況は。また、制度を充実する考えは」についてであります。

町では、国の財政支援措置に基づき、新型コロナウイルス感染症に罹患し重篤な傷病を負った方や、国や北海道の要請により事業等の休止を余儀なくされ、収入の減少により国民健康保険税の支払いが困難となった方に対して、対象となる期間を特定して、遡及して国民健康保険税を減免することができる特例措置を設けるため、令和2年第2回町議会定例会において、幕別町国民健康保険条例の一部を改正いたしました。

また、本年度につきましても、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限がある令和3年度分の国民健康保険税の減免を行った場合、減免に要する費用を財政支援の対象とすることが国から示されましたことから、減免の対象期間を延長するべく、本年5月に同条例の一部を改正したところであります。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免実績につきましては、令和元年度分が5件、減免金額が8万円、令和2年度分は37件、612万8,300円となっており、令和3年度分につきましては、8月末現在において、5件、57万7,400円の減免を決定いたしております。

町における新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免は、国の財政支援措置の基準に合わせて実施しているところではありますが、町の独自基準による減免の実施は、国からの財政支援を受けることができず、結果的に他の被保険者の負担となってしまうなど、税負担の公平性を欠くことにつながることから、今後におきましても、引き続き、国の財政支援措置の基準に合わせて実施してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「子どもの均等割軽減の前倒し実施と減免拡充を」についてであります。

国民健康保険税の標準賦課総額につきましては、地方税法に基づき、世帯の被保険者に乗じて税額を算出する均等割と1世帯当たりの税額を算出する平等割を応益負担とし、また、世帯の被保険者の所得に応じて税額を算出する所得割を応能負担として、この応益負担と応能負担の原則に従い、被保険者に対し負担を求めているところであります。

国においては、平成27年5月の国民健康保険法の改正に対する国会の附帯決議で「子どもに係る均等割保険税の軽減措置について、地方からの提案も踏まえ、引き続き議論すること」とされたことを受け、本年6月に成立した「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」において、令和4年4月1日から少子化対策の一環として、未就学児に係る均等割の課税額を5割軽減することとしたものであります。

子どもの均等割軽減の前倒しの実施につきましては、税負担の公平性の観点から、町単独による軽減の実施は考えておりませんが、軽減の拡充につきましては、本年7月に全国町村会が、国に対し、国の負担割合の引上げと軽減対象範囲の拡大について要望を行っておりますことから、町といたしましては、その動向を注視してまいりたいと考えております。

以上で、酒井議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） それでは再質問いたします。

最初に医療費助成についての答弁の内容で確認させていただきたいのですが、最後に言われた「町といたしましても、子どもの医療費助成を含む子育て支援策のバランスの中で制度の方向性を見極め、限られた財源の中で長期的な見通しを持ち、有効な子育て支援策の選択をしてみたいと考えております」という内容ですが、これは国の制度創設待ちにせず、町が必要とした段階で町として助成年齢の引上げに踏み切ることもあり得るという理解でよかったですでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 子育て支援策、本当様々やらせていただいております。私が町長に就任した平成27年から、本当毎年のように何か新しいメニューを作って実施をさせていただきました。ですから、この医療費が一つの目玉になることは、これ間違いない。平成27年10月に早速まずは中学生まで拡大しましたので、それもありますし、様々なハードの面もやってみりました。そういう様々な支援策の中での選択肢の一つとして考えられるけれども、それは状況次第でありますので、やらなくともやるとも言っていないで、これは総体の中で判断しなければならないということでこういうふうにご答弁させていただいたところであります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 国のほうは、住民運動や自治体からの働きかけでようやく動くという状況がありますので、国を動かすためにも自治体から積極的な動きを起こしていくという、そういう姿勢で医療費助成についても拡充の検討に臨んでいただきたいなというふうに感じています。

それでは、ちょっと質問の内容に移っていきます。

18歳までの無料化について、優先して検討を開始するべきだなというふうに私は考えているのですが、その幾つかの理由について町の考えを伺っていききたいと思います。

1つ目の理由ですが、このコロナ感染拡大の影響が長引く中で、必要な医療を受けられない子どもたちが生まれているのではないかとこの点です。経済の落ち込みや雇用、経営の悪化が家計を直撃しています。低所得者層や特に女性の非正規労働者は、最も厳しい状況に置かれており、ひとり親世帯の生活困窮や子どもの貧困化が深刻化していることが政府の分析でも明らかにされています。今、町で医療費の助成を受けていない高校生の年齢の619人の子どもたちの中にも、ひとり親家庭や家計が急変した子どもたちがいると考えられます。子どもの健康と生活費を、てんびんをかけなければいけないような状況にはさせてはいけないと感じます。

この7月から福岡市が子どもの医療費の助成を拡充していますが、その理由として新型コロナウイルス感染拡大の影響で経済的な理由で医療を受けられない子どもたちがいるというふうに見て、こうした家庭を支援するという点で実施を始めています。生活苦や将来不安が広がるこのコロナ禍で、逼迫している家庭に、何があっても子どもたちの命は守るというメッセージを町が送り続ける意義は今とりわけ大きいと感じます。町としてこうしたメッセージを子どもたちに、ぜひ送ってもらいたいと思います。せめて医療費だけでも助成をとという声に答えていただきたいと感じますが、この点につ

いて町の考えはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） コロナ禍において静岡市が新たに拡充したというお話を聞かせていただきましたけれども、そういうことも一つの手であるなと思います。ただ、今コロナ禍だから助成をしたいけれども、ではコロナが収まったら、それやめるとなかなか私は行政としてはできないわけで、やるからには相当な覚悟を持って、将来負担を考えながら実施しなければならないということがあって、非常に聞かされてびっくりしたわけでありましてけれども、このコロナ禍においては、様々な町民の方が苦勞されている。特に事業をやられている方が一番私は苦勞しているというふうに、そう感じていまして、これまで第3弾事業者応援事業をやってきましたし、また無利子融資などについても支援をさせていただいているわけでありまして、そこにはやはり事業者を守っていくことが、そこに働く雇用を守る。その雇用を守ることがその人たちの生活を守るという、言ってみれば三段論法みたいな考え方の中でやらせていただいております。

それと、ひとり親の話も出ましたけど、既存の制度を利用できる方は、それをやっぱりしっかり利用してもらいたいし、例えば国保税の減免なんかもそうですが、減免対象になる方は、そこをしっかりと利用してもらおう。あるいは国からの支援制度などもありますから、それを利用してもらった中で、町として何を選択していくかということで考えたいわけでありまして、現時点においては、医療費の助成、メッセージは大変大切なことかと思っておりますけれども、そこには至っていないなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 朝日新聞デジタルが、昨年6月に行ったアンケート結果があるのですが、そこでは657人が回答し、子育て世代対象なのですけれども、そのうち49.8%の人が収入が減ったというふうに回答しています。内容で衝撃的だったのは、もともと所得が低かった人ほど減収幅が大きく、生活が急激に悪化しているという点です。子育て中の年収400万円以下の世帯をまとめてみると、減収したという人が7割、年収200万円未満の世帯になると、3割の世帯で収入が5割以上減っていました。一方、年収600万円以上の世帯は約6割が変わらない、むしろ増えたと回答し、5割以上収入が減ったと回答したのは2.5%だけでした。公的な支援として、先ほどもいろいろと紹介されたように、様々な支援制度とか、コロナ禍での貸付けなどありますが、そうした制度は期間は限定され、貸付けも不安定です。低所得者であればあるほど回復にも時間がかかると思います。そして、そもそも戻る先が低所得ということでもいいのかということも問われると思います。このコロナで貧困の実態がすごく浮き彫りになったというふうに思いますが、どんな家庭に生まれても子どもたちが安心して生活し、学べる環境、普通に働きながら子育てできる社会にしていかなければならないというふうに感じます。そうした社会をつくっていく一歩として、医療費の助成の拡充を、本当は国としてなのですが、国を動かすためにも町として検討していただきたいなというふうに思います。

2つ目の理由について伺います。

経済的な負担が一気に増えると言われる高校生への助成ということになるのですが、そこはやっぱり子育てにとって心強い支援になるということです。様々な施策の恩恵で、義務教育までは何とか家庭の負担は比較的抑えられているのですが、高校生ともなると進学や塾や部活、さらに次の進路への準備金と、負担が一気に増えます。支援のはざまにある年代でもあり、ここへの支援が求められていると思います。

2018年に町が行った子どもの生活実態調査でも、子どもが高校生となると、通学するのにかなりの経済負担があります。子どもが高校生になっても支援の手が欲しいという声が寄せられていました。いろんな支援制度の中でも、医療費無料の年齢引上げをとという声は大変大きいわけですが、それはやはり幕別町が先駆けて医療費助成を拡充してきたインパクトが大変大きく、それがどれだけ子育てに安心をもたらし、支えるものであるかが実感されているからだというふうに思います。私も何人もの保護者の方から、医療費の助成が充実しているので、この町を選んだという声をお聞きしましたが、

私自身もそういう一人ですし、こういう町ならまだ子育て続けられるかなということで、3人目の出産に踏み切ったという経験もあります。まだ収入がない高校生にも助成拡充をとというのは、自然な願いだというふうに感じます。

幕別町としていろいろと子育て支援に力を入れてきたのですけれども、中でもやっぱり子どもをちゅうちょなく病院に連れて行けるといのは、大きな安心感につながり、ここでなら産み育てられるというふうな思いにつながると思います。それだけに、ほかの自治体でも助成制度が急速に広がっているのですが、やっぱり負担が増えていく高校生の子育て支援として検討する意義があると考えますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 検討する意義は、私は否定しているわけではありませんので、あると思います。ただ、やっぱり根本の話になってきますと、これは私は地方創生にまで遡るかなと思っています。2014年に増田寛也さんが代表やっていた日本創生会議ですか、ここからの提言を受けて、このままでは半分以上の市町村が消滅可能性の市町村になってしまう。だから、人口を何とか維持していかなければならない。それを受けて内閣のほうで、各市町村が創意工夫をした中でまちづくりしていくことで、そのまま推移すれば2060年に8,600万になってしまう人口を、何とか1億を確保したいというふうに始まったのが地方創生。私はこの地方創生は全く相入れないわけでありまして、本来であれば、人口を維持するのであれば、しっかりと子育て支援やらなければ駄目だ。これは医療費の助成であったり、教育費の無料化、これをやれば安心して私は多くの方が子どもが産み育てられるのかなというふうに私は感じておりました。今もそうでありますから、そういう中で、国がなかなか動いてくれないところもあって、いかに町としてその制度の隙間を埋められるかということで、平成27年の10月から中学生のこの無料化をやらせていただきましたし、この間、挙げれば、何か自慢話のようになってしまいますけれども、平成28年度は保育所に温かいご飯を提供するようにしました。29年には中学生の修学旅行の助成をやらせていただきましたし、子育て支援という意味では、まぐハンドブックを新たに更新もいたしました。また、30年には保育所、幼稚園のエアコンの整備をしまして、令和元年にはデイサービス型の拡充をした。さらに令和2年においては、マイホーム応援事業の子ども3人目の人方に20万円を30万円にしたとか、なるべく若い世代に幕別町に入ってきて子育てをしてほしいと。そういう環境づくりとして、マイホーム応援事業も拡充しましたし、さらには学童保育、小中学校のエアコン整備も、これで言うてみれば、小さい子どもたちの教育環境、保育環境の整備は全て終わったということになりまして、かなりこうやってきた中で、一番はじめに医療費の助成に取り組んだわけでありまして、やはりやるということは、それなりにお金その後かかってくるわけで、今後、子育て支援の中で何が必要なのかということについては、スクラップアンドビルドということも当然考えながら考えていかなければならない。そういう中での一つの課題であることは認識しておりますけれども、一番はじめに申し上げたように、基本はやっぱり国がやるべきだと。市町村によって受けられる医療というか、医療費の負担が異なるというのはやはりおかしい。これは私は国がやるべきことであって、コロナ対策の中で今必要とするならば、しっかりそれをお金を、予備費を使っても、緊急的にやるべきであろうというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 幕別町がこの間、本当に多彩にいろんな支援を検討して、実現させてきているということは、私は大変恩恵も受けていて実感しているところです。それなのに、なぜこんなに大変なのかなというのが、まだ本当に疑問に思うところですが、それは国の、政治の流れの影響をやっぱり大きく受ける世代でもあるからだというふうにも感じております。

医療費の拡充を求める理由の3点目に移ります。

3つ目の理由は、ぜんそくやアレルギーなど慢性的な病気を持つ子どもたちを支えるのは、この制度しかないという点です。先日お話を伺った保護者の方は、4月にお子さんが高校に入学したということでしたが、入学準備で30万円ほどかかり、その上、医療費の負担も始まって大変だと、顔をゆが

めておられました。お子さんは、アレルギーがあって定期的に耳鼻科に通っているそうですが、さらに心療内科にも通っているということでした。複数の疾患があるために、医療費が、しかも定期的にずっとかかる。高校生まで無料にしてほしいと話されていました。

町が行った生活実態調査に寄せられた声の中にも、医療費がとても助かっているのを継続してほしい、子どもに持病がありこの先も通院や薬が必要なので、無料の期間が延びるとさらにありがたいという声がありました。ぜんそくやアレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎などの持病を持ったお子さんは、国の小児慢性特定疾患の医療助成の対象になりません。しかし、軽いといえども、例えばぜんそくの子どもの持つ保護者の方は、レントゲンの負担が重いというふうに言われますし、先ほどの方のように複数疾患があるというケースもあります。また、別の保護者の方は、体質が似ているのか、兄弟がそろって共通して鼻炎とぜんそくを持っているということで、定期的な受診が下の子まで続き、負担もその分膨らむというふうに言われていました。その方は、高校生にもなると、本人が少しなら大丈夫だよというので、ちょっとならと我慢させてしまうこともあって、胸が痛むと。小さな子どもよりは、病院の回数は少ないかもしれないけれども、お金のことを気にせず病院に連れていけるとすごくありがたいというふうに話しておられました。

医療費助成の拡充の重要な役割は、慢性的な病気に苦しむ子どもたちを支援することにあると思います。通常の風邪やけがは、成長とともに減って、そういう方にはありがたみを感じることはあんまり多くないかもしれませんが、こうした病気を持っている子どもたちや継続的に治療が必要な子どもたちにとってみれば、この制度が非常に大きな意味を持つというふうに考えます。答弁の中で、1人当たり年間2万8,000円の自己負担を、今、してもらっている状況にあるということでしたが、それもきっと個人で差があるのかなというふうに、保護者の皆さんの声を聞いて思いました。こうした子どもたちの実態や保護者からの要求など、町でつかんでいることがあればお聞きしたいと思います。また、こうした子どもたちの支えになるという点について、町の認識を伺います。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 後段のご質問にありました住民の皆さまから、そういったぜんそくですとか、そういった医療費に関するニーズ、声を聞いているかということなのですけれども、その件に関しましては、具体的に今我々の担当のところまでは、具体的な声としてはまだ伺っていない状況であります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 分かりました。

そうした子どもたちの支えに、医療費助成の拡充がなるという考える点について町の認識はいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 支えになっていただいているのであれば、ありがたいなというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 高校生まで拡充することで、そうした疾患で、きっと今1人当たり高校生2万8,000円の自己負担をしているという話があって、もし助成するとなればそれを町が負担することになるという答弁があったのですけれども、きっと疾患を複数持つお子さんというのは、均等に2万8,000円ではなくて、きっと傾斜があると思うのですよね。そうした方たちの支援につながるのではないかと。大変な負担ではないかというふうに考えるのですが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ぜんそくであったりアトピーであったり、本当に困っている方は中にはいらっしゃる。でも、それは医療費がかかるという、その大変さはあるというふうに思います。ただ、その人方を救うがために、本当に困っていないって言ったらかおかしいですね。そういう困っている方以外も救うことになってしまうわけで、私は本来でいけば、国の制度として、そういう本当に困っている方

は、病気を指定して救っていくというのが本来であろうというふうに思っていますので、そこはどのぐらいの対象者がいて、どのぐらい困っているか、その程度も分かりませんので、それは大きなものというかかなりの困窮度にあるのであれば、これは幕別だけではなくて、十勝あるいは全道、全国とそういう中で制度創設に動いていかなければならないのかなというふうに思っておりますが、まずは実態が分からない限りは、ちょっと私は、今この場では答弁については明確な答弁はできないわけがあります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 先ほど紹介したような事例もありますので、ちょっとアンテナを張って、こちらでもそういう声があったらお伝えするようにしますし、町としてもアンテナを張っていただきたいなというふうに思います。

医療費の助成拡充を求める4つ目の理由についてです。

コロナ禍が子育ての世代に大きな影響を及ぼしているだけに、町の人口ビジョンにとっても子育て支援をさらに充実させる必要があるのではという点です。国は、2030年までに合計特殊出生率を1.8にして、2040年には2.07まで前進させるというふうに描いていますが、実際にはここ5年連続低下し続け、2020年は1.34で前年の1.36よりさらに低下をしています。さらに婚姻数も一昨年の59万9,000組から7万組以上減少し、生まれた赤ちゃんの出生数も84万人と、前年よりさらに2万人減って、過去最低となったことが話題になりました。今年度はさらにどの数値も下回ることが予想されています。幕別町は合計特殊出生率を1.55を目指しています。平成25から29年の合計特殊出生率は、厚生労働省の人口動態統計資料によりますと1.41と、前回5年前の調査結果、1.46から低下をしています。そこからさらにこのコロナ禍で、全国の動向と同じように数値が下がることが懸念されます。産み育てやすいまちづくりの課題は、医療費助成だけではないと考えますので、私もあらゆる知恵を絞っていきたくと思いますが、その中でも子どもの医療費助成拡大は、子育て世代からも大きな要望として出されている課題です。人口ビジョンからの点からも、無料拡充の意義について検討する価値があると考えますが、どのようにお考えですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ人口なるべく減少させないための施策というのはいろいろあるわけで、これ医療費もその一つかもしれませんし、うちは幕別がやっている定住、マイホーム応援事業もそうでありますし、先ほどご紹介した様々な子育て支援もそうでありまして、それは人それぞれ価値観が違いますので、町でやっているところが非常に助かるので行ってみたい、医療費がという人もいるかもしれませんが、そこはあまり総合的になるのは好ましいことではありませんけれども、やはり幕別町の将来のまちづくりの向かう方向性から考えると、なるべく若い世代に入ってきてほしい。そのための魅力ある対策をつくって、それをしっかりとPRしていきたい。そういう姿勢でやってきておりますので、医療費だけが私は切り札になっているとは思いませんので、全体の中で定住、人口減少対策につながるような対策を講じていかなければならないというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 私もいろんな策が必要だというふうには考えています。その中でも、今回、医療費の助成拡充を求める声が大きかったので、その理由というか、検討を進める意義について、考えた点について考えをお伺いしたところでした。

本来は国の責任において、統一した制度を実施すべきという町の考えには全く同感です。運動も広がっています。ぜひ町の方向性として、今後も検討を続けていただきたいというふうに考えて、次の質問に移ります。

国保の軽減対策をについてです。

答弁の中で、コロナの影響を受けたとして、国民健康保険税の減免を実施した件数が紹介されました。令和2年は37件あるのですが、令和3年分については8月末で5件だけという数で、ちょっと私の印象では少ないのかなというふうに思いましたが、町のほうとしてはこれ予想どおりというような

内容ですか。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 今現在、8月末現在で、減免を決定されている方は5件ということですが、今、実際ご相談を頂いているのが、この5件を含めて全体で25件ほど相談を頂いております。この1年間の収入の減を見込まなければならないものですので、今状況を見させてもらって、もう少し減少になった場合は、書類をこれこれこういうふうに出してくださいねということで、いろいろと今やり取りされている方もいらっしゃると思いますので、今後さらに増えてくるのかなというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） この減免制度については、昨年の同時期と比べて3割減収、売上げ減だとかそういう場合に申請できるということになっていまして、昨年との比較ということでは、もう既にコロナ禍で収入が減っているところと比べて、さらに3割以上減らないと対象にならないということで、ちょっと事業者の方からも、不十分でないかという声も伺ったのですが、そういった声なんかは町のほうではつかんでおられませんか。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 今、ご質問にあったような内容のご相談はございません。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 令和2年度よりも、今回相談含めて25件ということですが、昨年の37よりもそれでも少ないという点については、そうした制度の内容がちょっと申請に結びついていないというようなことではないのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） その前のご質問からいいますと、令和2年度中の収入の減に基づいて、令和3年度の保険税を決定させていただいております。コロナの減免に関しましては、令和2年度中の収入に対して、今年度どうなるのだろうかということで決定をするものでありますので、我々は広報、そういった発布時期にもご案内を同封させていただいておりますけれども、各課いろんな町内で関係部署がございますので、そういったところからでも十分に周知をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 分かりました。

町としては、昨年度との比較での売上げ減、3割減が対象というこの制度の内容については、それではちょっと十分申請の対象にならないということで、こちらでは不自由分ではないかという声が寄せられているのですけれども、町の認識としてはいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは国の財源補填措置に基づいてやるというのは原則であります。でない、それを町が一般財源で補填すると、他の国保以外の方、国保の中で負担するとなると、これは国保の中の他の被保険者が負担をするという、誰かが負担をしなければならないということになりますので、そうなる、やはり税の負担公平の原則からはみ出してしまうということでもありますので、ここは国の財源補填がある分に限ってやるということ。それともう一つ、応能割については、前年所得を元に課税をします、令和3年度は令和2年の所得に応じて課税をするということになりますから、落ちていきますから、もともと担税力に応じた、少なくとも応能割については担税力に応じた課税がなされるというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 分かりました。次の質問に移ります。

子どもの均等割軽減についてです。18歳未満の均等割を免除してほしいというか、する必要があるのではないのかというふうに考えるわけですが、万が一それをした場合に、対象者は何人で、減額の

総額が幾らになるのかというのは分かりますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長

○住民生活課長（谷口英将） 18歳までの対象者ということでありませぬ。

令和3年の当初も含む状況で申し上げますと、18歳未満の世帯のいる個々の加入者が347世帯632人いらっしゃいます。この方々に対して均等割での金額が1,500万円になっております。その半分ということでもありますので、約800万円ほどと、750万円ほどという計算になるのかなというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 分かりました。

今、もともと高いと言われている国保税ですが、特に均等割が所得がゼロの世帯にも、所得が減った世帯にも負担が重くのしかかります。赤ちゃんもすぐに均等割の保険税が発生し、子どもが多い家庭ほど税が高くなります。その上で、このコロナ禍ということなのですが、そもそも現在、国保の中の非正規労働者が3割、自営業者が1.5割というふうに言われています。年所得200万円以下が80%で、2016年時点での加入者の平均所得は138万円というふうになっています。国保加入者は、このコロナでとりわけ深刻な影響を受けていると考えられ、子どもの均等割の減免は待ったなしの課題だというふうに考えます。ようやく国が来年度から均等割の5割を軽減するというところで、一步前進ではありますが、この軽減の対象は、未就学児までとなっています。それでは十分な子育て支援策とは言えないというふうに思います。コロナ禍の影響が、より深刻だと思われる国保加入者の子育て世帯の支援を進めるために、子どもの均等割の前倒し実施や対象を18歳までに広げるということについて、検討するべきだと考えますが、改めて町の考えを伺います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これやはり国がしっかり責任を持ってやっていただくことに尽きるというふうに思っています。まずは未就学児、来年4月から均等割については軽減をしていくということでありませけれども、特に小さい子どもを育てている、未就学児以外の小中学生を含めた対象を拡大していく、そして最終的にはさっきの議論ではないですけれども、やはり子育て支援の一環として保護者の負担を少なくしていくということが必要だろうと。段階的に、まずは未就学児から次は小学生だとか小中学生と、そういうことが必要であろうということで、私たちも全国町村会の一員として、国に対して要請をしているところであります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） そうした方向性については、私も同意するところではあります。その時期がいつになるかということは、当事者にとってはとても切迫した事態もあると思いますので、検討が必要かなというふうに思います。

2019年現在で、24市5町が子どもの均等割の減免を実施しています。町でも検討する材料になればと思います。少し紹介したいと思います。24市5町のうち、12自治体が18歳までの全ての子どもを対象にしています。それに加えて14自治体が18歳までの子どもが2人以上いる場合に、2人目から対象としています。所得制限については、23自治体がないとしています。人口規模は、旭川のように33万というところもあれば、100万人台の仙台市、5万人未満でも7自治体と、人口規模に関係なく実施されていることがうかがえます。減免額の総額が、各自治体の国保の年度当初予算額に対して、どれぐらいの割合に当たるかということでは、最も比率が高いのが福島県白河市の約0.67%。0.1%以下というところが18自治体と多数でした。ちょっと先ほど幾らぐらいということでお答えいただいて、私ちょっと計算がすぐにできないのですが、町としてはどれぐらいになるのかなというふうに思うところです。

こうした事例から、幕別町でも子育て世代の国保加入者の負担を少しでも軽くするために、検討の余地があるのではないかなというふうに考えるのですが、ほかの自治体の動向など、紹介した内容については幕別町ではどうかという点についてはいかがでしょうか。

- 議長（寺林俊幸） 飯田町長。
- 町長（飯田晴義） 子育て世帯といっても、いろんな健康保険が、医療保険があるわけですから、国保だけというのは、なかなか果たせて子育て支援という観点からどうなのかなということは、それ疑義があるわけでありまして、今ご紹介いただきましたけれども、それぞれの町、それぞれの力を入れる具合というのは、いろいろ違うわけでありまして、数としてはご紹介いただいた数はあるのでしょうかけれども、その政策として、あるいは首長の公約として取り組んでいる。そういう事情もあるかというふうに思いますので、そこはしっかりと状況を見て、それが我が町に当てはまるのかどうかということ、しっかりと考えていかなければならないわけでありまして、数としては29もあるということは承知いたしました。
- 議長（寺林俊幸） 酒井議員。
- 9番（酒井はやみ） 確かに国保の均等割減免で、そこだけで子育て支援というのはどうかという点については確かにそうですので、いろんな支援策が併せて必要だというふうに思いますが、そもそも国保はほかの保険に比べると大変高いということと、均等割というちょっとほかの税と、所得に応じてというほかの税の制度と違う形態ということもあって、それで全国の知事会とか市町村会が均等割の廃止に向けて国に要請をしているところだというふうに考えていまして、町としても検討していく意義があるのではないかなというふうに感じています。18歳までの均等割を軽減すれば、大きな子育て支援、特に大変になっていると考えられる国保加入者の支援につながります。ぜひ均等割軽減を実現する可能性について検討していただくことを期待して、質問を終わります。
- 議長（寺林俊幸） 以上で、酒井はやみ議員の質問を終わります。
この際、13時00分まで休憩いたします。

12:03 休憩

13:00 再開

- 議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
次に、小田新紀議員の発言を許します。
小田新紀議員。
- 2番（小田新紀） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。
1点目、小中学校におけるタブレット活用の進捗状況について。
文部科学省が推進する「GIGAスクール構想」は、当初2019年度より5年間で、順次ハード環境を整備する予定でした。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、より一層、オンラインを活用した学習の必要性が高まったことにより、大幅にスケジュールが前倒しされました。つまりは、各自治体においても、「GIGAスクール構想」実現に向けた学習環境の整備を早急に推進していくことが求められているということです。
その一環として、本町においても昨年7月、補正予算により、各小中学校に1人1台のタブレット端末が導入されました。予算成立から1年以上が経過した中で、小中学校におけるタブレットを活用した学びの進捗状況について、以下の点を伺います。
(1) 町内小中学校におけるタブレットの活用状況並びに先進的な学びの事例は。
(2) タブレットを活用した学習環境の充実のための町の支援策は。
2つ目の質問です。
学校現場のリモートワーク推進について。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、国や北海道は、昨年度より各自治体においても、テレワーク等の導入・活用を推奨するよう通知しています。さらには、導入経費に係る特別交付税措置もされているところであります。
テレワークは、新型コロナウイルス感染拡大防止策の一つであることはもとより、将来の感染症対

策や自然災害等の様々なリスクにおいても、業務継続性確保の観点、さらには働き方改革にも通じる制度であると言われています。

ただし、教職現場においては、その業務の特徴からなかなか推進できない状況にありました。しかしながら、児童生徒が登校しない長期休業中においては有効活用できる制度として、各自治体においても、既に教職員のテレワークが活用されていたり、今夏に入り試行したりする自治体もある状況です。

本町における教職員のテレワーク活用の進捗状況について、以下の点を伺います

- (1) 教職現場におけるテレワーク活用状況及び有効活用についての考えは。
- (2) テレワークの有効活用に向けた今後の環境整備の方策は。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 小田議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「小中学校におけるタブレット活用の進捗状況について」であります。

GIGA スクール構想につきましては、Society（ソサエティ）5.0時代に生きる子どもたちの未来を見据え、児童生徒向けの1人1台学習端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想で、誰一人取り残すことなく子どもたち一人ひとりに個別最適化され、独創性を育む教育 ICT 環境の実現に向けた構想であります。

本町における GIGA スクール構想実現に向けた整備につきましては、昨年6月、全ての小中学校で高速大容量の通信ネットワーク環境を形成するための校内通信ネットワーク環境整備工事を進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、休業が長期化するなどの緊急事態においても、全ての子どもたちの学びを保障できる環境の早期実現に向け、昨年8月、児童生徒1人1台のタブレットの導入を前倒して進め、いずれも本年2月に完了したところであります。

ご質問の1点目、「町内小中学校におけるタブレットの活用状況並びに先進的な学びの事例は」についてであります。

本年導入したタブレットは、全ての子どもたちの可能性を引き出す質の高い学びを保障する上で、学びの幅を広げる必要不可欠なツールであるため、各学校では徐々にではありますが活用しており、本年度は、授業の中で操作方法を覚え、タブレットに慣れることを第一の目標として進めているところであります。

町内小中学校での活用事例といたしましては、小学校低学年では植物の観察や作成した作品を記録用に撮影、保存したり、中学年から高学年では文字の入力や共同作業で意見の書込みを行ったり、修学旅行先の調べ学習などに活用し、中学校では発表資料の作成や、持ち帰りでの健康観察などに備えた学校内でのリモート授業を行うなど、児童生徒の習熟度に応じた活用に取り組んでおります。

先ほど申し上げましたとおり、本年度はタブレットに慣れることを目標に掲げていることから、タブレットの活用における先進的な学びの事例は数多くはありませんが、一例を申し上げますと、1学年1人の小規模校同士の合同授業で、オンライン会議用ツールを活用した話し合いを行ったり、修学旅行先で町のプロモーション事業を行うためのPR活動用ポスターのデザインを、生徒自らが作成する際に活用するなどの事例があります。

今後は、タブレットの活用による他校とのオンライン合同授業などの先進的な取組や、教職員個々の優良活用事例の発表の場を設けるなどの取組のほか、ICT 教育教材の作成方法やリモート授業の進め方など、関連情報を目的別にまとめた北海道教育委員会が提供する「ICT ポータルサイト」の有効な活用に向けて、町内の教職員と着実に情報共有を図ってまいります。

ご質問の2点目、「タブレットを活用した学習環境の充実のための町の支援策は」についてであります。

現在、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びを持続的に実現させるため、ハード面、ソフト面や教職員への支援を考えているところであります。

はじめに、ハード面に対する支援ですが、国においては、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、タブレットを自宅等に持ち帰り、オンラインによる朝の会や健康観察で会話する機会の確保、タブレットに学習課題等を配信することによる自宅学習の促進、さらには、同時双方向型のウェブ会議システムを活用して、教師と自宅等をつないだ学習指導等を行ったりするなど、児童生徒とコミュニケーションを絶やさず、学びを止めないようにする取組を求めています。

(13:09 千葉議員退席)

このようなことから、教育委員会としましては、家庭でのオンライン授業を行うための環境整備として、令和2年度に、通信環境が十分ではない家庭への貸出し用モバイルルーター60台と、学校側で配信に使用する周辺機器のカメラなど70台を導入したところであります。

次に、ソフト面に対する支援であります。今後の更なるタブレットの活用を見据え、本年度、幕別町教育研究所とともに、デジタル教科書・教材など良質なデジタルコンテンツの活用、各教科ごとにICTを効果的に活用した学習活動に使用する学習支援ソフト導入などの必要性について、調査研究を行っておりますことから、調査結果と教職員の意見も踏まえ、導入について学校と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、教職員に対する支援であります。小中学校の教職員がICTを効果的に活用しながら、学習指導要領に基づいた指導を確実に実施するためには、指導する教職員が負担なくスキルアップが図られることが重要であり、ICTに係る教職員研修の充実が必要であると考えております。

このため、本年度から教職員を対象とした教育委員会主催の研修を実施しており、具体的には、各小中学校のICT担当者など端末管理を担う方を対象とした管理者操作説明会や、教職員を対象にICT機器の活用についての講座を開催したほか、夏季休業期間中の3日間を利用し、Google社の講師を招き、教育に適した基本ツールと機能の操作方法についての研修会を開催したところであります。

このほか小中一貫教育における一部の学園においては、その学園教職員を対象に、ICTの専門知識を有する教諭を招き、実践例から授業での具体的なタブレット活用方法についての研修会が開催されたところであります。

今後におきましても、その時代の要請に合わせ、ハード面の整備のみならず、ソフト面や教職員への支援を推進しながら、多様な子どもたちの一人ひとりの資質・能力が一層確実に育成できるよう努めてまいります。

次に、「学校現場のリモートワーク推進について」であります。

リモートワークとテレワークは、それぞれ同じような意味合いで使われている造語になりますが、明確な定義があるテレワークにつきましては、一般的に所属オフィスから離れたところにながら、通信ネットワークを活用することにより、あたかも所属オフィス内で勤務しているような作業環境にある勤務形態のことであり、具体的には「在宅勤務」「サテライトオフィス勤務」「モバイルワーク」といった形態があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、企業では「時差出勤」や「在宅勤務」を余儀なくされ、働き方が大きく変化した企業もあり、感染拡大を防止するためには、「3つの密」を避けるなど、感染の危険性を減らすことが重要でありますことから、在宅での勤務が可能となるテレワークは、人と人との接触機会を減らす観点から、その有効な対策の一つと言われております。

ご質問の1点目、「教職現場におけるテレワーク活用状況及び有効活用についての考えは」と2点目の「テレワークの有効活用に向けた今後の環境整備の方策は」につきましては、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

テレワークにつきましては、一般的に、通信ネットワークを活用しパソコン等を使用することが考えられますが、町内の小中学校においては、セキュリティの問題のほか、業務で使用するデータに対するアクセスする手段がないことから、活用の実態がない状況であります。

しかしながら、テレワークを「離れたところ」と「働く」を合わせた造語で、通信ネットワークの活用を前提としない広義で捉えた在宅勤務で申し上げますと、昨年3月の新型コロナウイルス感染

症拡大に伴う一斉臨時休業に伴い、道立学校職員の取扱いに準じ、「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における幕別町立学校職員の在宅勤務実施要領」を制定し、運用しております。

要領における対象者につきましては、臨時休業となった小学校や保育所等に在籍する子を養育する職員、海外から帰国した職員で帰国後14日間を経過していない職員、親族の介護を行う必要があるため出勤が困難である職員、妊娠中の職員や重症化しやすい基礎疾患を持つ職員、通勤時に公共交通機関を利用する職員、教育長が特に必要と認める職員としております。

また、対象業務は家庭学習教材の作成や教材研究など6種類とすることや、勤務時間を定めるとともに、校長が業務量を指定して勤務命令を行うこと、実施場所を自宅または家族の住居とし、実施後に報告書を校長に提出することとしているほか、情報セキュリティ対策として、校長の承認を得て自宅に持ち帰ることができる外部記録媒体や書類など、在宅勤務についての取扱いを規定しているところであります。

在宅勤務につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえた特例的な措置であることから、今後、収束した場合には、本制度は廃止するものと考えております。

しかしながら、社会の潮流から将来的には、学校におけるテレワークの導入は必要であると認識しているところであり、道立学校における校務用パソコンの持ち出しや、個人のパソコンからクラウドサービスを活用した北海道教育情報通信ネットワークへのリモート接続によるデータ閲覧等を参考として、導入に必要な環境整備の研究を行ってまいりたいと考えております。

以上で、小田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

(13:17 千葉議員着席)

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） それでは、答弁に対して再質問させていただきます。

今回、まず1点目のタブレットの進捗状況ですが、それに関わる課題として、現状進み具合が正直申し上げれば、少し本町では遅いのではないかとといった課題、それから各学校に格差が生じているといったところに、各学校の取組を伺うに当たって感じているところでありまして、その2点、主なポイントとして質問させていただきたいというふうに思っております。

まず最初ですけれども、今年度の目標が、タブレットに慣れるということが第一ということでありました。第一段階としてそれは当然のことですけれども、もう少し本年度末までの目標設定といったところには、どういったプランが含まれているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 本年度末までの進め方という部分でございましてけれども、先ほど答弁のほうでもお話しさせていただきましたように、まずは慣れ、さらにはただいま求められておりますコロナ禍における家庭学習でのオンライン授業、そういったものに対して早急に取り組んでいく必要があるのかなというところで、その部分ただいま進めているところでありましてけれども、何点か進め方があるのかなというふうに思っております。

まず、活用の部分では先ほどお話しさせていただいたように、まず個々の優良事例だったり、そういったものを発表の場で、町内の教員の方が皆さんで共有をして、優良なものについてはさらなる活用を図っていくという部分を、まず今年度、皆さんで共有をするという部分をやはり考えていきたいと考えております。

さらには、先ほどお話ししたコロナ禍における、今後一斉臨時休業というものはなかなか考えられなく、学級単位での閉鎖だったり、そういった部分なのかと思うのですが、持ち帰って学習できるような、そういった取組をまずできるようなふうに今年度については進めていきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） おっしゃっていたことについては分かりますが、まず、そもそもそれ自体が既に

遅いのではないかというふうに考えるわけですが、今、コロナという話もありましたけれども、この数か月、1年のコロナの感染の動きを見ると、今年度スタートからそういった準備が既にできていて、今現在も各学校で、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖といったものが生じてきている中で、まさにそこに向けて準備、予想されていたわけですので、そういった準備が本来であれば今年度もう既にできるという状況をつくっておくということが、昨年度の段階で分かっていたわけですので、教育委員会の役割だったのではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） ただいま遅いのではないかという部分でございますけれども、実は既に学校間でちょっと取組の部分のバランスといいますか、一斉になかなかできない、学校規模、児童生徒数の規模等があります。その小規模校の中で、例えば今回コロナで学級閉鎖となった学校については、既に持ち帰ってそういった学習にも一部取り組んでおります。こういった部分も先ほど課長から申し上げたように、こういった取組をほかの学校にも、こういったコロナ禍において持ち帰ってできるような環境というのは、早急にこれは取り組んでいかなければいけないかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 当然ながら早急に取り組んでいただきたいというふうに思うわけですが、小規模校でという具体的な学校、私の中でイメージできるところがあるのですけれども、そこも学校として取り組まれていた結果であって、教育委員会のほうで、町として体制を組んで取り組まれてきたわけではない。また、その小規模校、中規模校ということでの、そこでできないという判断ということも、これちょっと違うのではないかなというふうに考えます。小規模校であろうと中規模校であろうと、家庭環境にインターネット通信がないところあるところあるわけですので、そういったことも含めて考えていかなければいけないのかなというふうに思いますし、町としてその格差がやっばりできてはいけないというふうに考えますので、これから取り組むということなので、そこについてはこれまでの反省を、評価をしっかりとされて、取り組んでいただきたいということを要望してきたいと思います。

現在の活用事例として挙がってきているわけですが、ここで挙げられたものは一部だとは思いますが、正直ここも先ほどの答弁で聞いた限りの内容ですと、これ私が教員をやっていた10年以上前からやっていることとあまり変わらないというか、その当時からできていますというような話で、それをたまたまタブレットが入ったので、タブレットを使ってちょっとやってみたというような感じではないかなというふうに思います。恐らく国や道が求めているタブレットを活用した学習の深い学びというところは、そういったところではないというふうに考えていますが、改めて町のほうでタブレットを活用した学びを深めていく、一人ひとり遅らせないというような、そういったタブレットをどう活用していくかということについて、どんなビジョンをお持ちでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長

○教育長（菅野勇次） ビジョンということでありますけれども、これタブレットを使う使わない、こういったICT機器を使う使わないに関わらず、やはり新学習指導要領でいっているところの理念というのが、やっぱり一番だと思います。

それには、やっぱり主体的、対話的で深い学びというのが一番だと思いますので、やはりタブレットを活用するにしても双方向型で、対話なりを重視した形での授業というのが理想というふうに考えておりますので、そういった活用を今後とも目指してまいりたいというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） ちょっとまだ見えてこないのですけれども、やはり新型コロナウイルスの感染症があったから、学校に来れないからのタブレット活用ではないと思うのです、そもそもが。そもそもGIGAスクール構想というのは、それ以前からの構想でありますので、タブレットを活用していくことによって、これまで以上の学びができるような創意工夫をということで国も求めて、またこの新型コ

コロナウイルスが感染拡大したことによって、その取組をさらに早めたということだというふうに認識しているわけですが、そういった部分において、我が町の教育において、子どもたちの学びにおいて、タブレットを活用して、どんな子どもたちを育てていくか、どういった教育方針を取っていくか、そういったあたりのビジョンをお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） すみません、説明不足だったということで。

おっしゃられるように、タブレットを使って、今回はコロナの影響で前倒しで一斉に進んだという経過はございますけれども、もともとのGIGAスクール構想ということを考えますと、それは何のためかということでもありますけれども、そもそもGIGAスクール構想の目的というのは、こうした休校対策ではなくて、子どもたちが端末を使って情報を自分で集めたり、自らの考えを、そういった情報を集め、自分で集めた情報を活用しながら課題を解決していただくか、自分の考えをまとめるだとか、そういったことに使っていくと。そのためのツールというか、そういったことでタブレットを利用することが目的でありまして、そういった端末やネットワークを使いこなす力を養っていくということが大事だと。そのことが、先行き不透明なこういう時代、これからの時代を生き抜いていく上で、必要な生きる力を養っていくことにつながっていくということであると考えておりますので、そういった方針で進めてまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） そういった部分でも、さらにコロナウイルス感染の拡大によるリモート授業とか、そういったことも含めて、本当に早急に求められているというようなタブレットの活用というのが、学校現場に早急に求められているというのが国の方針ですので、そういった部分でも先ほど申し上げたとおり、かなり遅れているという認識を持っております。

そういった部分で、改めて今後に向けて、早急な準備が必要かということをおし上げておきたいと思いますが、今後ということで、先ほども答弁の中にも幾つかありましたが、オンライン学習の合同授業であったりとか、先進的な事例の交流であったりといったようなことを考えられているということではありましたが、そのあたりどういったふうにそういった研究会というか、そういった会を進めていくかというような、具体的なイメージというのは今お持ちでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学教教育課長。

○学校教育課長（西田建司） まだまだ今の段階におきましてはイメージということで、具体的に何月にどのような対象者を集めながら、どのように開催するというところまではイメージはしていませんけれども、まさにこういった時代ですので、Zoom等での会議によって、広く、たくさんの教職員の方、教員の方が参加できるような体制はつくって開催していきたいなというふうに考えおります。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 分かりました。そういうことを言っていて、ずるずるとまた来年にということになりかねないと思いますので、すぐにでも具体的な企画をとということも求めたいと思います。

こういった、各学校の現在の進捗状況というのは、常に教育委員会のほうで調査をされておられるのでしょうか。また今後もこういった形で、その辺の確認をしていくつもりでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学教教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 進捗の確認ということで、議員のおっしゃるとおり、これは常に進捗状況は確認していかなければならないものだというふうに考えております。

さらに、答弁にもありましたように、教育研究所等のお力もお借りしながら、いろんな活用事例だとか、そういったものを町内だけに限らず管内だとか、情報も集めていただきながら、そういったものを常に把握し、さらには情報共有ということで、こういった活用事例があるよだとか、そういったものをこのようにほかの学校で活用しているよというものを、情報共有の意味で各学校のほうにお

伝えなければというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 分かりました。では、2つ目も今、関わっているところもありますけれども、町の支援策でというところに移りたいと思いますが、国のほうの考えでということで、国もこういうふうに求めていますということで答弁ですね。自宅に持ち帰って、それから学校、登校できない子たちへの学習支援であったりとか、いわゆる不登校であるような子たちの支援としてもタブレット、これから ICT が有効活用できるのではないかとということで、町としても進めているということでありました。

機器を今、用意しているということで、今日ありました授業評価シートにもそういった部分の実績が書かれておりましたが、いわゆる貸出し用モバイルルーター60台から、学校側で配信に使用する周辺機器のカメラと、ワイヤレスヘッドというような言葉も評価シートにありましたが、それ70台ということであるわけですが、どうした運用のイメージを持ちながら、この台数の根拠になっているのかということについてお伺いします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） まず、モバイルルーターの部分のほうのお話なのですが、導入時点で想定される部分というのがなかなかなかったことから、例えば就学援助対象家庭の数をという部分を、まずそちらのほうを考えながら導入のほう進めてきたところなのですが、夏季休業明けに、さらに学校を通じて全家庭に、現在のそういった Wi-Fi 環境の状況を調査させていただいております。今、集計中ということで速報値になるのですが、約1割の家庭で現在こういったタブレットの活用がちょっと難しいのかなという家庭の確認が取れております。

ただ、そういったことで約200件ということなのですが、先ほどお話しした60台ということで行くと、今後一斉休業というの、なかなか考えられない状況にあることから、学級閉鎖等、個々のそういった部分には、現在の台数で対応できるのではないかとというふうに現在考えております。

さらに周辺機器という部分も、そういったことから当初の70台、そちらのほうで対応できるというふうに考えているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） この件については承知しました。

ただ、今後、新型コロナウイルスの懸念だけではなくて、いろんな災害等々、その他予知もできないような事情によりということもあるかと思っておりますので、そのあたり今年度に関してはこの台数ということで分かりましたけれども、少し随時そういったことを見通して見直していく必要があるのかなというふうに考えます。

ただ、カメラのほう、これ70台で足りるのかなというところなのですが、カメラ自体が70台、もっと少ないのかもしれないけれども、いろんなワイヤレスヘッドとかも入れて70台というような数字で、ちょっと細かいところは分かりませんが、いずれにしてもたとえカメラが70台だったとしたら、1クラス1台だとしても全く足りないのではないかなというふうに思うわけですが、これから推進していこうという中で、この学級使っているから、こっちできないとか、そういったようなことが起きないようにということは、考えていかなければいけないかなというふうに、当然ある、当たり前のようにあるというような状況、もういつでもできるよというような状況をつくっていかなければいけないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 今現在お話あったように、まずはこの当面のコロナの関係による対応といたしまして、そちらのほうで対応させていただくということなのですが、おっしゃられるとおり、今後さらに、遠い将来ではないと思うのですが、近い将来には全てのお子さまが家庭のほうにタブレットを持ち帰る、そういったものをももちろん考えていなければならないのかなというふうに思っておりますが、現段階では、まずは学校での活用、こちらのほうを中心に進めていくという

ことを考えておりますので、今後その部分については、またどういったものが何台必要となるという部分も研究させていただければというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 分かりました。分かりましたが、学校での活用を先に進めるというようなお話もありましたが、これは同時進行でやっていくべきではないかというふうに個人的には思います。

いろいろ学校の意見もあるかと思いますが、ほかの自治体や進んでいる都府県においては、もう今現在でも家庭でのオンライン授業というのは進んでおりますし、それから授業参観等もうオンラインでやっているよというような学校もあるわけで、まだまだそこも一部の先進的な事例ではと思うのですけれども、そうやって進めている学校もある中で、やっぱり少しでもそういった教育格差というのを、これ努力によってできるかと思っておりますので、同時進行でということは求めています。ここは答弁は結構でございます。

さらに、そのほかの支援という部分で、先ほど最初に申し上げた学校格差の問題です。地域格差もありますけれども、学校格差の問題という中で、今現在それぞれの学校の事情を聞くに当たって、結局一定程度進んでいる学校と、まだ本当にタブレット、それこそ第一の目標の触るという程度の学校とあって、やっぱりその管理職の先生の話によりますと、たまたま詳しい先生がいた、あるいは学校全体としてちょっと重点的にそれを取り組みましたと、研修課題ではないですけれども、たまたまその学校としては重点的に取り組んだと。そういったところで進んでいるのであって、そうでないところとか、たまたま詳しい先生がいなかったとか、そういったところについては、先ほど申し上げた、まだ触る程度というようなどころであります。そういった格差の解消について、町としてはどのように考えていて、どのように解決していこうと思われておりますか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 最終的には、先ほど申し上げましたとおり、まずはそれぞれの教員の方の先進事例や使い方、そういったものをまず町内で共有していくところを、まず今年度の目標ということもお話ししましたけれども、その中には、先ほど一例で一部の学園でということもありましたけれども、当然それぞれの小中一貫の学園の中でも、研修であったり、そういった部分で取り組んでいる内容を共有できたり、あと今後予定されております幕別町教育振興会、そういった研修会の中でも、こういったタブレットの活用についても研修の内容として取り上げるということもお聞きしております。

あらゆるそういう町内において、情報共有できる場面というのがいろいろ想定されておりますので、そういったもので最終的には、一人の財産というわけではないのですけれども、皆さんでいい事例については共有を図って、皆さんでどんどんスキルアップを図っていただくというようなことを考えております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） それは結局、現場任せということでしょうか。できる先生のところの事例を、できる先生が紹介してもらって、そこで学んでというような取組になるのでしょうか。町として、こういうような支援をしていくというようなものというのは、考えていないのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） そこにつきましては、先ほども申し上げましたように、進捗状況等確認させていただく中で、それぞれの活用方法というのが確認できると思います。そちらのほうについては、各学校のほうにこのような活用事例があるよということを情報共有図っていくと申し上げたとおり、今の段階といたしましては、教育委員会としてこの活用しなさいというような形ではなくて、やはり学校現場において、活用しやすい、さらにはいいと思われるものは、先生の、各教員のお話を聞かせていただきながら、それをどんどん情報共有を図っていければというふうに考えているところであります。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） ある学校の管理職、校長先生、教頭先生のお話によりますと、うちの町では、ちょっと ICT について困ったときに教育委員会に相談しても答えがないのだよねというような、詳しい方がおられない、その教育委員会の職員の方が悪いということではなくて、詳しい方が、専門の方がおられないというようなお話がありました。ほかの町にいたときは、ちょっと困ったとき、ぱっと助けにきてくれて、こうこうこうだよと教えてくれたりというようなことがあったのだけれども、ちょっとうちの町ではそういうのはないのだというようなお話もありました。

また、国のほうで設置を求めている ICT 支援員というの、4校に1人というようなものがあるかと思えますけれども、そういったことも含めて、かゆいところに手が届くというか、そういった部分での町の、人の支援であったりとか、そういった部分についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） おっしゃられますように各学校の教員の方には、今こういったいろんな学習を進めていく中で、タブレットの活用という部分で、さらに負担になっている部分というのを、本当にその部分は教育委員会も感じておまして、さらにはその部分、今おっしゃられたかゆいところに手が届くというような細かい部分にわたっての支援というものは、至っていない部分があるのかなというふうなのは認識しております。

今、お話ありましたように、今後につきましては、国がお話しされています ICT 支援員、地財措置されるということで、そういった部分の活用についても、これまた今後ですかというようなお話になるかもしれませんが、今後研究させていただきながら、導入について研究させていただきたいというものと、あと、ICT 活用教育アドバイザー、こちら国がアドバイザーを手配して、各教育委員会に対して、派遣やオンラインで環境整備、ICT 活用した指導方法など、教育の情報化に関する全般的な助言支援を行っていただけるという無料の制度もございますので、こういった制度も活用しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 全体通して、これはなかなかまだ進まないなという感想を持っています。先生たち自身も、もちろん子どもの学習に関わることなので、自分たち自身で努力するということは大前提ではあるかというふうに思っておりますが、まさに英語教育にしても、ALT の先生が入られたりとか、そういった支援をされているわけですから、やはりこれもかなり専門的な知識が、特に最初は必要になってくるわけですので、そういった部分、もうスタートから遅れているという認識では、私はいるわけですが、このままですとどんどんさらに遅れていくなというような感想を持っています。そのあたりも含めて、改めて評価していただいて、取組を加速化していただきたいというふうに思っています。

最後に、コロナ感染の前、2019年、文部科学大臣が、とにかくこの実現には各自治体の首長の皆さまのリーダーシップが不可欠ですと。そして、この機を絶対逃がすことなく、学校教育委員会のみならず、各自治体の首長、調達・財政、情報担当部局など関係者が一丸となって、子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育 ICT 環境の実現に取り組んでいただきますよう、心よりお願い申し上げます、というメッセージを出しております。そういった部分で、このメッセージを受け止め切れていないのかなというふうに感じるころがあるわけですが、最後にこの件については、今後の方向性も含めていかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 取組が遅いのではないかなというようなことでございますけれども、正直遅いと言われれば、そうであろうかなというところはございます。それは我々も認識をしておまして、取っかかりがやはり遅かったかなというふうに思っておりますので、そういったところは真摯に受け止めて、反省する点は反省をいたしまして、現在、言われますように支援員というか、専門的な知識を有する職員がないという面では、実際問題として、教育委員会の中にはいないというのが現状ではあります。

ただ、そういった専門員を例えば採用して配置するだとかということは、またこれは財政的な課題もありますし、そういった人材がいるのかということもありますので、先ほど課長からの答弁にもありましたように、外部の人材等も活用しながら進めていきたいというふうには思っております。遅れている面は認識をして、今後においては取組を加速化して進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 時間もありませんので、次に移りたいと思います。

学校現場のリモートワーク推進についてであります。全体答弁伺っておりまして、今回コロナ対策としてのリモートワークというようなことでの答弁が多かったかなというふうに思いますが、そもそもリモートワーク、テレワーク全体ですけれども、うちの町の教育委員会の姿勢として、テレワークというものについて、そもそも推奨しているのかどうかということについて甚だ疑問があったわけですが、テレワーク自体どのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 教育委員会といたしましては、今回コロナ禍で在宅勤務の取扱いというもの、先ほどお話がありました昨年の3月に取扱いについて定められたところですので、小田議員の質問にもございますように、やはりこの教育現場においては、その業務が特徴的というところで、なかなか児童生徒の教育の場ということで考えると、なかなか在宅勤務が日々行われるということがまず想定されなかったのかなというふうに考えております。当然、長期休養だとか、そういった部分はございますけれども、まずそういったことから、今回については、コロナ禍についての在宅勤務というところの取扱いで、扱ってきたところでございます。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） その上で、在宅勤務も含めたテレワークですね。テレワークというのを、今後、教職員現場の中で、全ての時間において、子どもたちもいる時間においてやるということも不可能だとは思っていないですけれども、まず第一歩としては、そこ以外の、子どもたちが登校していない場面において、これはこの社会の潮流から含めて、当然推奨していくべき事柄かなというふうに思うわけですが、この教育委員会の考えとして、今そのようなあまり姿勢が見られないわけですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） テレワークの関係ですけれども、先ほど課長からも答弁ありましたように、学校現場の先生の先生方を考えると、やはり活用できるのは、子どもたちがいるときも不可能ではないというお話ですけれども、実質的に子どもたちがいるのに、テレワークで自宅勤務するのですか、そういったことはやはり考えづらやかなというふうに思います。

そういったことからすると、長期休業期間中等の場合ということが前提になるかとは思いますが、そういった意味からすると、地方公共団体におけるテレワークは、国からも導入について推進するようなことはございますけれども、地方公共団体、地方公務員の中でも、部署としては、やはり必要性が低い部署になるのかなというふうには考えております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） それはなぜでしょうか。理由を教えてください。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 必要性がないということではなくて、否定しているわけではないです。ということではなくて、例えば一般的な事務職員、事務所にいてという職員からすると、活用だけできる場面が、先ほど言いましたように、期間が短いとか、場面が少ないというようなことがありますので、効果が薄れるということがありますので、そういった意味から必要性が低いと言ったら言い方悪いのかもしれないですけれども、優先度は低いのかなというところでございます。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） テレワーク自体のメリットは、教育長はどのようにお考えになっていますか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） テレワークは、職員個々の働き方の多様性を認めるということです。それと、社会的な潮流と先ほどから答弁でも申し上げましたけれども、国全体として推進をしておりますデジタルトランスフォーメーションを通じた社会の変革に資するということもございます。それから、職員のワーク・ライフ・バランスの関係、そういった関係から必要なものだというふうな認識はしっかり持っております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 一般的に言われているテレワークの、企業で導入するメリットとして、それはやり方次第というのは、もう当然のことなわけですけれども、やり方によってはという部分で、生産性の向上であったりとか、それから教育長もおっしゃられた多様な働き方という部分であったりとか、あるいは分かりやすいところでいくと、通勤の負担減であったりとか、そういったこともありますし、今回コロナウイルスという部分も考えていくと、感染拡大を防ぐという、国も7割減ということを求めている、人流を減らせということで、テレワークも導入ということを推奨していたわけですが、そういった部分が、教職員に限らず、自治体職員に限らず、企業に限らず、やり方次第だと思うのです。

優先度が高いとか低いとかというところについては、ちょっと私も分からないのですが、学校現場において、子どもたちがいない、直接授業をしないという中で、テレワークとしてできる業務というのは多々あるかと思う。逆に言えば、学校に行き、わざわざ職場に行きやる業務のほうが圧倒的に多いのかどうか、夏季休業中、冬期休業中。学校に来なければできない業務が多いのかと思ったら、逆のような、私は経験からいけば逆というふうに捉えているわけですが、そういうことでテレワークは、ぜひ町としては、国も今の時代ですから、国も求めているわけですし、北海道も求めているわけですから、推奨しているわけですから、そういった姿勢を町としても示していくということがまず必要だというふうを感じるわけですが、あと、実際その日によって、その業務によってできるできないというのは現場の判断であって、先生方の判断であるのですが、そういった姿勢が、今の話を聞くと、学校現場では向いていない、できない、優先度は低いというのは、ちょっと認識が違うのかなというふうに考えるわけですが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 何と申しましょうか、優先度が低いという、まあ進めることは必要だというふうに何回も同じこと申し上げますけれども、それは働き方の多様性ですとか、そういった意味合いから必要なものだという認識はしております。

ただ、なかなかやっぱり難しい部分があって、これは役場の職員でも同じでありますし、難しい面があるということで、決して進めるべきでないとかそういうことではございませんので、そういった意味では、答弁でも申し上げましたように、やり方ですとか、環境整備ですとか、特にセキュリティの関係なんて難しい問題がありますので、そういった問題も含めて環境整備について研究してまいりたいというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） どうしてもあまり積極的な推奨ではないのかなというふうに受け止めてはいるのですが、いわゆる今回この件について質問させている背景については、教育委員会のほうも承知しているかと思いますが、この夏季休業中前に、ほかの自治体については在宅勤務、テレワークを認めるという方向で各自自治体動いている中で、この幕別町については、当初、原則認めないというそういった姿勢を打ち出して、最終的にはある程度の条件をつけてということになったというふうに聞いております。

ただ、それも全ての先生方が理解していたわけではないということで、そういった部分でも積極的な発信がなかったのではないかなというふうに、これは推測ですが、されるわけであれなのですが、そういった部分でも、現在のこの状況、あるいはコロナの状況、それから社会の一般的な潮流

の中で、いわゆるテレワークを基本的に認めないというような姿勢を示すこと自体が、働き手としては非常に意欲が向上しないというような受け止めになるということなのですが、それから先ほど言ったセキュリティーの部分であったりとか、いろんな管理の部分についての課題があるということでしたが、その部分を整備していくのが教育委員会であり、各学校の管理職でありというふうに認識しているわけですが、その責任というのは大きくあるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 小田議員が言われているのは、テレワーク、それから在宅勤務含めてというか、あわせてのお話だと思いますけれども、そのセキュリティーの関係ですとか、そういった環境整備をするのは、当然これ教育委員会の責務であるというふうに思っておりますので、積極的にではないということではなくて、そういった研究を進めてまいりたいということでございますので、これは本当に多々難しい部分もありますので、決してうちの町がほかの町と比べて全然違うことをしていたとか、そういうことではございません。教育委員会として、学校現場と相談、協議をした上で、実施というか、対応しているところでございますので、うちの町だけが違うというふうには我々は認識しておりません。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 最終的には、そのほかの自治体のことについては大きなポイントではないので、そこについてはあれですけども、いずれにしてもテレワークの体制というか、いわゆる学校の先生方、管理職の先生も含めてですけども、伺うと、できますということをちゃんとやっている学校長もおられます。

ただ、ネット環境がという部分もありますけれども、ただ、いろんなリモートワーク、テレワークをするに当たって、これも一般論ですけども、職員が、教員に限らず、企業でもそうですけれども、従業員がちゃんと仕事しているのかとか、その辺の管理、勤怠管理ですね、そういった部分の課題というのは、これ一般論としてはあるかと思えますね。

でも、そういったことも含めて、そういった管理をするというのは管理職の責任であって、そこがちゃんとできるような体制するのが、トップに立つ者の責任だということで、体制としてはもうできるような体制にはなっているということで。そうだと思います。私も、もう何年も前の実際の教員の経験からして、できると思います。

そこらあたり、もうちょっと詳しく調査というのを、今後調査していくということですけども、実態についてもっともっと事細かく各学校の実態調査というのが、意見を聞くということが必要ではないかなということをおもいますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） テレワークの関係ですけども、各学校から、また再度いろいろ、いろんな、学校によって状況が違うのかどうなのかということも含めて、学校からまたいろいろご意見等もお聞きしながら研究を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 最初の、1つ目のタブレットの質問もそうですけれども、今だけの問題ではないというふうに思います。今後のいろんな災害とか、いろんな状況で、先ほど申し上げたとおり、逆に言えば、そういったテレワークにしても、発展的に今後いかなければいけないというふうに思うわけで、このコロナという機会がさらにそれを促進したというふうに我々は捉えております。

そういった観点で、町の教育委員会としても、どんどん試行的にチャレンジしていくというような、そういった姿勢を求めていきたいというふうに思います。

回答は結構です。終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、小田新紀議員の質問を終わります。

この際、14時10分まで休憩いたします。

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○18番（中橋友子） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

コロナ感染から町民の命と暮らしを守る対策についてであります。

コロナ感染は特に若い世代に急増し深刻な状況にあります。生命を守ることが最重要課題であるが、政府は8月の3日、重症患者と重症化リスクの高い患者以外は「原則自宅療養」という重大な方針転換を行いました。そのためコロナ患者は在宅を余儀なくされ、手遅れのため命を落とし、また重症化する悲惨な例が後を絶ちません。とても容認できない方針の転換であります。

日本は戦後、皆保険制度が確立し、国民健康保険法では国民健康保険法第2条で「国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする」と定められ、医療の提供を行うことが義務付けられています。症状に応じた必要な医療が全ての感染者に提供される医療体制の充実こそ求められており、この点で十勝の現状と感染対策はどのようになっているか伺うものです。また1年7か月に及ぶコロナ禍の住民生活への影響も計り知れません。きめ細かな対策が必要であり取組を伺います。

①本年8月3日までゼロだった十勝の自宅療養者は、4日以降急増し、8月25日現在で患者総数237人中130人に上っています。入院病床は129床ある中で入院患者が53人に抑えられています。それはなぜか。また、帯広保健所でも「原則自宅療養」に方針転換を行っているのか。また自宅療養者に対する対応はどのように取り組まれているか伺います。

②希望する患者は全て入院ができているのか。単身世帯や家族や住宅の状況など考慮はされているのか。また、医療機関の選択はどのようにされているのか。

③感染力の強い変異株が広がり、国立感染症研究所の推計では75%まで置き換わったと伝えられています。潜在的な感染源が広く地域に存在する状況で、子どもたちへの感染が急増し、特に長期の休み明けの拡大傾向が強まっています。政府はようやく小中学校の抗原簡易キットの活用を表明しましたが、早期に行政検査を行うよう働きかけるとともに、独自の対策も検討すべきであります。

④感染が長期化することによって、町民への影響は経済的にも、精神的にも大変大きくなっています。適切な相談体制と支援策こそが必要であります。この間の相談件数と内容、対応についての取組について伺います。また、支援策は町民であればひとしく受けられるよう、制度を検証し、必要な見直しや改善も行い、全ての困難者の支援につなげるべきものと考えます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「コロナ感染から町民の命と暮らしを守る対策」についてであります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、一向に収束の兆しを見せず、北海道において2回目の緊急事態宣言が解除となった6月20日以降、7月下旬から再び道内では感染が拡大し、新規感染者数など複数の指標が緊急事態宣言の目安となるステージ4に達し、北海道にとって3回目の緊急事態宣言が発令されたところであります。

現在、21の都道府県で緊急事態措置が、12の県でまん延防止等重点措置が9月12日を期限として発令されており、対象地域では、医療提供体制の確保、感染防止対策の徹底、ワクチン接種の推進の3つの柱からなる対策に総力を挙げて取り組んでおります。

ご質問の1点目「十勝の自宅療養者が急増している中で、入院患者が抑えられているのはなぜか、また、自宅療養者に対する対応はどのように取り組まれているか」と2点目、「希望する患者は全て

入院ができていないのか、単身世帯や家族や住宅の状況などは考慮されているのか、また、医療機関の選択はどのようにされているのか」については、関連がありますので、併せて答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策における市町村を含む地方公共団体の責務及び事務につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第6条第1項に規定する政府行動計画及び新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において定められており、重症者等に対する医療提供に重点をおいた入院医療の提供体制確保を進めるため、病床の確保や入院調整、宿泊療養施設の確保などの医療等に関する事務については、都道府県が行うこととなっておりますことから、公表されている範囲でお答えいたします。

重症者や重症化リスクのある者に医療資源の重点をシフトする観点から、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令における準用規定により、入院に係る勧告や措置の対象者は、「65歳以上の者や、呼吸器疾患を有する者、感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要がある者と認める者、都道府県知事が感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者等」とされており、宿泊療養施設を含めた入院施設は、個々の症状等や医療機関の受入れ状況により決定されていると伺っております。

また、自宅療養の対象者は、入院要件に該当しない軽症者で、感染防止に係る留意点が遵守できる者であって、医師が必ずしも入院が必要な状態ではないと判断した者となっております。十勝の自宅療養者が8月4日以降増加したのは、帯広保健所において、「原則自宅療養」に方針転換したのではなく、患者の病状や地域の感染状況、生活環境、家族の状況等を踏まえ、療養先を選択した結果であると考えております。

自宅療養となった方についての対応は、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項」等に従い、保健所が患者の基本的な情報や、同居家族の状況、生活空間の分離や動線など自宅療養等を行う上で重要な情報を把握し、それらの情報から家族に要介護者や障がい者、子ども等がいる場合は、ケアマネジャー等の福祉部門等との連携を図り、情報の共有や必要なサービス等の支援を行うこととなっております。

自宅療養を開始する際には、留意事項等が記載されたリーフレットの配布やパルスオキシメーターの貸与のほか、必要な方には10日間分の食品や日用品がセットされた自宅療養セットが無料で提供されることとなっております。

自宅療養中の支援としては、最低でも1日1回、保健所から電話等による健康状態の確認を行い、状態が変化した場合には、健康状態の確認回数を増やしたり、受診が必要なときは、速やかに医療機関につなげることとされております。

ご質問の3点目、「子どもたちへの感染者が急増し、特に長期の休み明けの拡大傾向が強いことから、早期に行政検査を行うよう働きかけるとともに、独自の対策も検討すべきと考えるがどうか」についてであります。

政府は、夏休み明けの学校現場での子どもの新型コロナウイルス感染症の感染が懸念されることを踏まえて、感染拡大や、医療の逼迫を防ぐ観点から、迅速に感染の有無を検査することができる「抗原簡易キット」を幼稚園と小中学校に最大80万回分配布する方針を打ち出しました。

キットの配布は、教職員や子どもの感染をいち早く見つけることを目的とし、検査の対象は原則教員、場合によって小学4年生以上の児童生徒としており、出勤や登校後に発熱などの体調の変調を来した場合、速やかに帰宅させ、医療機関を受診するよう促すことを原則としながらも、医療機関で直ちに受診できない場合等において、抗原簡易キットを活用し、迅速な検査を行うことを想定しているものであります。

一方、行政検査の対象者は、感染症法に基づき「新型コロナウイルス感染症の患者、当該感染症の無症状病原体保有者、当該感染症の疑似症患者、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者、いわゆる濃厚接触者やクラスター関連の集団や組織に属する者」となっており、PCR検

査を迅速に行うことで、早期に囲い込み、封じ込めを行おうとするものであります。

小中学校等への抗原簡易キットは、この行政検査を補完するものと捉えておりますが、十分な配分を受けられるかどうかについては、現時点では確認ができておらず、キットが感染予防に効果が期待できるか見通せない状況にあります。

町といたしましては、ワクチン接種が進むにつれ、接種を終えた年齢層の感染が激減していることから、現在のところ、ワクチン接種が発症予防には最も効果的であると考えており、接種を希望する方が一日でも早く接種を終えるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「感染の長期化により、町民への適切な相談体制と支援策が必要と考えるが、この間の相談件数と内容、対応についての取り組みは、また、支援策は町民であればひとしく受けられるよう、制度を検証し、必要な見直しや改善を行い、全ての困難者の支援につなげるべきと考えるかどうか」についてであります。

新型コロナウイルス感染症が長期化する中、町では、昨年4月9日に、商工観光課に事業者相談窓口を、福祉課に生活相談窓口を開設し、町民からの様々な相談に対応してきたところであります。

はじめに、事業者相談についてであります。本年8月31日までの相談件数は、町の経済対策に関する相談が最も多く356件、次いで国や道の経済対策に関する相談が131件、仕事探しが5件の計492件の相談を受けており、内容としましては、町や国、北海道等の支援制度の有無や支援内容に関することや、申請手続きのほか、求職に関する相談が主なもので、とりわけ、受けられる支援が無駄にならないよう丁寧な説明を心掛けているところであります。

次に、生活相談についてであります。本年8月31日までの相談件数は9件で、コロナの影響に伴う解雇や減収等による生活困窮の相談が7件、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の問合せが2件となっており、内容に応じて町社会福祉協議会やとち生活あんしんセンター等関係機関を紹介し支援につなげております。

このほか、健康に関する相談窓口につきましては、町内で初めて感染が確認された昨年10月24日、役場、札内支所、ふれあいセンター福寿の3か所に開設するとともに、本年4月1日からは新型コロナウイルス感染症の問合せ専用ダイヤルを設置し、相談対応を行っております。

本年8月31日までの相談件数は3,937件で、発熱やせきなどの症状やクラスター発生時の不安など感染に係る相談が55件、ワクチンの効果や副反応、予約方法などのワクチン接種に係る相談が3,877件、その他の相談が5件となっており、対応につきましては、症状に関わる相談には、主治医や発熱外来などの医療機関の受診を勧めたほか、感染への不安については、感染対策についての助言などを行っております。

また、ワクチン接種に係る相談につきましては、接種を希望される方も希望されない方も適切な判断ができるよう、丁寧に効果や副反応についての説明を行っております。

次に、これまでの経済支援策の検証であります。頑張る事業者応援事業や飲食店・ホテル等緊急支援事業等町独自事業について、事業効果等に関してアンケートを実施しております。

調査結果は、飲食店・ホテル等緊急支援事業では、「満足、まあまあ満足」が61.7%でありましたが、その他の頑張る事業者応援事業、頑張る事業者応援強化事業及び頑張る事業者事業継続支援事業につきまして、約9割が「満足、まあまあ満足」と回答しており、総体的には町の経済対策は効果的であったと考えております。

さらに、度重なる緊急事態宣言等による経済状況等の影響を把握するため、9月3日から6日にかけて町内の事業者27者を訪問し、事業者の生の声をお聞きしたところであります。昨年度実施した、借り入れたセーフティネット資金の利子を全額補給する「新型コロナウイルス感染症関連無利子融資円滑化基金造成事業」が有効に機能しており、当面はさほど心配せずに事業を継続することができているとの声をお聞きしたところであります。

町では、これまで新型コロナウイルスの感染者が国内で確認されて以降、住民や事業者の実態をじかに把握しながら、感染予防対策をはじめ、生活支援策や事業者支援策など様々な対策に取り組んで

きたところであり、今後におきましても、引き続き、住民や事業者の声をお聞きし、国や道など関係機関と連携を図りながら、町民の命と財産を守ることを第一に対策を講じてまいります。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） それでは、再質問をさせていただきます。

感染の拡大が爆発的に広がっているという今日の現状から、町長は、事業者に対しては一人の倒産者も生み出さないという姿勢で臨むということを言われてきました。同時に、町民にとっても一人の犠牲者も生み出さない、これは医療や健康も含めて大変大切なことだという思いから、今回の質問をさせていただきます。

まずは、8月3日に出されました全国で出されております、原則自宅療養という問題であります。

これは、都心部を中心にして増え続けるコロナ患者を受け入れる医療機関が十分でないという、体制が整っていないという、既存の病院では、もう受入れがいっぱいになっているところから始まっているものだというふうに思います。そうであるならば、医療体制を構築していくことこそが大切なことだと思うのですが、残念ながら、こういう原則自宅療養などという本当に耳慣れない言葉として提示されたことは、本当に残念なことだと思っております。

まずは町長、このことについて町長はどのように受け止められているか、伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 国が方針転換をした、それは病院の医療が逼迫してやむを得ずというところはあるかもしれませんが、やはり必要な方に必要な医療が受けられない、これはやはり放置できるような問題ではないというふうに思っております、やはり医療のベッド数を増やすなどということも多分できたと思うのですね。それを何も手をつけずに、病院任せにした結果が、こういう自宅待機者を多く生まざるを得ない、そんな結果になったのだろうなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 私も同じ認識であります。本当に1回目の質問で申し上げましたように、世界に誇る皆保険の国というこの国において、病気にかかって、それを診察あるいは治療も受けることもなく命が失われていくという現実が連日続いているという、今この瞬間もそうでありまして、本当に胸の痛む出来事でありまして、放置できないと思っております。

その上に立ちまして、全国の自宅待機者は、今、8月25日時点の厚労省の発表では11万8,035人と発表されておまして、8月の一月の間に6倍に増えたというふうに示されています。この中には、自宅で苦しみながら、保健所や医療機関につながることもできない、苦しみの中に力尽きて命を失う、あるいは大きく報道されましたけれども、自宅療養をしていた30代の女性が自宅で出産し、新生児が亡くなるなどという本当に痛ましい事態が続いています。これはもう、医療体制を整えていないという、これまでの国の施策の不足、人災でしかないということが言えるのではないかと思います。救える命が救われないというこういうことでは絶対あってはならないと思ひまして、十勝の現状について伺いたいと思います。

設問の1点目、2点目一緒にご答弁いただいたのですが、十勝の中で、私としてはこのような悲惨な状況が発症しているという事例は聞いておりません。何らかの形で医療機関や保健所につながりながら、コロナに感染された方たちも治療を受けられる状況にあるというふうに思っております。ただ、示されたデータから見ると、遠い都会の話と思つては、この十勝幕別にも同じような状況がひょっとして生み出されてしまうのではないかと、そういうデータから見受けられるものですから、お尋ねをいたしました。

お答えでは、そういう状況にはなく必要な人が医療を受けられているということでもありますから、それをそうあってほしいと思うのですが、実は三次医療圏の十勝圏における在宅患者数や療養状況というのが、7月の13日から公表されるようになりました。それまでは分からないでいたわけですが、それを見ますと、7月の13日からですから、5月連休明けの感染者が多く出たという時

期からずれていまして、大変少ない時期からの数字であります。このときには、連日患者さんというのは1日8人から15人程度ということで、十勝全体で終わっていたのですけれども、そしてほとんどの方が入院か、あるいは入院を調整している、調整中、さらに宿泊療養というような形で自宅の療養というのはゼロでありました。これは、その7月13日から8月の3日まで続いています。ところが、8月の4日、この日が前日に政府が原則自宅療養というのを出した日ではありますが、翌日から十勝の自宅療養者は8月の4日14人、5日25人、6日31人、7日52人とどんどん増えていきまして、8月の31日には、総患者245人に対して、在宅者が152人まで増えています。

こういう状況を見ますと、なぜ突然1日違いでこういうふうに変わってきたのか。町長のお答えでは、自宅療養の対象者は入院要件に該当しない軽症者で、感染防止に関わる留意点が遵守できる人、医師が必ずしも入院が必要な状態ではないと判断した人ということであって、8月4日から増加したのは、帯広保健所の原則自宅療養の方針を転換したものではないというお答えなのです。本当にそうなのでしょうか。こういったデータから見ていって言い切れるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、都道府県が権限を持っておりますので、情報を出せと言っても出てくるものではありませんけれども、ただ私としては、十勝振興局、保健所とは強い信頼関係で仕事をしているという中で、局長にも逐次情報については確認をしているところでもありますので、数字は、結果的にはこうはなっておりますけれども、やはりその人の状況、症状が一番です。それに住居の状況であったり、家族の状況であったりを順に勘案しながら、本人の希望というのは一番最後、どうしても介護しなければならない人がいるとか、子どもは一人では置いておけないとか、そういうときには、では自宅でやむを得ないね、でもしっかりとそこは連絡を取りながら、病状を確認して自宅療養してもらおうとか、そういう対応をしているというふうにお聞きしていますので、私は数字上は確かに、中橋議員がおっしゃるような形にはなっておりますけれども、そこはしっかりと本人の病状を第一に対応していただいているというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 保健所と信頼関係を持って、この間遂行されてきたということでもあります。そうあっていただきたいと思っています。

その保健所が、権限の範疇、幕別町の権限と保健所との権限の違い、情報が見えない、それを承知の上で伺っていくわけですけれども、この数字から行くと、ちょっとうがった見方というの、そう申し上げるのも何か申し訳ないのですけれども、つまり今までほとんどが入院できていたのが、例えば7月31日であれば、入院率が80%を超えているのですよね。もう70%、60%を超えている。今は30%切ってしまうているのです。結局その80%から30%に下がる50%というのは、これまで入院が必要なかった人たちも入院していたというふうに見えるのですか。私は、そこは病気にかかった以上は、どうであっても医療を受ける、一番完璧に受けられるのが、スタッフがそろい、機器がそろっているその場所で過ごすことでもありますから、そこにいれるのが一番いいと思うのです。そこが、都会のように満床になってしまったら、今のような状況起きているのだけれども、十勝はそうではないと。入院病床はステージ4で129と聞いています。それからホテル、これが120、合わせて249ですよ。例えば、昨日なんかは入院患者数というのは180人おまして、その249のベッド数があるところに、入院されている患者さんは53、宿泊は16、自宅療養は106と多いのです。こういうことがこれまでの患者さんに対する見方というのが、さきに戻ってしまいますけれども、入院の必要が本当にどうだったのかということがあったという、方針を変えたのではないというふうに言い切るなら、そういうふうには言えるのではないかと、意地悪いのではないのですけれども、そう思うのですよね。

私はやはり、ここには完全に単なる国が、私たちはマスコミで聞くのですけれども、自宅療養というふうには発表されたよというふうには、さらりと流してはいけなくて、つまり国がそう出せば、厚労省から北海道に行き、北海道から帯広の保健所にまでというのが、これは流れとしてあるのだと思う

のです。そうすると、それが病床数云々ではなくて、そのことがざっくばらんに言ってしまうと、基礎疾患持っている人以外、65歳以下の人たちは本来は外しなさいというようなものですから、そういうふうになっているのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ちょっとお聞きしていますと、かなりうがった見方というふうには私は聞こえるわけでありまして、やはりその人に適切な医療を施さなければならないということを第一に考えて、これは中等症なので病院、軽症なので宿泊療養施設、軽症だけでも子どもの世話をしなければならぬから自宅で、どうしても本人がそう言うのであれば自宅だと、そういう形になっているというふうには私は思っていますし、ここに来て、感染者が非常に少なくなっておりますから、もうだんだん入院者も入院患者も減っていますし、それと子どもがどんどん今増えているのですね。特に10代と10歳未満の感染者が増えておりますので、そうなってくると、おのずとその面倒を誰が見るかということがありますから、そのことを私は自宅療養の増の要因になっているのだと、これはもう推測でしかありませんけれども、そういうふうな考え方を持っているわけでありまして。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） うがった見方でありたいというのは、事実はそうではないほうがずっといいわけですから、だからそうであってほしいと思いつつも、どこからもそれを裏づけるような、限られたものですから、町長おっしゃるように、推測でしかないわけですが、しかし実際にこの表れているデータから見ると、何か方針は変えていませんと、今までと同じですと、そして必要な人は必要な場所に振り分けているのだということだけでは理解できない数字が並んでいるということは、重ねて申し上げておきたいと思つています。

それで、もう一つ聞きたいのは、最終的に医者が療養先を選択した結果、つまり療養先ですから、治療に伴うところが療養先ではないですか。自宅というところに、半分以上がそこに選択されるということもいいですけれども、これも私はお答えの中ではどうも合わないなというふうに思っています。

それで、保健所と随時連絡を取り合っているということなので、一体保健所というのは、町長の知り得る情報で結構ですから、何人体制でどの業務を行っているのか、つまりここに自宅療養になった方たちに対するかなりの関わりが必要となつてきているのですよね。全国では、これが絶たれて命を落とすということが起きていますので十勝はそういうことにはならない。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

ただいまの質問についても、これまでの質問についてもですけれども、道の管轄する部分の質問に範疇が及んでいるというふうに思っています。幕別町に関する質問に変えていただきたいというふうに思っています。

○18番（中橋友子） はい、分かりました。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） それでは、幕別町に関わってお伺いいたします。これまで、幕別町の感染者患者の公表されている人数だけでも、6月の20日時点から公表されましたね。6月の20日以降から累計しますと、56人の感染者が確認されております。この方たちが適切な医療が受けられて、完治し、健康に戻つてということが望まれているわけですが、今の時点では、そういったことについても掌握できるすべがないのではないかと、思うのです。しかし、実際には町民でありますから、例えばここで異変が起きたら、うちの町の消防車が運ぶとか、町が必ず関わっていくわけですから、そういったその情報の共有について、町としてもっと保健所のほうに求めていくということも必要なのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに、町民の方が自宅で療養されている、どうしているのかな、本当に心配であります。ですから、できればその一人ひとりについて情報があれば、町でできることがあるのではないかと、これは当然なのですが、そこは先ほども申し上げたように、しっかりとそれは振興局

のほうで対応していただいているということ、その信頼関係がありますので、言ってみれば、要らん口を出すなどということにもなりかねない。我々しっかりやっているのにも関わらず、もしそれが頼むことがあれば、それは要請するというとも言われていますから、現状においては私はしっかりやっ

ていただいているという認識であります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） これまでもさかえ保育所でクラスターが発生しましたときに、PCR検査等については、幕別町が要請を受けて応援するという報告を頂いています。現状ではそういうことがないから、今のお答えになったと思うのですけれども、確かに町長、全体では減り出してきていると言われておりますけれども、しかし連日200人近い方が、昨日は180人、その前は222人、その前は225人というふうにいっちゃって、決して少ない数ではないと思うのですよね。こういう中で命を守る仕事になってきますから、まだまだ予断は許せない。都会が下火になりかけたときに、町村側に広がってくるということも十分考えられますので、さらなる情報の共有というものを可能な限り求めていっていただきたい、このように思います。

次に、子どもたちへの感染が急増する問題についてお尋ねをいたします。

これは、新学期早々、夏休み明けに幕別町でも幾つかの学校で感染が確認されました。ここでは、新しい変異株が小さい子どもさんにもどんどん広がっているということで、状況を見ますと、この一月間で子どもさんの感染の数字が非常に高く上がっている。4週間で6倍、2万3,000人になっているというのが、厚生労働省の速報値の中で出されております。具体的な数字を言いますと、7月の中旬には3,450人であった10代、10代未満の方たちが、今月11日から17日の1週間の間に、2万2,960人まで増えているということでもありますから、ここで6倍ということですよ。

それで、一つは、こういったまず今現在幕別町で起きた場合に、起きたのですけれども、どのように対処されているのかという点で伺いたいのですけれども、この検査が一番子どもさんの陽性者を掌握することができるということで、繰り返し求めてきたところあるのですけれども、これ発症した学校のPCR検査、行政検査というのは、基本、濃厚接触者のみということになるのでしょうか。それとも、もう少し拡大して行われるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 学校側の部分ですので、私のほうからお答えしますが、学校で発生した場合につきましては、保護者を通じて学校に連絡が入り、教育委員会のほうに連絡が入るといった形になります。その際に、具体的な部分につきましては、保護者のほうから学校に、例えばPCR検査でした、あるいは念のために行政検査を受けることになりましたというような趣旨の中身で、保護者のほうから入ってくる、必ずしもPCR検査、濃厚接触者の特定のためにどこまで濃厚接触者なのか、あるいは濃厚接触者ではなくて、そこまで至らなくて、単にその児童生徒が、例えば何日間学校、いつ最終登校になったかによって変わってきますので、その中で保健所のほうで判断して、検査の種類を決めているというような形になります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） そうしますと、保健所の判断によって、その場その場で違いが生じるといいますか、そういう現状にあるということですね。

この子どもさんの感染をどう抑えていくかということが、今大きな一つの課題になっているのですけれども、12歳以上の方たちは、今後ワクチンに対して期待が持てるところあると思うのですけれども、小学校はそうはならないのですよね。ワクチンに期待するというにもならない中で、周りの全体が、接種者が増えていくことによって感染が抑えられるという、そういう期待はあるとは思いますが、子どもさんそのものはワクチンの対象ではないという中で、やっぱり感染を防ごうと思えば、今、家庭内感染、学校感染、保育所感染といった、そういった施設での感染が3割を超えていると言われてますから、何とかそこ食い止めていかなければならないのだろうと、注意していかなければならないのだろうと思うのですけれども、そこで出されたのが一つは今回の、ここでは小学

校4年生以上の児童ですか、抗原キットの配布というのが出されているのですけれども、これがまだ出されたばかりで事業内容などというのが見えていないのかもしれませんが、今の時点で分かる検査、キットの検査はどの程度期待できるものなのか、お示しいただけますか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 抗原簡易キットの関係でございます。

8月26日付の文書で通知のほうで、そういったキットのほうを配布するというようなことを受けました。それで、内容については先ほどの答弁のとおり、まず原則、対象は教職員というところを大原則として使用についての取扱いについて通知がありました。まず、特に有症状者に実施した場合には有用とされているということで、この抗原簡易キットについては、まずそういう使い方だよということなのですけれども、まず大前提が、学校については感染対策マニュアルに沿いまして、まず具合が悪ければ、学校に来ないということがまず大原則になります。ですから、ここに答弁にもありますように、出てきてから具合悪くなるという方を検査しましょうというところで、その場合もあくまですぐに帰れない場合、すぐに病院の受診ができない場合に限ってということなので、広く学校内で検査を行うということではなくて、今言ったようなキットを使用することが想定されているケースで考えると、そんなに頻繁に使用されるということが考えるものではないのかなと。そしてなおかつ、4年生以上の対象として考えられておりますけれども、実はこの検査については、あらかじめ検査に関する研修を受けた教職員、学校の関係者がまず立会いのもとで、管理のもとで、受検者自らが検査を行う、鼻にキットを入れて検査を行うということから、4年生以上ということが想定されているのかなというふう考えております。そういったちょっと難しさもございます。そのような実施方法での内容になるということをお現時点ではお伝えしたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 時期的なことだとか、そういうものは、まだまだ見えていないのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） まだ、配布数のほうにつきましても、具体的に追加調査だとか、いろいろ今国のほうで動いておまして、配布数だったり、時期的にいつ頃配布されるというものは、まだ示されているところではございません。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） なかなかここは、これまでも予算がかかってできないというふうに言われてきていることなのですけれども、町独自のPCR検査、こうなるとどっちなのかなということの考え方で、町民全体ということになれば、本当に大変な費用だと。1回、2回やればいいものではないのだという、ずっと町長の答弁でありました。確かに2万幾らかかるわけですから、そういうことをやっていただきたいとは思いますが、財政的な問題があると。こういうふうに小さな子どもさんがどんどんかかり出して、しかも12歳以下の方たちはワクチンも接種できないというようなこと、これも新しいものが開発されればまた変わってくるのでしょうかけれども、そうなってきた場合に、一定、限定して、しかもグループ方式だとかという、これもいろいろですが、2万円まで行かなくても実施できる手法などというの編み出されております。こういうものを町の施策としてやって子どもさんを守ると、12歳以下を守るというような、町独自の政策というのは、これは難しいでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） PCR検査となれば、本当に2万数千円とかかかりますので、これはもうやり切れるものではないことはもう明白でありますけれども、ただ簡易キットの場合については、概ね2,000円ぐらい、ただこれはどこまでの精度があるかはちょっと疑問です。PCRでも70%と言われておりますから、簡易キットの場合6割とかそれぐらいになるのかもしれませんが。勝手なことは言えませんが、精度は間違いなくPCR検査よりは落ちると思います。ただ、金額も2,000円程度と、非常に安いというお話を聞いています。

そうした場合、私も考えてみたのですけれども、やるとするのならば、やっぱり定期的に繰り返し

やっぴいかなければ効果がないということがあります。しかも、そこで無症状の感染者もそこで探し出すことができるという、非常にメリットはあるなというふうに思いました。町民全体ではなくて、特に今おっしゃられた幼児だとか小学生低学年ということになりますけれども、総児童に対してやるのではなくて、持ち込むのはやはりそこに働く教員であったり保育士であったりしますから、そこはせめてやれないかなというふうに考えました。そう考えると、対象者が600人を超える、630人くらいいるのですよ。教職員だとか保育所の先生だとか、幼稚園の先生、あるいは学童保育所もありますし、子育て支援センター、へき地もあります。これを足していくと630人ぐらいいます。この方たちに週に1回やってもらって、月にどれくらいかかるのかなというふうに計算しましたら、やっぱり500万円くらいかかるのですね。これだけで500万円かかる。一月で500万円かかる。その繰り返し、いつまでになるか分からないくらいやっぴいしていくというのは、これも非常に財政の負担も大きいなど、これはまだ国のほうで奨励するのであれば、補助金を出しますよということであればいいのですけれども、今のところは文科省で予算が組まれているだけでありますので、できることならば、各市町村がきめ細かく簡易キットでも結構なので、やればありがたいなとは思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 今回、夏休みが終わって登校する数日前あたりの保護者、子どもさんたちからの、子どもさんたちというか、保護者ですね、それぞれ家庭で過ごしていて、自由にいろんな生活をしてきた。いよいよ明日から登校だというときに、そういったときに、うわっと集団が集まって感染が広がるのではないかと心配の声を随分聞きました。それで、これは実際にデータのにも休み明けの感染拡大というのが、実際、地元の小中学校でも出たわけですし、全国的にも出ているということをお考えれば、そういった長期休み明けのときの検査というのも、ひとつ効果としては大きいのではないかとおもうのですよね。

町長おっしゃられるように、本当にたくさんできれば一番いいと思います。難しいということになれば、ポイントをちょっと絞ってやるということも一つの手法ではないかなというふうに思っていて、ぜひご検討いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私、ポイントを絞ったつもりで630人ということ、ここを押さえておけば、その幼児だとか小中学生に対する感染はある程度歯止めはかかるのかなと思ったものですから、そういうことで申し上げたわけでありまして。

それと、もう一つちょっと先ほど言い忘れましたけれども、実は学校始まった直後、このときは確かに学校、全道レベルです、全道レベルで、しかも札幌市を入れてしまうとちょっと数字が十勝に当てはまらないので、札幌市だとか独自に保健所を持っております小樽、旭川、函館、ここらを除いた道内で見ますと、休み明けに8月の20日前後、25日くらいまで非常に10歳代と10歳未満の感染が増えましたけれども、ただここに来て9月に入って非常に数字が収まってきたという傾向がありますので、もしやるとするならば、中橋議員がおっしゃったように学校が始まる頃が一番の適期であったなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） ぜひ子どもさんたちの健康を守るという点でもご検討いただきたい、このようにお思います。

次の、4番目に入らせていただきます。最後です。

この間、1年7か月のコロナ禍における相談状況についてお伺いをいたしました。大変きめ細やかに福祉課あるいは商工観光課で実施されてきたということでもありますから、引き続き力を入れて取り組んでいただきたいというふうに思います。

その点で、やはり窓口に来られる町民は、先ほど国保の関係でもやり取りありましたけれども、制度を知らないで来られるという、自分がその適用になるかどうか分からないという方たちが多くいらっしゃるというふうに押さえております。ぜひ、ただの判断だけではなくて、町長言われるように、

その受けられる支援が無駄にならないような丁寧な説明は本当に大事だと思いますので、さらにここに心がけていただきたいと、これは答弁よろしいです。

それで最後なのですけれども、政策を打つときに、以前にも相談させていただきましたけれども、幕別町民であっても、他の市町村に事業所を展開されたりすると、適用にならないということがありました。これは理由があって、事業の収益というか、法人税はそこへ行くわけですから、それはそうであるというふうには理解はするのですけれども、この1市3町、特に経済圏としては同じ中でそういう違いが出てくると、同じ隣同士でお店を出しながら、自分は対象だけど、自分は幕別町民だから駄目だというようなことが、この間ご相談させていただいた経過もありました。こういったことはぜひ解消していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 今まで経済対策を実施する上で、本町といたしましては、事業所を守る、それが雇用の確保につながる、そしてさらには生活を守ることにつながるということで実施をしておりますけれども、以前いろいろお話をお伺いした中で、今、中橋議員おっしゃったような課題も見えてまいりました。それで、私たちが事務レベルで、今後施策を展開する上で、そういったそれぞれの町で施策はそれぞれですけれども、ある程度統一した考えが持てないかということで、事務レベルでは情報交換をしているところでありまして、今後、経済対策の中ではできる限り、そういったことがないように、施策はそれぞれですけれども、町の事業所を守るという共通した考え方に立って、施策を展開してまいりたいということで今考えているところであります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） コロナ対策の先日の報道では、帯広市がすでにこの9月議会に向けて第3弾、4弾になるのですか、支援事業を実施するということが報道されておりました。その中で、これまで、市民でなければ駄目だというふうにしてきたものを、町外、つまり幕別町民であっても帯広で営業をしていけば、助成の対象にするというふうに書かれておりました。こういう視点がやっぱり大事なのだというふうに思うのです。重ねてもらおうとか何とかというのではなくて、受けられない人を一人もつくらない、両方からどちらからも漏れてしまうという状況をつくらないということで、今、部長がお答えいただきましたので、検討していただけるということでありますから、ご答弁は要りませんが、そういった視点でこれからも政策を打っていただきたい、このことを申し上げて質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

この際、15時20分まで休憩いたします。

15:09 休憩

15:20 再開

(15:20 藤原議員着席)

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○7番（岡本眞利子） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1、ナショナルサイクルルート「トカプチ400」について。

国が指定するナショナルサイクルルート「トカプチ400」が本年度初めて道内で選ばれました。ナショナルサイクルルートは「自転車観光」の推進による、新たな観光価値の創造や地域創生を目的に2019年に事業化され、①ルート設定、②走行環境、③受入れ環境、④情報発信、⑤取組体制の5項目で一定の評価基準を全て満たすことにより指定を受けることができます。

「トカプチ400」は帯広市を起終点に、上士幌町から大樹町までの管内12市町村を8の字で結ぶ、延長403キロのルートで2017年に設定され三国峠、十勝平野、太平洋などの景観を望むことができ、

本町もそのルートに含まれ、道の駅・忠類は休憩施設に指定されています。この「トカプチ 400」のコースに含まれたことにより、幕別町の PR の絶好のチャンスと捉え、忠類地域観光の魅力発信をすべきと考え、以下について伺います。

- ①「トカプチ 400」指定と町の関わりは。
- ②本町への受入れ環境整備と今後の改善点は。
- ③「トカプチ 400」に伴う効果は。
- ④今後の忠類地域の新たな PR 等の取組は。

2、男性の育休・産休の促進について

男性が育児休業を取得しやすくなる制度を定めた「育児・介護休業法」の改正法が、2021年6月に国会で成立しました。2019年度「雇用均等基本調査」によると、取得率がわずか7.48%、しかも1週間以内の短期間の取得が7割というのが男性の育児休業の現状です。

男性の育児休業の取得が進まない原因になっているのは、「男性は育休を取りづらい」など職場の風土の問題に加え、一度に長期間休業するのが難しかったり、育休中に収入が減ったりすることなどがハードルになっているようです。

改正法による「出生時育児休業(男性版産休)」が、来年10月に施行される予定です。そこで本町の男性職員の取得状況等について伺います。

- ①本町として育児休業取得についての認識は。
- ②男性職員の現在の取得率と今後の取得目標率は。
- ③育休取得を促進するための取組の考えは。
- ④「イクボス」促進の考えは。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「ナショナルサイクルルート「トカプチ 400」について」であります。

ナショナルサイクルルート制度は、自転車活用推進法に基づき、平成30年6月8日に閣議決定された「自転車活用推進計画」において、サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現を図るための施策として、日本を代表し、世界に誇り得るサイクリングルートについて国内外への PR を目的に、令和元年度に設立された制度であります。

これまで、令和元年11月に第1次ナショナルサイクルルートとして、広島県尾道市の JR 尾道駅から愛媛県今治市のサイクリングターミナルであるサンライズ糸山までの「しまなみ海道サイクリングロード」をはじめとする3ルートが、また本年5月31日に第2次ナショナルサイクルルートとして、帯広市を起終点とし、上士幌町から大樹町までを8の字で結ぶ「トカプチ 400」を含む3ルートが指定され、合計で6ルートとなったところであります。

ご質問の1点目、「トカプチ 400」指定と町の関わりは」、ご質問の2点目、「本町への受入れ環境整備と今後の改善点は」と、ご質問の3点目、「トカプチ 400」に伴う効果は」につきましては、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

トカプチ 400 は、帯広市を起終点に、上士幌町から大樹町までを8の字形に結ぶ管内12市町村を巡る延長403キロメートルのルートであり、平成27年11月に帯広開発建設部を事務局に、十勝管内19市町村や大学、自転車団体、観光団体などで発足した「十勝サイクルツーリズム研究会」が、自転車愛好家の目線に立った十勝のサイクルツーリズム推進の基幹ルートとして、平成29年5月に設定したルートであります。

このうち、本町では、主に途別地区から栄地区までの道道更別幕別線と町道東4線の約12キロメートル、忠類朝日の町道北10線から国道236号沿いに忠類共栄までの約8キロメートル、忠類晩成の国道336号の約3キロメートル、十勝中央大橋から札内橋までの河川敷の約5キロメートルを含む、合計約28キロメートルがルートに含まれております。

これまで、十勝におきましては、令和元年に「十勝サイクルツーリズム研究会」から移行した、町も構成員である「北海道 TOKACHI サイクルツーリズムルート協議会」において、「走行環境部会」「受入環境部会」「PR・誘客部会」を設置し、関係機関との情報共有や意見交換などを行ってきたところであり、今後も連携した取組を進めていくこととしております。

町としても、これまでサイクルツーリズムに関する取組として、平成 27 年度に道の駅・忠類とシーニックカフェちゅうるいに、木製サイクルスタンド 10 台の設置や忠類地域のサイクルマップの作成、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて、帯広商工会議所を事務局とし、本町や帯広市、音更町、池田町などで構成する十勝エコロジーパーク利用促進協議会において、千代田新水路の「ととろーど」や「エコロジーパーク」を中心としたサイクルマップの作成やサイクルルート看板の設置をしております。

また、令和元年度には、北海道観光振興機構の事業により町内 2 か所の宿泊施設にサイクルスタンドや空気入れ、故障時に修理ができる工具セットなどの備品を整備するなど、宿泊施設や休憩施設におけるサイクリスト受入れ時の備品整備やコース案内などの情報発信に取り組んできたところであります。

私も本町に関わるルートや現地の様子を確認しましたが、ルートの案内標示や路面標示などが分かりにくい箇所もあるとの印象を持ったところであり、今後におきましては、町道だけでなく、国道や道道、河川敷等もルートに含まれておりますことから、関係機関と連携を図りながら、サイクリストが走行しやすい標示の整備を進めるとともに、幅員が狭い場所や交通量の多い区間においては、安心・安全に走行するための環境整備について、国や北海道に要望してまいりたいと考えております。

今回の指定により、国内外に対する国や道、関係団体一体となった PR が可能になるとともに、サイクルイベントなど関係者の取組を通じて、多くのサイクリストが十勝を訪れていただけるものと期待しているところであります。

本ルートは、畑や山、海など雄大で十勝らしい景観を見ながら、複数日にわたり宿泊を伴いながら利用できるルートでありますことから、ルート沿線の宿泊施設や飲食店などに対する経済効果だけでなく、十勝の広大な畑や牧草地、防風林や日高山脈などの景観を体感することで、十勝に好印象を持っていただけるとともに、十勝管内に住む地域住民にとっても、この機会にサイクリングを始めることで、健康増進などの効果が期待できるものと考えております。

本町には、ルートから少し足を伸ばせば、パークゴルフ発祥のつつじコースや明野ヶ丘公園などの景勝地や地元の農畜産物を原料とした飲食、全国でも数少ないモール温泉など多くの魅力ある観光資源があり、世代を問わず季節ごとにサイクリングを楽しむことが可能であります。

町といたしましては、引き続き、北海道 TOKACHI サイクルツーリズムルート協議会において連携した取組を進めるとともに、トカプチ 400 を基幹ルートとしつつ、本町の魅力が味わえ、「枝」に相当する「サブルート」を設けることで、自転車愛好家だけでなく、地元の方や初心者でも、サイクリングを楽しめるように、現在、幕別町観光物産協会が取り組んでいるプラス 8 プロジェクトなどを活用しながら、宿泊施設や観光施設等の関係者と魅力の創出に努めてまいります。

ご質問の 4 点目、「今後の忠類地域の新たな PR 等の取組は」についてであります。

忠類地域では、先ほど申しあげましたように「ちゅうるいサイクルマップ」に、地域内を自転車で周遊する 3 ルートを掲載するほか、トイレなどの休憩施設、空気入れや簡易工具を配置したサイクルステーションに加え、地域内の撮影スポットやグルメ情報を紹介するなど、サイクリスト向けの情報を発信してきたところであります。

また、過去には、アルコ 236 の特設会場でファットバイクによる雪上マッチレースや、忠類白銀台スキー場を会場にマウンテンバイク北海道選手権が開催されたほか、十勝の食と景色を楽しむサイクルイベント、十勝中札内グルメフォンドのエイドステーション（休憩所）としてシーニックカフェちゅうるいが活用されるなど、忠類地域において様々なサイクリングイベントが開催されております。

こうしたことから、このたびの指定を受け、引き続き、ルート沿線の施設との連携や地域おこし協

力隊による情報発信を行うほか、新たなPRに向けましては、道の駅・忠類を拠点とした南十勝におけるサブルート等について、サイクリストの意見をお聞きしながら、忠類地域への滞在につなげられるようルートの設定を協議するとともに、広域的なサイクリストの誘致についても、ルート沿線の市町村や関係機関との連携強化を図りながら、有効な取組を検討してまいりたいと考えております。

次に、「男性の育休・産休の促進について」であります。

少子高齢化や核家族化が進む中で、働きながら子どもを産み育てやすい雇用環境を整備することは重要な課題であり、男性の育児に伴う休暇・休業の取得を促進することは、その課題解決のための大切な施策であると考えております。

国においては、男性の家庭生活への参画促進は、男性自身の仕事と家庭生活の両立のみならず、女性の活躍促進、ひいては、少子化対策の観点からも極めて重要であるとしており、地方公共団体に対して、地方公務員の男性が子育て等に参画できる環境整備に取り組むよう、要請が行われているところであります。

ご質問の1点目、「本町として育児休業取得についての認識は」についてであります。

男性職員の育児休業取得につきましては、本人にとって子育てに積極的に関わる契機として重要であるとともに、女性の活躍促進、さらには、男女共同参画社会を達成するためにも積極的に促進しなければならない施策であると認識いたしております。

ご質問の2点目、「男性職員の現在の取得率と今後の取得目標率は」についてであります。

はじめに、男性職員の育児休業の取得率については、毎年度、厚生労働省が実施している「雇用均等基本調査」に基づく算出方法を参考に、本年9月1日を基準日として算出した場合で申し上げますと、昨年9月1日から本年8月31日までの1年間で、男性職員の配偶者が出産した人数は9人、このうち男性職員が育児休業を取得した人数は1人であり、取得率は11.1%となります。

また、今後の取得目標率については、町において平成28年3月に策定しました「女性活躍推進法に係る特定事業主行動計画」で定めており、男性は10%を目標に取り組むものとしておりますが、現在新たな計画を策定中であり、国が求めている令和7年までに30%を達成するという目標が基準になるものと考えております。

ご質問の3点目、「育休取得を促進するための取組の考えは」についてであります。

町において、育児休業の取得を促進するためには、職員が取得の意義や育児参画がもたらす効果などについての認識を共有し、職場全体で後押しする意識と雰囲気醸成を図りながら、男性職員が育児休業を取得することへの不安や抵抗感を軽減し、取得しやすい環境を築くことが重要であると考えております。

このため、町では、新任職員研修等において、制度について説明するほか、仕事の進め方、ワーク・ライフ・バランスの推進を含めた働き方改革などに関する職員研修を実施しております。

また、パパママ教室をはじめ、子育てに関する講習会や講座の紹介、子育て応援サポートブックや啓発用リーフレットの配布などを通じて、職員の育児参画に関する意識の醸成を図っております。

さらに、育児休業の取得に対する職場内での理解を深めるためには、所属長が育児休業を取得したいと考えている職員の意向を早期に把握し、育児休業の取得に向け所属職員とのコミュニケーションを大切にしながら、必要に応じて業務調整を行うなど職員を応援し、助け合える職場環境づくりに努めることが大切であると考えております。

また、男性職員が育児休業を取得しない理由について聞き取りを行った中では、業務に与える影響への気兼ねや休業期間中の収入減少に対する不安などが挙げられましたので、気軽に上司や人事担当部署に相談できる体制づくりに一層意を用いなければならないものと考えております。

ご質問の4点目、「「イクボス」促進の考えは」についてであります。

イクボスとは、部下のキャリアやワーク・ライフ・バランスを応援しながら、組織としての成果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむ上司のことをいい、また、近年では、組織のワーク・ライフ・バランスを保ちつつ、職員が安心して子育てできる環境をつくることを「イクボス宣言」として公表

する自治体や企業が増えてきております。

イクボスを始めるに当たり、「イクボス 10 か条」と呼ばれる行動指針を基本的な考え方として取組を行うこととなりますが、このことは、日常の仕事を行う上での時間の使い方や文書、書類等の簡素化等による効率化、さらには育児休業を安心して取得できるよう、組織力の向上やチームワークの醸成等、自治体経営の効率化に通ずる面がありますことから、私をはじめ、管理職、職員一体となり「イクボス宣言」の機運を高めてまいりたいと考えます。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） では、再質問をさせていただきます。

町長の答弁も併せて答弁を頂きましたので、私のほうも併せて質問をさせていただきますので、ちょっと前後するところもあるかと思いますが、その点につきましては、ご了承いただきたいと思っております。

日本を代表する自転車道ナショナルサイクルルートとして、国土交通省に指定されたトカプチ 400 は延長 403 キロ、十勝管内の雄大な自然を満喫できるコースとして、自転車愛好家には人気のコースになるだろうと言われております。十勝では、サイクルツーリズムの推進に向け、2015 年に十勝サイクルツーリズム研究会が発足し、2017 年にはトカプチ 400 のルートを設定し、2019 年には北海道 TOKACHI サイクルツーリズムルート協議会に移行し、国のモデルルートとして選定をされたものです。管内の自治体、自転車、観光団体など 30 団体で構成をされており、自転車の通行位置を示す路面標示やルート案内版の設置など走行環境の整備に取り組まれてきました。我が町もこのコースの一部に含まれた今、愛好家が幕別町の魅力を感じてもらうためには、町がどれだけ力を注いでいくかということが問われるかと思っております。

そこで、トカプチ 400 の指定と町の関わりということでお聞きしたのですが、その中でも構成員として関わり、いろいろとコースなども下見をしていただいて、そしてコースが決まったということではありますが、本町の受入れ環境について、ちょっとお伺いしたいと思います。受入れ環境ですが、トカプチ 400 ばかりだけではなくて、サイクリングを楽しむ人たちが、安全に走行するための自転車活用推進計画の策定がまだされていないということではありますが、これはもう策定に手をつけているのかお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 計画の策定にはまだ至っておりません。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） まだ至っていないということは、まるきり手をつけていないということでしょうか。一応、国の方針としては、長期的な展望を視野に入れて、令和 7 年、2025 年までにはつくるよいうということで、努力義務ということではありますが、令和 7 年ということは、もうあと何年かなのですけれども、そういうふうになっていると、いつの間にか時間がたってしまうのではないかなというふうには私を感じるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） さっきの議会のほうでも、他の議員のほうからこの計画の策定について質問を受けたところであり、その後も町内はじめ、多くのところでサイクリングに対する熱が高まっているのも事実だというふうに思っております。ですから、環境的にまず自転車を親しむというようなことの中で、自賠責保険ですとか、そういうものに入っていただくような環境を整えつつ、この計画に策定に向けて、まだ手をかけているという状況ではありませんけれども、徐々に計画を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 確かにこういうことを策定するということは、大変なことかと思うのですが、やはりきちんと一つずつ置いて策定をしていくべきではないかなと思います。したがって、徐々

に一つずつ進めていただきたいということを申し上げたいと思います。

また次にですが、道の駅がこのルート上に9つあるのですけれども、この道の駅は受入れ体制についてなののですけれども、まずこの道の駅でサイクリストをおもてなしするという環境が整っているのかをお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） ルート上にあります9つのうち、一つに道の駅の忠類がございます。この中で、道の駅・忠類の受入れ環境でありますけれども、まず、もちろん道の駅でありますので、トイレという部分であったり、給水所というのはもちろんのことでありますけれども、加えまして、道の駅には車両を整備するための工具、また車両に空気を入れるための空気入れ、こういったものを整備しております、これまで忠類のほうで作成しておりましたマップの中でも、サイクルステーションということで位置付けて公表してきているところであります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 道の駅として、そのようなものをそろえていくというのは、もちろんのことと思うのですが、私が言いたいのは、おもてなし心ですね。そこにいる人たちの、よく来ていただきましたという心の問題なののですけれども、そういうのはいかがなのでしょう。

○議長（寺林俊幸） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） サイクリストに対するおもてなしの心という部分をご質問されたかと思うのですが、道の駅としましては、サイクリストにかかわらず、お客さん皆さまに対して、受け入れる気持ちを持って対応しているものと考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） もちろんそうですね。道の駅ですから、自転車でサイクリングしている、そういう人たちばかりではないのはもちろん分かります。ですから、まず委託業者に頼るのではなく、この町として、そういうところをしっかりと見ているのかなというふうに私が思うのですが、そういうおもてなしの心、本当に9つもある道の駅の中で、よくうちの町のこの道の駅に寄ってくれましたというぐらい、よく考えるとうちの町の道の駅に寄らないで、次の大樹に向かうということもありますよね。そういうところを、うちの町のこの道の駅に寄っていただきましたという、そのおもてなしの心というところをお聞きしております。いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（川瀬吉治） 繰り返しになりますけれども、そういうお客さんをおもてなしという気持ちは当然ありますし、この指定される以前から、サイクルマップなどを作って、道の駅ちゅうるいを拠点としたコースを3ルート、ここにありますが、こういうパンフレットで作って示していたり、そういう先行した取組をしておりますので、サイクリストの方については、おもてなしの心は十分あると思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 何度もすみません。私も繰り返すようなのですが、この忠類の道の駅に通いながら見た感じ、向こうも町民だと分かるのかもしれないのですが、やはりそういうところは少ないのではないのかなと、おもてなしの心はどうなのかなという感じが見受けられるところから、もちろん町民もそうですけれども、町民以外の人が初めて訪れたとき、寄ってよかったなと思えるような、そういう社員教育は委託しているのですから、そうではないのですけれども、そういうところを、もう少し町としても管理していったほうがいいのではないかなというふうに感じるのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（川瀬吉治） 誠心誠意、職員は対応してもらっていると思っております。そういうふうに映らないのであれば、さらに教育といいますか、指導していきたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） ぜひとも、せっかくトカプチ 400 という中の 12 の市町村の中にうちの町も入ったのですから、本当に来てよかったなど、寄ってよかったな、ここの道の駅に寄ってこれがあった、こんないいおもてなしをしてもらったという好印象を与えるような、そういうような道の駅であってほしいということを願って、この質問には、もうこの辺にしたいと思います。

また、トカプチ 400 の地域ルートですけれども、先ほども地域ルートということで、サブルートとして、今、北海道 TOKACHI サイクルツーリズムルート協議会では、初心者向けや観光向けのサブルートを検討しているということですが、これに対して、本町として観光振興につなげるルートを選定はしているのかをお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） トカプチ 400 はあくまで基幹ルートであります。ただ、これを周るだけでは町の魅力というのは伝えられません。そのため、町としましては、季節に応じたサブルートとして、今現在、それこそ秋であれば、サケを巡るツアーとして、ととろ一どや明野ヶ丘公園を巡る十勝川周辺のコースを選定したり、あと忠類におきましては、シーニックカフェからの景観を望む忠類のルートを選定したりとかする形にしております。また、そういったものにつきましては、まずは住民に知ってもらうため、今回この 5 月のときに広報で出したのですけれども、まずこうした情報を発信していきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） この地域ルートは国の指定を受ける対象にはなりません、選定をすれば基幹ルートとともに国土交通省のホームページでも紹介されるわけですので、幕別町らしい自然風景を楽しめるコース、車では見ることができない自転車ならではの風景のコースを選定していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 今、お話ありました、ちょっとご説明重複してしまうのですけれども、十勝に来る方はやっぱり十勝らしい風景、そしておいしい農畜産物を使った食べ物、あと十勝にはモール温泉というものもございます。そういったものを活用しながら、サイクルのルートというのは、これからサイクリストと共に検討していきたいと思います。現在、9 月 14 日にかわたび交流会という関係者の集いなのですけれども、十勝川温泉、ととろ一ど、千代田堰堤、そしてサケの捕獲場を回りながら、ランチはサケを食べるというツアーを組もうとしています。そういったものを通じながら、これからも進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 分かりました。このトカプチ 400 の指定を受けてから、帯広市では、岩内仙峡に新たなマウンテンバイクを走らせるコースの造成計画が始動していると報道されておりますが、マウンテンバイクというと、山本幸平選手の出身の我が町だと思いますが、山本幸平選手も今後は若い世代にマウンテンバイクの楽しさを伝える活動に取り組みたいというふうに言われていることから、ぜひともお力をお借りして進めていくというようなことはできないのでしょうか。少しうちの町としては、遅れているのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 町と教育委員会になるのですけれども、既に平成 28 年に明野ヶ丘公園にマウンテンバイクコースがあるのですが、そこで耐久レースをしたりですとか、平成 30 年には北海道とかちサイクルフェスタということで、山本幸平選手をゲストに呼んで、道内外の方たちが集まったサイクリングイベントをやったりしています。おとし、昨年もちょうとやる予定だったのですけれども、コロナの感染とかでできなかったところもあります。山本幸平選手とは連絡も取りながらやっ

たりしていますので、そういったものにつきましては、引き続き進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） もちろん秋の地域ルートということで、ちょっと本町から入ると、明野ヶ丘公園がありますから、マウンテンバイクのコースが造られたわけですが、コースのほうを見に行きましても、今使われているのかなというような感じが私は見受けられたものですが、本当にそういうところを見ていただくという割には、あまり整備がされていないのではないかなというふうに感じました。山本幸平選手が岩内の仙峡でこのコースを走ってみたりということで、帯広市に取られたと言うと言葉悪いですが、帯広市の方がこのようにもう既に山本選手に声をかけて、このようなコースも、もうやはり造られているということでありますので、明野には一つありますが、まだまだ自転車人口もこの先も増えることを考えて、何か山本選手からヒントを頂くということができないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 山本幸平選手からいろんなアドバイスをもらって、それを町の魅力、観光資源にしていくことは、当然考えなければいけないわけであります。ただ一つ難しいのは、マウンテンバイクコースを普通の自転車では全く通れません。眺めているだけです。ただマウンテンバイク競技というのは、登れないところ、下りれないところ、自転車を担いで走る、それもマウンテンバイク競技で、自転車は降りてもわけいいわけなのですね。ですから、マウンテンバイクとはこんなものなのだという事は分かってもらうことが一つと、もう一つは、マウンテンバイクの専門的なコースというのは、なかなか日本国内にもないということも聞いていますので、それが果たして何キロになるか分かりません。オリンピックは4.何キロ周回コースでしたけれども、そういったことも山本選手のお力を頂きながら計画を立てていきたいなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） ちょっと町長の答弁を頂きまして安心をしましたが、ぜひとも、うちのこの幕別町出身の山本幸平選手のお力をお貸しいただきながら、ぜひとも自転車人口が増えるように、またこのトカプチ400で何とか幕別町に寄っていただけるような、そういうところをぜひとも見いだしていただきたいなというふうに思います。本町にも自転車愛好家は多いと聞いております。また、職員の中にもたくさんいらっしゃると思うのですが、自転車を活用した観光地域づくりを目指すべきだと私は感じます。したがって、今回のトカプチ400を機に、ぜひとも自転車人口がもっと増えるように、その増えたことによって、二酸化炭素ガスも削減ができるように、ぜひともしていただきたいなというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 自転車の活用がどれほどまでCO₂削減に向かうかは別としても、ただ決して悪いことではなくていいことなので、そこは進めなければならないと思いますし、健康づくりにとっても非常に有益であるというふうに思っておりますので、できるだけ世界、欧米については、非常に自転車が盛んでありますので、そこまではなかなかいけないかもしれませんが、そういう形にこの幕別町が持っていければ、幕別町へ行けば誰でも自転車乗っているよみたいな、そんなことになれば非常にありがたいなと思いますけれども、ただそのためには、トカプチ400のルートをただ走るだけではやっぱり駄目なのですね。例えば、先ほど忠類のお話が出ましたけれども、忠類の温泉・ホテルあります、あるいはグランヴィリオでも結構ですが、そこを拠点にして、その枝葉のルートを巡って、数日間滞在してもらって、しっかりと経済的な効果も見いだしていくことができればいいと思っていますので、本当に岡本議員、先ほどからおっしゃっているようにきっかけ、これがスタートだというふうに思っていますので、経済効果、そして健康づくりに結びつけていきたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 今、本当にお力強いお言葉、答弁を頂きまして、トカプチ400に伴う効果ということで、今、町長お答えを頂いたと思うのですが、周辺ルートを追加することによって、十勝川温泉起終点で幕別本町折り返しコースで、今まで知られていなかった場所の発見や、季節にしか見ることができない、先ほどのととろ一どではないですけれども、そういう風景は、来訪者には大きなものと考えられます。本州の方が見ると、とても感動するのではないかと。私たち地元の者でも、やはりその時期になると、本当に感動するところだと思うのですが、そういうところはすばらしいとは思いますが、せっかく幕別本町折り返しコースということもありますので、ここも商工会との連携を図り、飲食店にも協力を頂き、幕別の特産品を使用した、先ほど課長も何かおっしゃっていましたが、昼食セットみたいなものを提供することも経済効果になるのではないかなというふうに思います。これも飲食店同士が全部相談をしながら、中の材料からグラム数からを考えながら、どこのお店に行っても、このトカプチのランチセットみたいなものが食べられるというようなものを作ることによって、お昼、うちの町でちょっと寄り道をして、本町に入ってきて食べていただく、また飲食店にとっても経済効果にもなるのではないかなというふうに感じるのですが、その点についてはいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 先ほどと重複することにもなると思うのですが、今回につきましては、やはりただ走るだけではなくて、地域の飲食店もしくはお菓子屋さん、あと温泉、宿泊施設ですね、そういったものを活用しないと、町にとってのメリットというのは正直ないところなのです。なので、我々よく、いつも必ずやっているのですが、そういった素材を生かしながら観光施策を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） では、今、課長がおっしゃったそういう食事に関しても、もうそういう商工会ともご相談はされているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 必ずやる時には商工会とも話はしていますし、サイクルの協議会については、商工会も一緒に入っていますので、商工会と一緒に連携しながらやっていきます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） ぜひとも、このトカプチ400走るだけではなくて、町に滞在していただく、またお金を落としていただくことも考えて、ぜひともいい方向にというふうに進めていただきたいなと思います。

最後に、今後の忠類地域の新たなPR等の取組ということで、お聞きしたところでありますが、トカプチ400にかかわらず、忠類地域住民の方々をはじめ、住民や来訪者を引きつける催しなども四苦八苦されていることはもちろん認識しております。また、環境整備も進められていることも承知はしておりますが、これでよしということにはならないかと思えます。今、他町村でも道の駅が変化しつつ、ただ休憩するだけではなく、レストランにきたのかなというコース料理があったり、トイレでここまで必要なかなというところもあります。また、町内に道の駅が2つあるところ、そして新たに建設を予定しているところなどもあります。これ道の駅ばかりではないのですが、今までどおりに行くと大変厳しいものと感じます。広域的な意見を集約して、実効性のある政策を構築すべきと私は考えるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） まず、忠類地域での観光振興でありますけれども、先ほど町長からもお話があったように、このルート指定の前に、忠類地域のサイクルマップというのは作成しております。こちらのマップについても、サイクリストの方の意見を聞きながら策定して作ったものでありまして、これもサブルートの一つとして捉えております。この周知をする中でも、先ほどサイクルステ

ーションの話もしましたけれども、加えて忠類地域の食の発信なり、そういったものも併せて行っておりまして、地元で来ていただいて楽しんでいただけるような形をしたパンフレットを作成して提供してきたところでございます。あと、加えて地域での道の駅の取組という部分でありましたけれども、サイクリストに特化した何かができるかという、そこはちょっと何とも今の段階では言えませんけれども、例えばアルコ 236 などにおきましては、宿泊において、お部屋の中に自転車の持ち込みが可能であったり、あとは入り口等の物品庫にも保管できるとか、そういうようなサイクリストの受入れができるような対応は行っておりますので、その辺、今後はしっかりそういった受入れ環境の PR をしっかりさせていただいて、まずは皆さんにそういったサイクル情報を周知して、町に訪れていただきたい、忠類に訪れていただきたいという方向で進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） ありがとうございます。そうですね。やはり道の駅ばかりではないのですが、そういうような設備を整えていただいたり、また、サイクリングされる方が本当に使いやすい、そういうホテルにさせていただくということもやはり重要かと思えます。しかしながら、最後にたどり着くのは、やはりおもてなしの心だと思えますので、ぜひともそこだけは、おもてなしの心を持って進めて今後いくということですので、期待をしていきたいと思えます。

それでは、次の男性の育休・産休の促進についてというところに入りたいと思えます。

厚生労働省が令和元年7月に発表したデータであります。男性の育児休業の取得状況の資料では、育児休業の利用希望があったにもかかわらず利用できなかった男性は35.3%とあります。その理由を見ますと、「会社で育児休業制度の整備がなされていなかった」が27.8%、「育児休業制度を取得しづらい雰囲気」が25.4%、「業務が多忙で人手不足」が27.8%、「自分しかできない仕事がある」が19.8%というデータがあります。

町長の答弁にもありましたが、この育児休暇は積極的に促進しなければならない施策であると認識をしているというふうにお答えいただきましたが、答弁の中で育休を取った方が、男性職員がすごく少ないなというふうに感じたところであります。昨年1年間で男性職員、配偶者が出産した方が9人、そして育児休業した方が1人ということでありまして。これは、結構前の資料なんですけれども、同僚議員が質問した中でも、29年度に男性職員が1人育児休業を取っております。そんなところから、全然時間がたっているのですけれども、増えないというところは、どのように感じているのかお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 今、岡本議員おっしゃっていただいたように、幕別町の取得者数で申し上げますと、29年度1人以来、今回令和3年度に1人取得しておりますけれども、なかなかこの答弁の中にもありますように、育児休業を取得しない理由の聞き取りを行った中では、もちろん業務に与える影響、そういったところを心配してあるいは不安してという思いと、あるいはその休暇を取得することでの収入減、こういったところの不安要素があって、取得には至っていないというところが、これまでの聞き取りの内容でも傾向として表れているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 今、課長のおっしゃったように、本当に男性職員が、今、若い職員はたくさん採用されておりますよね。どんどん若くなっておりますけれども、その中でも結婚されていない方、される方、また子どもが生まれる方、そうではない方といらっしゃると思うのですが、本当に育児休暇を取れないというような状況なのかなというふうにも感じたのですが、育児休業については、昨年、現職大臣が取得するケースが国会や報道などでも取り上げられましたが、公務を続けながらの育児休暇を取得するには、数々の波紋を呼びましたが、妊娠、出産は命の問題であり、産後期の母親のケアは非常に重要で、父親が果たすべき役割も大きいものと思えます。

そこで、我が町としてはなぜ取れないのかということを知り取り調査したということなのですが、

上司に言いづらい、何でも話しやすい上司と部下の関係になっているのか、また、部署内が色眼鏡で見る傾向はないのか、育児休暇を自然に取れる雰囲気がなされているのか、また、上司が部下の生活環境をある程度は認識をしているのかということと考えますと、いかがでしょうか。こういうところが原因ということは少ないのでしょうか。収入が減ってしまうから、休まないということなのでしょうか。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） まず取得できないというか、今回、今の取得しなかった職員の聞き取りの中でも、十分ご家族、奥さまが育児休業を取得された、あるいは両親のサポートがあるので自分が取得しなくても大丈夫だった、いわゆる取得することしないことの判断の中で、きちんと子育て、家庭の中で育児に対してどう関わっていくかということを経験の中で話し合う中で、そういった家族のサポートがあるから自分は育児休業を取得しなくてもいいと、まずそういう判断もあるということ。さらには、取得できなかったということ、取得しなかったところでは、やはり収入減、そういった収入面での不安があるというところは、割合としては大きいと。さらには、業務の中で与える影響というところで、それぞれ自分の役割というところで、職場に迷惑をかけるだとかということも思いの中ではありますけれども、それについては委員おっしゃるように、ふだんから職場の中で風通しのいい関係性、そういったことを築いていくことがやはり大事だということは言うまでもありませんけれども、そういう思いであります。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 今、課長のおっしゃったことは、4番目のイクボス促進についてに結びつくと思うのですが、やはりイクボスって結局は、一番ボスがやはりそういうところを見抜いていただいて、やはり物を言いやすい体制になっているのかなというふうには感じるところであります。そういうところが、今の管理職の方々は本当に働け働けということで、休みなく管理職の方は働いてこられたと思うのですよね。それで、なかなかそういう中で、今の管理職の方は若いころから無制限に働いてきた方が多く、部下が育児や介護、病気などで時間制約があることを理解することはなかなか難しいのではないかなというふうに感じます。したがって、やはりこのときにイクボスというボスをどんどん増やすことによって、部下もボスに言いやすくなるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 鶏が先か卵が先かみたいところがあるのですが、町長が宣言すれば、それで進むのではないかと、そこで宣言しないと進まないぞという考え方もあるし、全体的な雰囲気を醸成していくと、どこの部署に行っても休みやすいような環境づくりをするというものをあるというふうに思います。今回の答弁としては、機運を、気兼ねなく心配なく育児休業を取れる、そういう雰囲気づくりをするべきだと、今のところそういう考えであります。本当は私が、妻が若くて、私も若くて、子どもをつくって、自ら進んで取ればよいのかもしれないかもしれませんが、なかなかそうやって身をもって示すということは非常に大事なのですが、それができないのがちょっとつらい感じはしますけれども、やっぱりいずれにしても、それぞれの所属長を中心に結婚した部下がいれば気にかけてやって、温かい言葉をかけてやるということが必要なのかなと。それを各部署においてやっていく中で、機運が高まるのかなというふうに思います。

それと、先ほど子育てをする妻なり周りがいたから取らないのだというのは、やはりこれは間違っているわけで、やはり子育てを男性もしっかり関わっていくことが大切。誰かが見るからいいのではなくて、これは生まれた直後の大変な時期もそうですし、小学校、中学校になっても手がかかる場合があるのですね。例えば、塾に送り迎えするとか、部活というか、何かの習い事があるとか、それを奥さんがやるからいいのだではなくて、私は愛の結晶はやっぱり両方、男も女もしっかりと関わっていくということが必要であるし、そのことが女性の負担を軽くして、社会参画にもつながっていくというふうに思っているところであります。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 今の町長の答弁、もう最高にすばらしい答弁だと思いました。私もそのように感じるのですが、やはり育休を取った男性は、その3年後にも、やはり時間を費やして、自分の時間をちゃんと費やして、子育てに参加するというデータもやっぱりあるそうなのです。したがって、やはり常に、今町長おっしゃったように、子育てはご夫婦二人で本当に力を合わせて子どもたちを育てる、愛情をかけて育てるところは、やはり重要だと考えます。

また、そういうこと、女性の妊娠することによって、女性には大変負担が多いのですけれども、その負担を女性にばかり偏るのではなく、男性の協力も頂くことによって、出生率は上がってくるのではないかなというふうに私も感じますので、ぜひとも町長がボスとなって、イクボスをどんどんと増やしていただいて、男性また男性ばかりではなく、女性も産休が取りやすいようなそういう状況をつくっていただきたいと思います。また、育児休暇が男性職員が100%になるくらい理解を示していただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、16時30分まで休憩いたします。

16：20 休憩

16：30 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議は、野原議員の質問が終了するまで、時間を延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は野原議員の質問が終了するまで、時間を延長することに決定いたしました。

会議を続けます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○10番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問を行います。

アイヌの人々が尊重される町政の推進を。

アイヌ施策推進法（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律）が2019年5月に施行され、2020年7月に国立アイヌ民族博物館（ウポポイ＝みんなで歌うの意味）が開業され、アイヌ民族への関心が高まっています。しかし、新法に先住民族と初めて明記されたにもかかわらず、アイヌ民族の集団は存在しないとして先住権について明確に保障されておらず、国際認識と一致していません。

2007年9月に、日本政府も賛成して採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の第26条には、先住民族の権利を十分に尊重しなければならないと規定されています。アイヌ施策推進法においても、先住権の明記を求めていくことがよりアイヌの人々の尊厳を尊重することになります。

近年、遺骨返還やサケ捕獲権などの運動が広がる一方で、差別や侮辱した発言が繰り返されていますが、事実に基づいた歴史の学びが不十分であると考えます。特に、幕別の町名はアイヌ語のマクンベツと言われた川の名前に由来しているように、アイヌの人々と深く関わり現在に至っています。アイヌの人々が同化政策で言語を奪われ差別されてきた歴史を深く学び、尊重する町政のさらなる推進が求められます。

以下、次の点について伺います。

- 1、アイヌの人々に対する認識をどのように考えているのか。
- 2、いまだにアイヌの人々に対する差別が内在しています。学校教育・社会教育でアイヌの人々への同化政策・差別の歴史を学ぶ手だてを講じ、差別解消の手だてを。
- 3、小学校、中学校での「アイヌ副読本」の活用状況について。
- 4、アイヌ施策推進法は、市町村に「アイヌ施策推進地域計画」を作成することができると規定しています。アイヌの人々に対する施策の推進を図るため早期に作成を。
- 5、国際連合宣言の第26条に定められている先住民族の権利を「アイヌ施策推進法」にも明記するよう国に求めていくこと。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の1点目と4点目、5点目につきまして、答弁させていただきます。

「アイヌの人々が尊重される町の推進を」についてであります。

政府は、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの文化等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成9年法律第52号）」を廃止し、令和元年5月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」、いわゆる「アイヌ政策推進法」が施行されました。

この法律では、アイヌ民族を「先住民族」と初めて明記し、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るとしています。

また、国は、アイヌ文化の継承と新たなアイヌ文化の創造発展につなげるための拠点として「民族共生象徴空間（ウポポイ）」を、白老町に建設し、令和2年7月に開業するなど、アイヌの人々が民族としての尊厳を保持し、活力ある共生社会を実現するための取組を進め、アイヌ民族やアイヌ文化に対する一般社会の関心も高まりを見せております。

ご質問の1点目、「アイヌの人々に対する認識をどのように考えているのか」についてであります。

政府は、平成20年5月の国会において、「アイヌの人々は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住していたことは歴史的事実であり、また、独自の言語及び宗教を有し、文化の独自性を保持していること等から少数民族であると認識している」と答弁しており、同年6月には、衆参両院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択されたところであります。

本町においても、「幕別町百年史」に記載されているように、アイヌの人々は、和人が開拓に入るはるか以前からこの地に暮らしていた先住者であります。

しかしながら、明治政府による北海道の開拓を進める中で、アイヌ民族に対する同化政策が進められ、アイヌ語の使用のほか、女性の入れ墨などの伝統的な風習やサケやシカの狩猟が禁止されるなど、和人との差別が行われた歴史があったと認識いたしております。

ご質問の4点目、「アイヌの人々に対する施策の推進を図るため「アイヌ施策推進地域計画」の早期作成を」についてであります。

「アイヌ施策推進法」により、市町村は、政府が定めるアイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針に基づいたアイヌ施策推進地域計画を作成することにより、計画に基づく事業の実施に対して、アイヌ政策推進交付金の交付を受けることができるとされており、交付金の交付率は80%、残り20%の市町村負担分については、起債もしくは特別交付税による地方財政措置があり、実質的な負担率は10%となっております。

本町におきましては、現在、アイヌ施策推進交付金を活用した多機能型交流施設の整備やアイヌ文化の体験講座開催のほか、子どもの学習支援事業などを盛り込んだ「幕別町アイヌ施策推進地域計画」の策定作業に取り組んでいるところであり、地域計画の作成に当たっては、アイヌの人々の意向を尊重した内容とするため、幕別アイヌ協会やマクンベツアイヌ文化伝承保存会をはじめ、公益社団法人北海道アイヌ協会役員の皆さんのお話を伺いながら素案作りを進めているところであります。

今後のスケジュールとしましては、町アイヌ協会や伝承保存会、管内のアイヌ協会などの関係団体と意見交換や協議を重ね、令和4年度中の計画認定に向けて策定業務を進めてまいります。

ご質問の5点目、「国際連合宣言の第26条に定められている先住民族の権利を「アイヌ政策推進法」にも明記するよう国に求めて行くべきと考えるがどうか」についてであります。

アイヌ政策推進法は、国際連合宣言が規定している先住民族の平等の原則、差別からの自由、文化的伝統と慣習の権利などを踏まえ、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念や、教育活動、広報活動等を通じて、アイヌ文化の振興や国民の理解の促進を図るなどの国、地方公共団体の責務を規定しております。

しかしながら、この法律は、アイヌを初めて先住民族と明記した一方、先住権を認めていない点で論議があるところであり、現に昨年8月には、浦幌町のラポロアイヌネイションがサケ漁を行う権利の確認を求めた行政訴訟を起こしているところでもあります。

また、アイヌ政策推進法が制定される前の平成30年8月には、国連人種差別撤廃委員会から日本政府に対し、先住民族の天然資源や土地に関する権利が十分に保障されていないとし、改善を求める勧告があったところでもあります。

こういった国内での動きや国連の宣言や勧告を踏まえ、国際社会の中での立ち位置を決めるのは、日本国政府の役割であると考えておりますので、国会でしっかりと議論をした上で、決定していただきたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 野原議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の2点目、「学校教育・社会教育でアイヌの人々への同化政策・差別の歴史を学ぶ手だてを講じ差別解消の手だてを」についてであります。

はじめに、学校教育においては、平成29年の学習指導要領の改訂により、小学6年生の社会の教科用図書に、アイヌの人々の歴史や文化に関する記述が盛り込まれ、中学校の社会の歴史的分野の中では、北方との交易をしていたアイヌの人々やアイヌ文化についても学ぶなど、小中学校ともに、アイヌの人々の人権を尊重し、アイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解をより深めることとされました。

具体的に申し上げますと、小学校では、蝦夷文化考古館やふるさと館を実際に見学するなど、アイヌの人々の伝統や文化について学ぶほか、一部の学校では、北海道教育委員会の「北海道ふるさと教育・観光教育等推進事業」を活用し、アイヌの人々に係る歴史学習、体験教室、アイヌ文様作品づくりなどを、総合的な学習の時間の中で実施するなど、アイヌの人々に関する学習を通して、郷土に対する理解や愛情を養うことを目的に取り組んでおります。

また、中学校では、社会科の地理や歴史的分野の中で、アイヌ文化とその継承として、儀式や神話、生活の様子などのほか、13世紀以降のアイヌ文化の成立や展開、文化継承の動き、また、アイヌの人々と松前藩との戦いや北海道旧土人保護法、アイヌ文化振興法の制定や変遷、差別・偏見をなくす取組などについて、より系統的かつ客観的に学習しているところでもあります。

さらに、社会科の公民的分野や道徳の中でも、アイヌの人々の歴史や文化等について、差別の問題を人間尊重と関連させて取り上げるとともに、先住民族としての位置付けや同化政策、国際的人権規約や人種差別撤廃条約などを学ぶ中で、様々な視点からアイヌの人々への差別問題等について学習しております。

例年、小中学校で実施している、いじめに関する調査において、人種差別に関する事案は確認されていない状況であります。引き続き、学習指導要領に基づき、アイヌの人々に関する指導が正しい認識の下に行われることにより、個性や多様性を尊重しながら共生する社会の実現に資するよう、人間尊重の教育の一層の充実を図ってまいります。

次に、社会教育においては、先ほど町長の答弁にありました「幕別町アイヌ施策推進地域計画」の

策定に当たり、多機能型交流施設の整備のほか、アイヌ文化の体験講座の開催や子どもの学習支援事業などの実施に向け、現在、幕別アイヌ協会やマクンベツアイヌ文化伝承保存会などの関係団体と協議を進めているところであります。

多機能型交流施設では、アイヌ民族の歴史や文化の紹介、蝦夷文化考古館の資料を展示する中で、同化政策や差別の歴史にも触れ、多くの皆さんに広く学ぶ機会の提供に努めてまいりたいと考えております。

このほか、事業を進めていくに当たっては、アイヌの方々が講師となる事業を企画し、様々な世代がアイヌ民族と直接交流することで伝統や文化をより深く理解しつつ、お互いを尊重し認め合い、支え合う社会になることを目指しております。

今後におきましても、引き続き北海道博物館や管内の博物館、十勝の各アイヌ協会などと連携を図りながら、アイヌ民族の歴史や文化に関する巡回展や関連行事を開催するなど、アイヌの人々の様々な歴史や文化について、多くの町民の皆さんが学ぶことができるよう努めてまいります。

ご質問の3点目、「小学校、中学校での「アイヌ副読本」の活用状況は」についてであります。

「アイヌ副読本」については、公益財団法人アイヌ文化財団が「アイヌ民族：歴史と現在～未来を共に生きるために～」を作成しており、道内の小学4年生と中学2年生を対象に北海道教育委員会を通じて配布され、小中学校ともに社会科の授業において、アイヌの人々の歴史や文化への理解を深めるため活用しているところであります。

加えて、教育委員会においても、小学3、4年生の社会科副読本「まくべつ」を発行し、授業で活用しておりますが、この中でも、本町の開拓とアイヌの人たちの関わりや、今に残るアイヌ語に触れるとともに、生活に使用していた衣服や蝦夷文化考古館など紹介するなど、子どもたちがより身近に感じることで、深い学びにつながっているものと認識しております。

今後も限られた授業時間の中での活用になりますが、アイヌの人々の歴史や文化についての学習がより深く、実践的に広がるよう、これら副読本の活用に努めてまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） アイヌの人々に対する認識をどのように考えているかというところでは、ご答弁いただいたように認識が一致しているのかなというふうに思います。また、この歴史に対する認識といたしましては、北海道だけではなく樺太とかサハリンとか、そういうところの人たちもどうか施策のもとで北海道に移住されてきたという歴史もありますので、まだまだ私たちは学びを深めながらアイヌの人たちの歩んできた、そういう歴史をしっかりと学ぶ必要があるのではないかなというふうに思っております。基本的に、町側とアイヌの人々に対する認識は一致しているのかなと思いますので、次の質問に移っていききたいと思います。

2番目なのですが、答弁とは違ってきますけれども、私の質問の順番で再質問をさせていただきたいと思っております。アイヌの人々に対する差別が内在している、このことにつきましては、皆さんも多々感じる場所があるのではないかなと思っております。今、北海道各地の地名はほとんどアイヌ語を基礎としております。私もこの質問をするに当たって、いろいろ調べましたら、ほとんど北海道の地名はアイヌ語から来ているということが改めて再認識しているところであります。そして、アイヌの人々と関わりの中で、この北海道は開拓、発展してきております。そういう中で、アイヌ語を教えない、こういう同化政策がありました。そして、話させない、こういう下で様々な差別が生じてきたことも再認識しているところであります。

それで、今年の3月ですけれども、テレビの情報番組でアイヌ民族の方に対して差別表現がありました。この中で、放送倫理番組向上機構が放送倫理に違反があったと判断し、謝罪をしておりますけれども、その中で、なぜこういうことが起こってしまったのか、そういう検証をしていると報道されています。その中では、自分たちの認識や不足、チェック体制の甘さを明らかにしています。アイヌ民族の方からは、正しい歴史を学ぶきっかけにしてほしい、このような声も出されております。

そして、町としてもアイヌ民族の歴史や人権、差別の問題を学ぶ研修をさらに進めていく必要があると思いますが、その点について、どのような研修をしていくのか、進めていくのかお答えを頂きたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） まず、学校教育における理解を深めることと申しまして、先ほど答弁でもございましたように、平成29年の学習指導要領の改訂でさらに深く学ぶことについて、理解を深めることとされましたということで、今後、学校教育現場におきましては、小学校のほうでは、主に伝統や文化を学びながら郷土に対する理解や愛情を養うことを目的に取り組んでおりまして、現在も主に小学校では4年生と6年生のそれぞれの社会科の授業の中で取り組みさせていただいております。また、中学校のほうにおきましては、さらに歴史、地理、公民、道徳、そういった授業の中で取り組んでおりますが、それぞれ5時間から7時数ということで、中学校の中でも取り組んでおります。いずれにいたしましても、学校教育の部分におきましては、引き続き学習指導要領に基づいて、アイヌの人々に関する正しい知識、認識のもとで行われることにより、個性、多様性を尊重しながらということに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 最初の答弁の中で、そのように答弁いただいているのですけれども、今、その答弁の中で実際にこのような答弁いただいたのですけれども、学校教育の中でどのぐらいの時間数、それからその内容といたしまして、今の教師の中で、そういうアイヌの人たちに対する差別ですとか、同化教育ですとかをしっかりと学んできて、子どもたちにそのことを教育しているのかどうか、そこがまたひとつ問われるところではあるのではないかと思います。ですから、教師の方々がそういうことについて学び、子どもたちにどのように伝えているのか、そこをしっかりと押さえていくことが必要ではないかと思います。答弁で頂いたのは、本当にこれはそのとおり実施されれば、すばらしい本当に教育だと思うのですけれども、実際に教育の現場でどのようなことが行われているのか、教育委員会をつかんでいるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） すみません。中途半端な答弁になりました。

まず、それぞれの小中学校における学習の時数なののですけれども、先ほどの答弁のとおり、小学校でいきますと、主に社会科のほうで4年生と6年生それぞれ、4年生のほうでは2から5時数、6年生のほうでは1から3時数という形で、町内の学校のほうで実施しております。さらに中学校のほうでは主に社会科、地理、歴史、公民の時間になりますけれども、それぞれ5から7時数、こちらの時数でそれぞれアイヌの人々に関わるものを学んでいるというものでございます。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 教員の部分でございます。まず、教員の部分におかれましては、当然、学習指導要領においても、こういったアイヌの部分、20年の改訂のときもそうですし、今回29年、新指導要領においても、アイヌの部分についてしっかりと認識した上で、指導するような形の流れとなっておりますので、当然、これに基づく研修も初任者研修ですとか、そういった中での研修と併せて、現在、答弁書と関わる部分でございますけれども、副読本でアイヌ民族文化財団のほうで出されている副読本についても、しっかりとその辺の指導書という部分が併せて教師向けのもので出しておりますので、いろんな研修の場も含めて、アイヌに対する理解を深めているといった部分がございます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 3番とも関連するのですけれども、このアイヌの副読本って、学校現場で使用しているということでしたけれども、私のちょっと手元になかったものですから、図書館で調べてみました。ちょっと古い副読本しか、幕別の副読本しかなかったのですけれども、その中ではアイヌの人たちの明治以降の歴史については記載されていないのですよね。今、答弁あったとおりのことを考えますと、教師はその副読本によってアイヌの人たちの教育をしているということだったのですけれど

も、そこが欠落と言ったら失礼かもしれませんが、その部分が明記されていない副読本の中で、どのように教師の方は明治以降のアイヌの人たちの同化政策ですとか、差別されてきた歴史ですとか、そのことを教育しているのかちょっと疑問に思うものですから、その点についてお答えを願いたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 野原議員ご覧になったのは、アイヌ財団で出している副読本でしょうか。

○10番（野原恵子） 幕別で。

○教育長（菅野勇次） 本町の副読本の「まくべつ」ですね。その副読本については限定的でありますので、野原議員言われるように、一部分しかアイヌの関係については掲載はしていませんが、ご質問にありましたアイヌ副読本、アイヌ財団のほうで発行しております副読本につきましては、各学校で使用しておりますけれども、その中では小学校、中学校、そして教師用の指導書がございまして、その指導書の中、あるいは内容的にも近代から現代に含めて、明治以降も含めて記載はされております。指導書の中には指導するに当たって留意すべき事項として、差別があったということも含めて指導するようにというような内容も記載がございまして。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） そこではそういう今までの私が見た副読本以外にもきちんとした歴史、同化政策、そういうことも学校の中できちんと教育しているというその認識の押さえでよろしいということなのですね。それで私一つ思うのですが、社会教育もそうなのですから、学校教育の中でも学習しますよね。そして、そこで議論していく、そこが私大事ではないかと思うのです。こういう差別用語があります。でも、自分が知らない間にそういうことを発している、そこがなぜ駄目なのかという議論していく場というのも大事だと思いますので、ぜひそういう学校教育の中でその部分も含めて、現場の先生たちから、どういう教育を実際にされて子どもたちがどういうふう考えているか、これはアイヌの人たちに対する差別だけではなくて、人種ですとか、今、様々な世界的に交流も深まっておりますので、そういう中での差別に対する認識などもしっかりと教育していく、議論していくことが必要だと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 議論をすること、非常に大切だというふうに思います。新学習指導要領の理念の中に、主体的、対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングということがございまして、そういった指導の中で、子どもたちが議論をして、道徳や何かでもそうなのですから、子どもたちがそれぞれの意見を出し合って議論する中で、いろんな考え方をしていくと、こういう考え方もあるのだなとかと、そういう理解をしていく、そういったことで理解を深めていくということがございまして、そういった指導にも努めているところであります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） これからそのことが特に求められてくることではないか、今いろいろな問題がありますので、そのところは本当に教育の中でしっかり議論し進めていくことが、未来につながる若者たちが世界に出て行ったときに、日本のそういう民族の歴史というのがきちんと身につけているということが大事だというふうに思いますので、さらなる学習を深めていっていただきたいと思います。

次、4番目ですね。アイヌ推進法ですが、早期策定をということで、今答弁にありましたように、2020年に採択を目指していくというお答えがありました。これは本当にこれから考古館ですとかふるさと館ですとか、そういうところの整備も今求められているところで、この中では学芸員が配置されまして、忠類の資料館ですとか、そういうところに大きく力を発揮していただきたい、このような期待も持っているところです。それで、この地域計画に基づいて、今、考古館ですとか多機能型交流施設の整備、素案を進めているところでしたけれども、その中では、今前段に質問いたしましたように、アイヌの人々たちの同化政策ですとか差別ですとか、そういう中で生活の場ですとか固有の文化が奪われてきた、そういう歴史の展示もきちんと位置付けられているのかどうか、そこが大事だと思いま

す。そしてそういう素案をつくる時には、今アイヌの団体の代表の方から意見を聞いているという
答弁もあったのですけれども、アイヌの団体の代表だけでなく、そこで暮らしているアイヌの人た
ちの意見もしっかり聞き取って、施設整理をしていくことが必要ではないかと思うのですが、その点に
ついてはどのようにお考えでしょうか。対策をどのように考えているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 今、ご質問あった関係なのですけれども、今、策定作業を進めている中
ではアイヌ協会ですとか、マクンベツアイヌ文化伝承保存会の方々とお話をさせていただいておりま
す。この後、協会、保存会に所属されていない方も地域の方でいらっしゃると思いますので、そうい
った方が実際どういった考えを持たれているのかとか、あと施設整備に向けての希望なんかも酌み取
りながら作業を進めてまいりたいというふうに考えております。あと、展示の関係であります。施
設整備につきましても、蝦夷文化考古館にあります展示品を皆さんに広く学んでいただける場として
提供するように考えております。その展示につきましても、いろんな方からお話を聞きまして、そう
いった実際の歴史、今まで歩んできた歴史なんかも紹介できるような場となるように整備は進めてま
いりたいと考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 今、ウポポイも建設されたのですけれども、そこにはその部分が非常に少ないと
いうか、資料として展示されていないのではないかとアイヌの人たちからの意見もあります。で
すから、そういうところでは、これから計画して建てられる幕別のアイヌの人たちが築いてきた資料
館、これも国宝級の資料もあるということでしたので、そこも含めて、そこは本当に大事にしなければ
ならないと思うのですけれども、今まで築いてきたアイヌの人たちのその歴史、そこをしっかりと
展示していくことによって、小学生、中学生がその施設を今視察に行き、見学に行き勉強してい
るということでしたので、実際に目で見る資料として非常に大事だと思います。そしてそのことが学
校の教育だけではなくて、幕別以外の人たちが視察に来るですとか、そういうところでも、この幕別
の施設の重要性ということを認識していただく大きな役割を果たすと思うのですよね。その中でもし
っかりと位置付けて施策を、計画を立てていく、その視点をしっかりと持っていきたいと思いた
すが、その点はいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 今、お話しいただきました内容につきましては、重々、大変重要なこと
だというふうに担当者のほうでは認識している状況であります。道内にもいろんな施設がありまして、
交易なんかにもおいて、和人との間でかなり差別があったような交易をしているとかという展示もし
ている博物館なんかもありますので、そういったところも参考にしながら、地域の方の話を十分聞き
取りながら整備のほうは進めていきたいなど。訪れる子どもたちにもそういった歴史が理解できるよ
うな展示を目指していきたいなどというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 私もそのことに関しては、和人と言われる人たちとアイヌの人たちとのその歴史
を、しっかりお互いに学ぶことによって、お互いにリスペクトして共に暮らしていける、そこが大事
だと思うのですよね。ですから、今アイヌの人たちは確かに人数は少なくなってきたのはいるのですけ
れども、そこをしっかりとお互いに共通の認識にしていく、これは学校教育だけでなく、社会教育の
中でもそこをしっかりと学びながら意見交換していくということが、そこが今ちょっとおろそかにさ
れてきているのではないかと、社会教育の中でもおろそかになってきているのではないかと、私なんか
は考えるものですから、両方、学校教育でも社会教育の中でも、しっかりとそこを学んでい
く、そしてリスペクトしていく、そういう姿勢が大事だと思うのですが、その点についてはいかがで
しょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 野原議員言われますように、これは学校教育、社会教育を通じて、そういう人権といいましょうか、相手を尊重し、大切にすることというのは非常に大切なことであるというふうには認識しておりますので、今後においてもそういうことを意識しながら、学校教育、社会教育、共生社会の実現に向かって進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 次に移ります。先住民族の権利として、アイヌ推進法に先住民族の権利をきちんと明記するように国に求めていくという、この質問に移りたいと思います。

2007年に、先住民族の権利に関する国際連合宣言では、集団としての権利として先住権を規定しております。しかし、日本政府はこの宣言に署名したのですが、この国際連合宣言に先住権などの集団の権利は日本ではないということで、この先住権の部分を否定する、そのことを条件に署名はしております。しかし、今それに対しまして、アイヌの人々たちはアイヌ遺骨の返還訴訟などを起こしております。また、答弁にもありましたけれども、浦幌町のラポロアイヌネイション、これネイションは国家という意味だそうですが、サケの捕獲権を求めて行政訴訟なども起こしております。その中で、アイヌの人たちの、浦幌のアイヌの人たちがサケの捕獲権を求めているということで、アメリカインディアナの人たちとも先住民族ではないかということで、漁業権を取り戻した経験を実際に視察に行って報告しております。そういう中で、アメリカインディアンたちは、50年以上も前に漁業権を取る権利をきちんと獲得しているのですね。その中で、サケの捕獲権に反対していた地域の人たちは、アメリカインディアンたちがしっかりとサケの漁業権を取ることによって環境保護をしっかりとやっているのですか、そういうことで地域のリーダーとなって環境保全にもつながっているということで、浦幌の人たちも勇気づけられるということで今訴訟を起こしている、そういう状況でもあります。

ですから、そういう中では、そのアイヌ新法にしっかりと先住権を求めていくということが、私はアイヌの人々がしっかりとそこで暮らしていく、大きな集団をつくっていくことができるのではないかと考えております。その点について、町としてはその先住権を国に委ねるのではなくて、町としてもしっかりと学んでいく、そういう姿勢が大事ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） この前の国際連合の26条の宣言ですか。については読めば分かるのですが、ただ現実にこの日本に当てはめたときに、どうなるのかということが、私なかなか想像ができなくてですね。というのは、もう既に日本、土地なんかも入って、土地でいうと、もう既に登記制度があって、既にもう誰のものとみんな決まっているのですね。それを昔からアイヌ集団が、コタンが使ってきたからといって、それをではどうするのかという現実の対応の仕方は非常に難しいなと思っております。

今、ラポロアイヌネイションですか、これのサケの捕獲権、これは比較的簡単でありますし、また遺骨を返還求めることも誰に言うか分かっているので、非常に簡単だと。今まさしく訴訟が起きていますので、私としてはまずは訴訟の推移を見守らなければならないということと、これはもう国家の仕事でありますので、私があればこれ言う話ではないな。裁判もそうですし、この後、法律もそうですし、法律上どう位置付けていくのだと、非常にこれ難しいと思います。単純にいかないと思いますので、大いにこれは国会において私は議論していただいて、その結果、こうなったというものを受け入れなければならない。もちろん理不尽なことは、我々は声を上げなければならないでしょうけれども、そこはやっぱり国の仕事としてしっかりとやってほしいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 町の立場としてそういうお答えが来るのかなというふうには思っていたのですが、私は今、アイヌ民族の方で静内のアイヌ協会の会長さん、葛野次雄さんという方なのですが、この方は1954年生まれ、今67歳になるのかなと思うのですが、その方の先住民族の権利を求める、どういう立場から権利を求めているのかということを書いてあるものをちょっと読

ませてもらいたと思います。この方は、「幼いときからアイヌ語の中で育ち、自由にアイヌ語を話してきました。父がいつも口にしていたことを思い出します。それは、日本国に対して、あなたたちは蝦夷地を我々からどうやって買ったのですか。我々は売ったつもりも貸したつもりもないと話していた。私は法務局や北海道に行き、アイヌが土地を売った証拠があるのか聞いたことがあります、明確な答えはなかった。今さら蝦夷地を返せとは言いません。父は山に行って木を切る権利、海に下がってサケと昆布を取る権利、また、山に戻って鹿や熊を捕る権利、これさえもらえば文句はない。金はもらうな、権利は返せと言っていた。そのとおりだと思います。そして、アイヌ新法が通り、先住権が認められるのかと思って注目しましたが、中身を知って、これはどういうことなのかなと思いました。今回のアイヌ新法は、アイヌを先住民と認めましたが、先住権を認めていない。」このように語っています。

今、町長が言われたように、土地を返せとは言っていないのですね。サケを捕る権利ですとか、山に戻って、熊や鹿を捕る権利、こういう権利を求めているということで、そういう権利を求めるといふことであれば、今、幕別町にもアイヌの方々が生きておられます。その方たちからもお話を聞きまして、そして専門家の方のお話も聞きまして、まだまだ私たち学ぶ必要があると思うのですよね。そういう視点に立って、国にも意見を上げていく、こういう姿勢が大事ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 過去の歴史を学ぶことは非常に大切であろうと思いますし、またアイヌの人たちが同化政策に基となったのは、明治32年の北海道旧土人保護法でありますから、これで土地を与えたと言いながらも、結局は明治32年というのは、もう我が町も2年目ですね、3年目ということですか、我が町ができてから。それだけ後になってから土地を与えた、結局ろくな土地がなかったということですね。だから、そこで農業もできなかった。挙句の果てには、それも取り上げられてしまった。人に貸していた人もいたが、それは農地解放で取られてしまった、そういう歴史はしっかりと私も認識はしているところではありますけれども、そういう意味では、土地の分については、これはもう返すことはできない、そういう意味で、私は先ほどどうすればいいのかと非常に難しいなという話をさせていただきましたけれども、ただ狩猟だったり、サケについては、これは決してできないことではないのかな。どう、今の漁業権との、漁業権も今もう与えてしまっていますから、先に権利はあったかかもしれないけれども、今ある権利を、ではどう調整していくのだということも出てくるのかなというふうに思いますし、あと狩猟にしても、人の山に勝手に入っていくということも、そこは調整が必要なのかなというふうに思いますので、入山権みたいな、入場権というのですか、その辺の調整もありますので、そこはやっぱり一町村が議論するのではなくて、勉強はしなければならぬですけれども、議論はやっぱり、これは全国的な問題ですから、国の中で、国会の中でしっかりと議論をしてほしいなと思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） もちろん国会の中で決めていく、そういうことではあると思います。けれども、北海道はアイヌの人たちが多く住んでおられます。そういう地域から、やはり意見を上げていく、生活の実態、それから今までの歴史、そういう認識は、国がそういう認識を持っていなければ、地方から声を上げていくということも私は必要だと思います。今、強くそのことを国に求めていくということも必要だとは考えておりますけれども、今の町長のお答えを聞きますと、まだまだアイヌの人たちにも、この新法に賛成した協会もありますから、議論を深めまして、本当にさっき言いましたように、リスペクトしてお互いに協力しあって暮らしていくためには、何が必要なのか、今お話ししたように、土地を求めている、返せと言っているのではないと、権利を、そういうサケを捕るだとか、そういうことを求めているという、それが先住権だというふうに言っているアイヌの人たちもおられます。ですから、そこはきちんと歴史も検証しながら、では、どうやって共存していけるのかということも研究しながら、国に意見を上げていくということが必要ではないか、私はそのように考えますがいかが

ですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 机上の議論としては、それはそうだと思いますけれども、我が町にはアイヌ協会があって、アイヌの人たちが住んでいます。アイヌ協会の方が8人います。私たちは親密にとはいいませんけれども、話をする機会も結構あるわけでありまして、では、その人たちが例えばサケを捕る権利を、漁業権を得たとして、本当に喜ぶかどうかという、欲しいだなんてことは聞いたことありませんので、漁業権が当たったときにそこで漁業をやっていったりわいが成り立つのかどうかということもありますので、これやっぱり望んでいるか望んでいないかということも大いに関係します。先ほどの静内のお話は、望んでいる方が返してほしいというお話ですけれども、ではどこのアイヌの方もそういう思いを持っているのかどうかということ、非常に疑問でありますので、そこは意向を確認した上で、望まないというのであれば、これはこの先どこにも話を持って行きようがありませんので、今まで私は聞いたことはありませんけれども、そういう意向があるのかどうかについては、確認しなければならないなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 今、町長お答えいただきました。私は同化政策の中で、きちんと教育をされてこなかったという部分も実際にあります。声を大きくして言うつもりはありません。しかし、そういう歴史をアイヌの人たちもしっかり学んできて、先住民族としての権利というところも学んで、その上での対策ということも必要だと思うのですよね。ですから、今すぐ国に意見を上げていくということには行わないということをちょっと横に置いておいても、やはり歴史を学ぶ、そういう機会をアイヌの人たち、今8人とおっしゃいましたけれども、自分はアイヌだと表明できない人たちも確かにいると思うのです。ですから、社会教育の中で、町民全体にしっかりとアイヌの人たちの歴史を学びながら、その人たちも意見を上げられる、そういう条件をつくりながら、先住民族の権利としてきちんと国に上げていく、こういう手だてを学ぶ、学びながら国に意見を上げていく、そういう姿勢が必要ではないか、そういう意味です。いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 学ぶ姿勢については、これはもう大切なことは私も重々分かっております。それとアイヌであることを名乗れないというお話ありましたけれども、実際それは私もあるのだろうなと思います。それで昨年、北海道アイヌ協会の理事長以下役員の方がお見えになって意見交換もさせていただいた、そういう機会がありました。その際に、私、やはりアイヌの人たちは、そういう気持ちを持っているかもしれないけれど、どんどんアイヌであることの誇りというのを持っているはずですから、心の奥ではですね、それをやっぱり出して、アイヌであることが恥ずかしいとかそういうことでは全くないわけですから、そこをどうか仲間同士、仲間をつくって、アイヌである人はアイヌなのだ胸を張って言えるような、そういうような取組もしてくださいと、そんなこともお願いしたわけでありまして、そういう機運も和人も必要ですけれども、アイヌ自身の方にもそういうやっぱり機運というのが必要なのではないのでしょうかと、そういうご提言というか、お願いも申し上げたところであります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 意見交換されているということで、これは大変心強いと思います。その歴史の中で、同化政策の中で差別され、虐げられてきた、そういう本当にそういう立場に立ったときに、なかなか自分たちから、そういうものを払拭して声を上げていくというのには、かなり自分の中でそういうものをそしゃくして、そう、意見を言っていこうというふうになるには、かなりの葛藤があると思います。私も女性であるということで、かなりいろいろ今までの生きてきた経験の中でありました。それを乗り越えていくには、かなりの自分自身の意識改革をしないと発言できないのですよね。ですから、アイヌの人たちの歴史を考えますと、町長が今言われたようなそういう場を多数設けて、アイヌの人たちがそれを払拭して声を上げていく、そういう手だてがこの町としては必要だというふうに

考えます。そういうことも深めながら、今すぐではなくても、しっかりと国に意見を上げていく、こういうことも必要ではないかと思いますが、しつこいでしょうか。もう一回。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほど来、施設建設についてもいろいろと話題になっておりました。そこで取り組む事業についてもお話をさせていただきましたけれども、そこでこれまでのアイヌの同化政策など、差別してきた歴史も一部展示するというお話もさせていただきましたけれども、私はここからがスタートだというふうに思っていますので、しっかりと講座を組んで、そこに和人がしっかりと理解をしていく、そういう機運をやっぱり盛り上げていく必要はあろうと思いますし、アイヌ文化についてはアイヌの人たちだけの文化ではなくて、我々もしっかり学んで継いでいく、残していくと、そういうことも必要だろうというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 期待して終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

17:27 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

令和3年第3回幕別町議会定例会
(令和3年9月9日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
18 中橋友子 1 石川康弘 2 小田新紀
（諸般の報告）
- 日程第2 一般質問（3人）
- 日程第3 議案第61号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第62号 幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第63号 幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第64号 幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第65号 幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第66号 幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第67号 土地改良事業計画の策定について
- 日程第10 議案第68号 令和3年度幕別町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第69号 令和3年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第70号 令和3年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第3号）

会議録

令和3年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和3年9月9日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月9日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議 長 寺林俊幸
副議長 中橋友子
1 石川康弘 2 小田新紀 3 内山美穂子 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 若山和幸 7 岡本眞利子 8 荒 貴賀 9 酒井はやみ 10 野原恵子
11 田口廣之 12 谷口和弥 13 芳滝 仁 14 千葉幹雄 15 小川純文
16 藤原 孟
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
教 育 長 菅野勇次 代 表 監 査 八重柏新治
農 業 委 員 会 長 谷内雅貴 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長 細澤正典 経 済 部 長 岡田直之
建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 合田利信
忠 類 総 合 支 所 長 川瀬吉治 札 内 支 所 長 新居友敬
教 育 部 長 山端広和 政 策 推 進 課 長 白坂博司
総 務 課 長 佐藤勝博 地 域 振 興 課 長 亀田貴仁
糠 内 出 張 所 長 宮田 哲 防 災 環 境 課 長 寺田 治
保 健 課 長 金田一宏美 商 工 観 光 課 長 西嶋 慎
土 木 課 長 小野晴正 都 市 計 画 課 長 河村伸二
農 林 課 長 香田裕一 保 健 福 祉 課 長 林 隆則
経 済 建 設 課 長 高橋宏邦 こ ど も 課 長 平井幸彦
住 民 生 活 課 長 谷口英将 農 林 課 参 事 渡部賢一
水 道 課 長 松井公博 保 健 課 主 幹 宇野和哉
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 北原正喜
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
18 中橋友子 1 石川康弘 2 小田新紀

議事の経過

(令和3年9月9日 10:00 開会・開議)

[開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、18番中橋議員、1番石川議員、2番小田議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○12番（谷口和弥） 通告に従いまして、質問をします。

幕別町は平成28年が合併10周年や開町120年を迎える年であることから、平成27年に北海道日本ハムファイターズの応援大使事業に応募をし、その年の11月に札幌ドームで開催された「ファンフェスティバル」の抽選会において、大谷翔平選手と市川友也選手が幕別町応援大使に就任していただくこととなった。

言わずと知れた大谷選手はファイターズ入団から二刀流選手として活躍し、応援大使となる前年の平成27年のシーズンはパリーグの投手のタイトルを3部門で獲得するなど、既に日本プロ野球を代表する人気・実力とも備わった選手になっており、幕別町内の多くの町民から喜びの声が上がった。そして幕別町応援大使となった平成28年のシーズンは、パリーグのMVP、投手と指名打者でベストナインに選出される日本プロ野球史に前例のない大活躍をする年となった。シーズン終了後の幕別町来町の際に行われた「応援大使トークショー」は入場希望者が多くて、入場のための抽選に外れた申込者が多数出てしまうこととなってしまった。

今、メジャーリーグで大活躍をする大谷選手とこのようなご縁があったことは、幕別町の町史に大きな華を添えるものである。

ついては以下の点を伺う。

(1) 幕別町がファイターズ応援大使を頂いたことのレガシーは、現在どのようになって残っているか伺う。

(2) 応援大使として幕別町をPRし、町の活性化に協力してくれた大谷翔平選手を、町として感謝の意を表し、メジャーリーグでの活躍を応援する取組を検討してみてもと思うがどうか。

頻発する自然災害に対応し、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図ることを趣旨として、令和3年5月20日に「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が施行された。

主な改正点は、①避難勧告・避難指示の一本化、②平成 25 年の改正で義務化された「避難行動要支援者名簿」の作成に加えて、避難行動要支援者の「個別避難計画」を市町村が作成することが努力義務化された。

「個別避難計画」とは、避難することが困難な要支援者（主に高齢者や障がいのある人々）が、災害時にどのような避難行動をとればよいのかについて、一人ひとりの状況に合わせて作成する計画である。令和 2 年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議における内閣府の資料によると、「令和元年台風第 19 号」は全体の死者数のうち、65 歳以上の死者数の割合は約 65%（55 人／84 人）、「令和 2 年 7 月豪雨」では全体の死者数のうち、65 歳以上の死者数の割合が約 79%（63 人／80 人）というように、要支援者に向けた対策は極めて重要である。

については以下の点について伺う。

（1）幕別町は改正「災害対策基本法」で努力義務とされた「個別避難計画」を作成するのはいかがでしょうか。また、作成するのであれば、その手順と現在までの進捗状況を伺う。

（2）幕別町内に要配慮者収容可能施設である「指定避難所」が 13 施設あるが、それらの「福祉避難所」に要支援者の避難所としてふさわしい条件が備わっているのはいかがでしょうか（冷暖房設備の有無、除排雪体制や人材の確保など）。

（3）「災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書」を結んでいる施設の数と状況を伺う。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「応援大使として幕別町の活性化に協力してくれた大谷翔平選手を応援する取組を」についてであります。

北海道日本ハムファイターズ 179 市町村応援大使は、球団の地域貢献活動の一環として平成 25 年にスタートした企画であり、毎年公募の中から選ばれた 18 市町村に対し、球団が所属選手を 1 年間の任期中で応援大使に任命し、市町村のまちづくり、まちおこしに寄与する事業とされております。

本町では、平成 28 年に合併 10 周年、開町 120 年を迎えることから、町の記念事業の一つとして応募しており、幸運にも当時既に抜群の知名度、注目度を誇る大谷翔平選手及び市川友也選手が応援大使に就任したことで、新聞、テレビ等マスコミを通じて町及び町の特産品等が多数取り上げられるなど、応援大使として町の PR に大いに貢献していただいたところであります。

ご質問の 1 点目、「幕別町がファイターズ応援大使を頂いたことのレガシーは、現在どのようになっているか」についてであります。

「レガシー」という言葉をどう捉えるかによって答えが異なってくるものと思いますが、「効果、功績」としてお答えをさせていただきます。

応援大使によるレガシーとして最も大きなものの一つとしては、後の本町における応援大使制度創設のきっかけになったことが挙げられます。

当時、大谷選手等が応援大使として活動する様子が新聞、テレビ等マスコミに大きく取り上げられることで、町の知名度の向上及び魅力発信に多大な効果があることを実感しましたことから、平成 29 年に、スポーツ、文化、芸術等の各分野において活躍されている本町出身者やゆかりのある方等を町の応援大使に委嘱し、広く町内外に町の魅力を紹介してもらい、知名度の向上に寄与していただくべく、「幕別町応援大使」を制度化したことが今に続く大きな効果であると考えます。

現在は、先の東京 2020 オリンピック競技大会に出場された山本幸平選手のほか 4 名のオリンピックに、応援大使として活動していただいているところであります。

また、大谷選手等の応援大使派遣を機に、有志の方によるファイターズ後援会が町内に設立されたことにより、応援を通じた会員同士の交流のほか、球団とのつながりができ、連携を図ることで、所属選手との交流イベントや小学生を対象とした野球教室の開催等を通じて、住民にとって「見る・する・支える」といったスポーツ参加やスポーツを通じた青少年健全育成を地域で支える機運等が醸成

されたことが挙げられます。

さらには、町の農産物や特産品が、応援大使とともにマスコミで紹介されるとともに、球場でのグルメイベントで販売されるなどにより、売上げが増加したほか、同じく、球場でのプロモーション活動として、ふるさと納税のチラシを配布したことで、納税申込みが増加するなど大きな経済効果がもたらされたところであります。

このほか、応援大使就任に当たり、球団から提供を受けましたサイン入りユニフォーム及び等身大パネルについては、現在も、応援大使が来町時に作成しました手形プレートと併せて、札内スポーツセンター及び十勝ナウマン温泉ホテルアルコのロビーに展示しており、ホテルアルコでは宿泊客が必ずと言っていいほど一緒に写真を撮るなど、大変好評を博しているとのことであり、現在にわたり町のPRの一翼を担っていると考えるところであります。

いずれにしましても、本町の応援大使に大谷選手が選ばれたということは、ふだんスポーツに関心のない方々からも注目をされることで、様々な面において大きな効果があったものと考えているところであります。

ご質問の2点目、「応援大使として幕別町をPRし、町の活性化に協力してくれた大谷翔平選手を、町として感謝の意を表し、メジャーリーグでの活躍を応援する取組を検討してはどうか」についてであります。

今シーズンのメジャーリーグベースボールでの大谷選手の圧巻のパフォーマンスは、もはや言葉では言い表せられないほどであり、私も平成28年に町の応援大使としてご本人にお会いしていることもあり、海外に移籍後も変わらず応援しており、試合のある日はいつも結果を見るのを楽しみにしているところであります。

とは言え、応援大使はあくまでも北海道日本ハムファイターズの一事業であり、その中で所属選手が抽選で割り当てられるといったものでありますことから、大谷選手に対しては、応援大使として本町の知名度の向上等に貢献していただいたことについては感謝の念に堪えないところではあります。同じ「応援大使」という呼称であっても、本町出身のオリンピックとは異なるものと考えているところであります。

したがって、ご質問の応援の取組の検討については、本町が大谷選手の出身地岩手県奥州市であるならば、郷土の誇りとして市を挙げて応援することになるのでしょうか、幕別町においては、個人レベルで応援していただくことがふさわしいものと考えており、私も一個人として、今後も引き続き大谷選手のご活躍を期待し、応援をしまいたいと思っております。

次に、「災害が起きても避難行動要支援者が安心して避難できるまちづくりを」についてであります。

近年、気候変動に伴う異常気象などにより、全国で甚大な自然災害が発生しております。

豪雨災害では、発達した雨雲が同じ場所に次々と流れ込んで停滞する線状降水帯や、1時間に100ミリ前後の猛烈な降雨による記録的短時間大雨など、川の氾濫や堤防の決壊だけではなく、地震や集中豪雨により地盤が緩むことで起こる地すべり、急傾斜地の崩落や土石流にも注意が必要となっております。

いっどこで大きな災害が発生するのか予測できない近年の状況において、自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対し、安全にかつ安心して避難できる環境整備は、今後の大きな課題であり、より一層近隣の方々や自主防災組織の方々による共助の力が重要となってきております。

ご質問の1点目、「幕別町は改正「災害対策基本法」で努力義務とされた「個別避難計画」を作成するのか、また、作成するのであれば、その手順と現在までの進捗状況は」についてであります。

個別避難計画とは、避難行動要支援者を対象として、あらかじめ個別に作成するものであり、避難経路や緊急連絡先、避難時に配慮しなくてはならない心身の事項、安否の確認や避難行動を共にしていただく支援関係者など、具体的な支援方法等について記載した計画であります。

計画作成に当たっては、本人や家族のほか、公区長や民生委員等の協力を頂き、個々の障がいや介

護の程度を把握するなど、その方に適した具体的な避難の方法と、取るべき行動を明確にすることが不可欠であります。

このことから、ケアマネジャーや医療関係者の専門的な意見を聞きながらの作成が必要であり、避難を支援していただく方とのマッチングなど作業に時間を要することから、現時点において個別避難計画の作成には至っておりません。

しかしながら、昨今の豪雨災害では避難に時間を要する高齢者の方の被災割合が高く、実効性の高い個別避難計画の作成は喫緊の課題であると認識しておりますことから、現在、モデル的に取組を進めていただいている公区との協働により、計画作成の具体的手法を構築し、避難行動要支援者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む方で、介護度の高い方や独居または夫婦二人暮らしの高齢者等を優先に、個別避難計画の作成に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「幕別町内の「福祉避難所」に要支援者の避難所としてふさわしい条件が備わっているのか」についてであります。

幕別町地域防災計画では、災害の区分に応じ、指定避難所及び二次避難所を定めており、このうち多目的トイレやスロープの設置などのバリアフリー化をしている施設を福祉避難所として定めております。

現在、町で指定している全ての避難所の利用に当たっては、可能な限り要支援者の方にも不便がないよう、昨年8月に、一般社団法人日本福祉用具供給協会と「災害時における福祉用具等の供給等協力に関する協定」を結び、介護用品や車椅子、特殊ベッド、手すり等福祉用具の供給を受けることが可能となっており、障がい者や要介護者等への一定の対応ができるものと考えております。

しかしながら、避難生活が長期にわたる場合や特に配慮を要する避難者などについては、状況に応じて福祉避難所を開設し、避難していただくこととしております。

福祉避難所の設備状況としましては、多目的トイレやスロープ、暖房設備を備えておりますが、冷房設備につきましては一部の施設のみでありますことから、室温が過度に上昇すると見込まれる場合には、冷風機や送風機等その他必要備品を複数の協定締結リース会社に要請し、避難所の環境維持に努めてまいります。

また、施設内の除排雪につきましては、町内事業者に依頼し速やかに除排雪を行う体制としているほか、指定避難所の開設に当たっては、平時からそれぞれの避難所に担当職員を割り当て、状況に応じて速やかに避難所を開設できる体制をとっておりますが、災害の種類や規模、発生時間帯や降雪の状況によっては、その対応に時間を要することも想定しなければならず、自主防災組織や地域の共助による避難所運営が重要な役割を果たすものと考えております。

ご質問の3点目、「「災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書」を結んでいる施設の数と状況は」についてであります。

町が現在結んでいる防災協定は、「医療救護」「避難受入れ」「食料・物資供給」など10区分、55件であります。このうち、「避難受入れ」の区分において、「災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定」を3つの法人と結んでおります。

具体的には、これらの法人が町内で運営する「特別養護老人ホーム札内寮」「介護老人保健施設あかしや」「コムの里まくべつ」においては、町からの要請に基づいて、避難行動要支援者の受入れを行っていただくものであり、必要に応じて、福祉避難所への職員派遣についても要請できるものとなっております。

これらの協定につきましては、避難所での生活が困難な要支援者の生活環境の維持に有効なものでありますことから、定期的に協定先との情報交換など連絡を密にし、実効性の確保に努めてまいります。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

1つ目の、大谷翔平選手に関わるところから質問させていただきたいと思います。

ご答弁いただいたとおり、大谷選手の応援大使時代の様々な、やっていただいた効果や、それから、現在の活躍の具合、今どんな立ち位置にいて注目されているかということなど、町長の答弁とは全く意を同じくするものでありました。本当に幕別町のくじを引いてくれたのは、市川選手でありますけれども、そのことに対して感謝の思いでいっぱいです。

同じ年に、18市町村が応援大使を頂いたわけですが、幕別町だけが別格な扱いでありました。幕別町に大谷選手を頂いたおかげで、例えば、応援大使を頂いた年の成人式、お二人の選手からビデオを頂いたわけですが、応援大使頂いた市町村としては、幕別町だけが、「こんなビデオが紹介されましたよ」なんていうことがテレビニュースで報道されたり、2月に沖縄でキャンプをやるわけですが、そこに町長はじめ職員、パオくんが、幕別町のパークゴルフ用品や特産物を持って応援に行ったわけですが、そのときも、新聞やテレビの報道は、もう幕別町にほとんど全部集中していたのではないかと。

3月の北海道で行われた応援大使の結団式においても、セレモニーなどにインタビューを受けたのは幕別町長が唯一であり、11月に来庁いただいたときも、テレビニュースや、それから応援大使が各地に訪問したということの特別番組なども、幕別町に多くの時間が割いた。とにかく、ほかの町からもう妬みと言われるような、思えるような、「うらやましいな」という声もたくさん頂いたところがありました。

この応援大使事業がご縁で幕別町と大谷選手、縁があったわけですが、いろんな規制があったりしたのだというふうに思います。

今、レガシーの一つとして紹介されましたパネル、それからサイン入りのグローブなど、いろいろ残っているものありますけれども、例えば、まくバス、さつバスに選手のシールが貼ってあったそれだとか、残念ながら町長だけということだったようですけれども、名刺に大谷選手のついたものがあったり、幕別町の封筒としても使ったりしました。

いろいろと、応援大使事業の中では、これはやっていいのだよとかというものがありました。それは多くは1年限りのものかなというふうに推察するのですが、現在もやっていいものは、パネルやそういう記念品のほかに何かやれることというのは、もうやり切っていらっしゃる、残っていないのでありますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 政策推進課長

○政策推進課長（白坂博司） 確かに、今、議員おっしゃいましたように、応援大使の任期期間中の1年は、球団承認の下、あくまで球団が承認するものに限るといった制限はありましたけれども、本人の画像や球団ロゴマーク等、こちらの使用が認められておりましたことから、本町におきましても、うちわやフェイスタオルなどの各種グッズだとか、あとは町の職員の名刺だとか、あとは住民票、今お話あったようなコミバスのラッピング、こういったものに大いに活用させていただいたところなのですが、こちらにつきまして球団との取り決めの中で、肖像権が無償で使用できるというのは、あくまでも応援大使の任期期間中のみとなっておりますことから、現在、こういった使用等につきましては一切できないといったこととなっております。

ただ、今、議員おっしゃいましたように、球団に確認したところ、応援大使就任に当たりまして球団から提供を受けましたサイン入りユニフォームですとか、等身大パネル、こちらにつきましては、応援大使の任期満了後も、記念展示としてならば活用させていただいて構わないということでしたので、こちらの部分につきましてのみ、本町におきましては現在も札内スポーツセンター等で展示をしているといったような状況であります。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 了解しました。きっとそういう答弁があるだろうと、厳しい使用の制限があるのだろうということは推察できておりました。

大谷選手が応援大使で来ていただいている間に、私の知らないことも今日のご答弁ではありました。

例えばふるさと納税に対して、大谷選手を頂いていることで注目してもらって額が増えたことなど、本当にすごいなということを思います。それから、札幌ドームのグルメイベントのときには、私もこの日のうちの一日、試合観戦に行ったのですけれども、確かに幕別町の特産のグルメ、おいしいものであったのだけれども、ほかにもおいしいものをいっぱい出している町がある中で、幕別町が1位、2位を競っているのですね。それはもう大谷選手がここの応援大使だということは、絶対に重要な要素であったのだというふうに思います。

ホテルアルコのパネルでは、いまだに写真を撮っている。そんなようなことは、アルコに普通に用事があるて行くときに感じることはありませんでした。普通に飾ってあるのかなと思ったのだけれども、そういった来町者の方が記念に撮っていつてくれるなどということは、うれしい話です。応援大使を辞めてもなお、影響力を持っているのだなということが分かりました。

それで、レガシーということでは、効果・功績ということではいろいろご答弁を頂いたのだけれども、町民の記憶ということでも、ちょっとどうにか忘れない記憶としてならないのかなという、それは私の思いです。

例えば大谷選手が11月に来町してくれたときに、ナウマン公園とか、この庁舎にももちろん来ましたが、幕別小学校も訪問している。今そのときの1年生が現在6年生としてまだ在校中なのですよね。幕別中学校の1年生も3年生も2年生も、幕小の卒業生であれば、直接体育館での交流に参加しているのだけれども、学校のほうに聞きますと、記念品としては、幕別小学校には二人の選手のサイン入りのユニフォームが飾ってあったり、校長室にはサイン用の大きいボールが飾ってあったりするのだけれども、校長、教頭も、もう5年もたてば2代変わっていきますから、もうそのときの記憶はなくて、子どもたちの中でも話題になることがないのです。話題になるように、ならないのはその子たちが悪いわけではないのだけれども、例えば、幕別町のホームページを開くと、この大谷翔平選手絡み、応援大使絡みというのは出てこないのですね。もう幕別町のホームページの中からは消えていて、検索すると出てくるのです、応援大使事業では、こんなことありましたというが、だからそんなことなど含めて、今、エンジェルスで大活躍している大谷選手がこの町に来町して、そういう役割を果たしてくれたのだということが分かるような、そういう記録を残してもらいたいと思うのですけれども、その辺ではいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 大谷選手に対する思い、これは谷口議員に私も負けないぐらいあるわけでありませけれども、ただ、これ町の取組となると、これまた別でありまして、私の部分はやっぱり置いて考えたときには、幕別町に訪れてくれたことは事実であります、平成28年。そして、訪れた場所においても、そういう事実が残って、そしてそこにいた方に対しての記憶も残っているということでもありますから、その事実については、それぞれのところで、町史のというか、歴史の1ページとして保存することは必要であるというふうに思いますけれども、ただ、幕別町が今、大谷選手を取り上げて、大谷選手の特集的なものをホームページに残しておくとか、刊行物にするとか、そういうことについては、そういうことにならないのかなというふうに思っております、それは幕別小学校であったり、幕別町の平成28年の出来事として、こういうことがありましたということぐらいにしか扱いとしてはならない。これはやむないことなのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 今の町長の答弁については、私もその程度でいいのだと思っていますよ。特別、特集で何かできるというものではない。今、応援大使のことについて言ったのは、全く消えているものだから、でもそういう事業があったということは、今、町長の答弁にあったようにすれば、町長もいと、そういうことなわけですよね。

いろんな思いの方が、度合いも違うし、その辺は慎重に町が何かするというのであれば、取り組まなければだめなのだと思うのです。私があくまで言っているのは、そういう事実があったということが分かるようなものを残してほしいということの思いで言ったことであって、町長の言っているこ

とは、おおむね理解ができる内容でありました。

それに関わってきますけれども、2つ目の応援する取組をできないかというふうに言ったわけですが、町長の熱い思いも答弁に含めてくれましたけれども、「個人レベルで応援していただくことがふさわしいと考えており」ということは、よく理解できる答弁でありました。私も、ご指摘のとおり、こういう内容を取り上げること自体が、熱いファンで、今日も質問しながら、どうなっているのだろうというのもちよっと片隅にあたりする、そんな状況であります。

幕別に大谷選手が来てくれたわけですがけれども、やっぱりこの時期になってくると、もう残り試合二十何試合などという、タイトルにも絡んでくる、そんな状況の中では、北海道のいろんなテレビ番組も扱います。大谷選手の活躍を扱います。新聞やテレビで、大谷選手が札幌時代に利用していた床屋さんが幕別町出身のおかみさんであったとか、そんなことも出てくる。

最近、北海道の自治体の中では、応援している自治体があるのだよということで紹介されたのは、月形町でした。月形町の町長さんが出てこられた。幕別町の次の年に、ですから大谷選手がファイターズの最後の年に応援大使をもらったのが月形町で、その町長が、頑張ってくれということのインタビューを受けていたのだけれども、これが飯田町長だったら、私はうれしかった、そんなような思いでいます。もう一回、北海道の中でどこの町を取材しようとしたときに、幕別町が少し熱いものがあるというような雰囲気の中で、またここで注目されることがあったらうれしいなど、そんな思いでいるところでもあります。

奥州市では、やはり職員がエンジェルス赤いユニフォームを着て、17番の背番号をつけて仕事につくとか、独自に市のホームページに、有志応援団のものを持って応援している、そんなものあるのだけれども、これも地元だからできることであるということも理解できるものであります。幕別町でできることがもしあれば、音頭を取っていただきたいなど、そんなように思っているところです。

2つ目に行きます。災害対策基本法等の一部改正をする法律が施行されました。今年の5月20日です。避難勧告や避難指示の一本化ということでは、防災のしおりにシールを貼り替えてくださいよということが既に回っていたりして、この辺は非常によく知られている。個別避難計画については、ちょっと努力義務ということもあって「可」と思うのですが、あまりこういった取組がされていることは知られていなくて。幕別町だったら、きつこういうことには取り組んでいくのだろうということは思っていましたけれども、今日、「その取組を始めているのだ」ということの答弁がありました。

要支援者に対する様々なことがそろわないと、この個別避難計画というのは定まっていけないのだと思います。まずは避難計画そのものですがけれども、実際、本人家族が承諾した形になっているわけですが、どれぐらいの数の人が個別計画の作成の対象になっていて、そしていつ頃をめどにこの個別計画をつくっていくのか。

今、一部の公区でいろいろ試行錯誤しているということのご答弁ありましたけれども、その辺の目安というか、考え方を教えていただけますか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 個別避難計画の件でございますが、今避難行動要支援者名簿に登載されている方が2,110名ほどいらっしゃいます。

この中から、平時において、名簿を提供していいよという同意を頂いている方、この方が1,346名いらっしゃいます。この個別避難計画を策定するのは、この同意を頂いている方を対象に計画を策定する予定です。

目安としては、国からもありますけれども、5年をめどにということでは言われておりますので、答弁にもありましたとおり、優先度の高い方から策定のほうは進めてまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 大変な作業であるのだというふうに推察します。

答弁にもありましたように、専門家がやはりこの計画づくりに関わっていただかないとならないで

しょうし、それから自主防災組織に至っても、そういう力をちゃんと備えているところなのか、備えているところでないのか、その公区の自主防災組織の考え方でも変わってくるものだというふうに思うからです。5年ということは、それぐらいかかるのかなというふうな想像ができますけれども、少しでも早いほうがいい、それはもういつ災害があるか分からないからということの中で、なるべく早く出来上がるように進めていただきたいのですが、個別避難計画が出来上がったものが、自主防災組織にはどのように受け取れる、その計画書を見せてもらえる、その計画書に関わられる、そういう手順になってくるのか。

今、例えば私の公区でしたら、そういうことはまだそういう段階でないですよ。でも、どこかで、5年の中でどこかで個別避難計画書の作業が進んでいく中で、当然、自主防災組織として関わってくるわけです。どういうふうなタイミングで、どんなふうな指示があったりということになってくるのか。その個別避難計画の内容そのものもご検討中なのかもしませんが、概略的なことで結構です。ご答弁いただいてよろしいでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 個別避難計画の策定ですけれども、先ほど申したとおり、緊急度の高い方から策定していくというふうに考えておきまして、具体的には名簿登載者の中には、要支援者、あと要介護認定されている方、あとは身障手帳をお持ちの方、療育手帳、あとは難病指定の方、いろいろな方がいらっしゃいまして、その中で緊急度の高い方から策定していくと。

策定の仕方なのですけれども、まずご本人とご家族の同意を得ないといけません。その中で、ちょっと難しいなと思っているのが、例えば要介護5を持っている方につきましては、自力で動くことができない方がほとんどです。ですので、ある程度、本人のプライバシーに立ち入って聞き取りしなければいけない部分が出てくると。この中では、やっぱりご本人の同意がないと、なかなかたくさんの方の前でお話しするのも嫌がるだろうし、そういう気配りもしながらつくっていかなければいけないというところで、ちょっと大変なのかなと思っております。

それともう一つは、そういった方等を避難させるためのマッチングですね。実際に手助けをしてくれる方が複数人必要になってきます。これが自主防災組織の方なのか、あるいはご近所の方なのか、ここら辺もまだ決まっておられませんけれども、そういう方が決まれば、今度はその方を含めて、実際にどうやって避難させるのかというシミュレーションというかですね。災害が起きる時間帯もござります。真夜中に起きた場合、寝室で寝ている方を起こして避難させるですとか、いろいろなことが想定されるので、自主防災組織との関りは、その後、個別計画をどこまで自主防災組織に提供することができるのかということも、その辺も話し合っ決めていかなければいけないのかなと思っております。以上です。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 先ほど、様々なことがこれから決めていかれないと、避難計画というのはできないのだということのお話をさせていただきました。この要支援者が、この計画書の中では、どこに避難するようになるのかということも、重要なことだからだというふうに指摘させていただきたいと思えます。

その中で、2つ目、3つ目に行きますけれども、福祉避難所、それから協定を結んでいる施設、このことについて質問をさせていただきたいと思えます。2番目、3番目と番号をつけましたが、最初に3番目のところから。

ここでは、要支援者の方などの協定を結んでいる避難所としての施設は、3法人5施設、具体的な施設名もご答弁いただきました。それぞれの状況なのですけれども、なかなかやはり介護の業界というのは、人手不足で大変なようです。そしてこの協定の中身が「受入れ可能な人数を受け入れてください」ということになっているものだから、答えとしては「一人も受け入れられません」、そういうこともあるわけです。その辺のこと、いろいろと法人施設とキャッチボールをなさっていたようですが、その辺のことはどのような感触をお持ちですか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 今、受入れ可能な施設3施設と協定を結ばせていただいております。

議員おっしゃるとおり、受入れ可能な人数というのは定まっておりますので、そのときに受入れができる人数をご協力いただくというような形でございますので、おっしゃるとおり、そのとき受け入れできない可能性も十分あるのですけれども、ロビーですとか、空いているスペース、そういったところも活用しながら、ご協力いただくということを考えております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 平成28年の6月に、この協定を結んでいる施設のことで、私は一般質問をさせていただきます。その中で分かったこと、それから、新たに施設の方と交流する中で分かったこと、ちょっと述べさせていただくのですけれども。この中で、ある大規模特養のところ、その当時は耐震化が進んでいないところに40ベッドくらいの方が入所していて、震度7なんていう地震が来たら、まずはそこがやられる可能性があって、まずは自分のところがどこに受け入れてもらうかということも、そうなるとしていかなければだめなわけです。その音頭は、この協定によると、町が取ることになっておりました。ですから、そのことでまず厳しいということの話がありました。

忠類の小規模特養については、場所がないのだと、だから、福寿のスペースになるかなとおっしゃっていたけれども、それも福寿は既に福祉避難所ということで指定されているところなものだから、その当時のルールは、福祉避難所において、そしてそこで大変な人をさらに受け入れてもらうという、そういう手順になっていました。今、これは変わっています。ですから、とてもやはり現実的でなくて。

そして、旭町にある小規模特養、小規模多機能のその施設については、デイサービスのところがありますよということだったのだけれども、そこに人が入ってしまったら、ふだんのデイサービスの人が受け入れできなくなる。そしたら、自宅に介護しなければならぬ人が残るわけで、そうやってくると、家族全体が困ってしまう。そうすると、またいろいろとひずみが生じる、そういう状況になることが予想されました。

大規模特養ですけれども、今104ベッドあるということなのですが、100ベッドまで回してしまうと、夜勤の要員の基準が変わってきてしまうので、100にならないように回しているのだと。要するに、使わないベッド、そういう事情で、本当はあと5つ以上ベッド使えるのだけれども、99以下にしているのですよと。どうしてかという、5人夜勤にしてしまうと、日中の勤務者に不足が出て、ひずみが出て、回らなくなってしまうのだ。だから、全部、定員いっぱい受け入れないのだ、そういう介護者の人数の状況なのだ、そういうことをおっしゃっていました。ですから、繰り返しになりますけれども、この協定がちゃんと実施されるかどうかというのは、本当に難しいことなのだ。言葉は悪いですが、当てにしているはいけない、そういう中身になっている。

もう一つありました。協定をほかの施設と結んでいて、どこか被災してしまって人が足りない、手だてをしなければならぬ、そのときには送り出さなければだめなのだ。自分のところがなったら応援に来てもらえるし、よそにあったら出さなければだめだと。そうやってきたら、やはり受け入れられる範囲で受けましょうということですから、優先順位は、まずはお互いのそういう助け合いのほうで、その中で受け入れられるかということになるわけで、ますますそうやってくると期待ができませんよね。何を言わんとしているかという、その協定が厳しいということと、もう一つはだから福祉避難所をちゃんと整備していくことがとても重要なのだぞということなのです。

8月19日に、近隣センターで運営委員会と運営委員長の合同の会議がありましたよね。資料は見せてもらいました。19の施設からいろいろな要望が出された。その中に、冷房等の要望は全然ない。

暁町の近隣センターは、福祉避難所になっています。だけど、管理者のところには、そういう認識はなくて、あ、そうだったのと、残念ながらそういうことがありました。だから、本当はもっと福祉避難所であれば必要なものがあるのだけれども、要望を挙げるということに至らなかった。近隣センター管理費用に係る負担区分一覧というのが、その資料の2ページにありました。町で負担するも

の、運営委員会で負担していただくものというふうに分かれているのですけれども、運営委員会に負担していただくものの中には、テレビ、冷蔵庫、掃除機、電子レンジ、そういう細かい日用品や除雪の用品など入っております。基本的に、多くの備品は、施設管理のところは町なのだけれども、多くの備品は運営委員会で用意してください。要は、運営交付金等、各関係する公区のほうからお金が出てきて、その中で管理人の人件費を含めてやるわけですけれども、その中でやってくださいよというふうなものになっていました。

改定災害対策基本法の中で内閣府が示した資料の中には、指定福祉避難所の施設整備ということで示されていて、「市町村は、施設管理者と連携し、当該施設が指定福祉避難所として機能し、要配慮者が避難生活を送る上で良好な生活環境を確保するための必要な施設整備を行う。」と、このことがあって、その中の備品の中には、冷暖房設備の整備、非常用発電機の整備、情報関連機器、ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等、その他必要と考えられる施設整備、除雪の道具なんかもそうなのだと思うのだけれども。ですから、近隣センターが46か所あると。数えてみると、その中の7か所が福祉避難所を兼ねている。そしたら、この施設避難所を兼ねている近隣センターと、そうでない近隣センター。まあ近隣センターの中には一時避難所になっているところもあります。今、一時避難所のことは、この既定の中には入ってこないのだけれども、健全な方が避難してくる場所ということであれば、ここにも準ずる装備が必要なのだと思います。

ですから、今この運営委員会に関わっては、9月3日までにアンケートを取って、料金の変更のこともあるから、運営交付金を見直しますというようなことでの説明があったとお聞きしておりますけれども、その施設の持っている特徴によっては、随分と差をつけなければ、今回のこの避難所ということにならないのではないかなと、福祉避難所として条件を持っているということにならないのではないかなというふうに思うのです。

長々としゃべってしまいましたけれども、どうでしょうか。福祉避難所をちゃんと整備すること、このことは、個別計画をつくと同時に、並行でやっていかなければだめなこと。この法律が令和3年の5月から施行されているから、今年度予算にはないわけです。でも、来年度予算には少しずつ反映していかなければだめな中身になっているのだというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 福祉避難所となっている近隣センター、今、例を挙げますと、暁の近隣センター出ましたけれども、こちら地震災害における二次避難所、いわゆる福祉避難所に指定されております。ですので、大雨のときには、また別なところになってしまうのですけれども、確かに福祉避難所になっています。議員おっしゃるとおり、冷房設備は整っていない。今のところは、答弁にありましたとおり、真夏にそういう災害が起きたとき、温度が上昇するときには、冷風機ですとか、そういった対応で考えているところでございまして、今の段階では、冷房の整備をするという考えは、今のところ持ち合わせていないという状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 簡単に「持ち合わせていない」ということの答弁だけれども、今、地域のコミュニティは、このコロナ禍の中では、随分と不自由なものになっています。集まらないしと、多くの人が集まるようなことを提供できないしということもあるのだけれども、そういうものでないものも地域の集会の場所ですから、コロナ関係なくて中止になったりするケースがあります。それは、近年、夏の間、猛烈に暑くて、34度、35度、36度、30度を超える日が随分と続いて、近隣センターやコミュニティセンターの中では、日中でも高齢者が会議できるような環境でない。だから、今日は暑いからやめると、そういうこともあるわけなのです。

今、福祉避難所の中で、こういうことは設備として持ちなさいよと、持っているところを福祉避難所としなさいよというふうになっている場合、「考えがございません」という答弁を頂いたならば、これ、福祉避難所にそういうことではだめなのだということになるわけだ。

ちょっともう一回答弁いただけませんか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 福祉避難所につきましては、災害の種類あるいは規模がどうであるか、あるいは季節がいつなのか、あるいは大雨であれば、どこが決壊して、どこに洪水が発生するのかと、そういった様々なケースがあります。そういった中で、福祉避難所でそろえなければならない備品類はどれだけなのか、そのうち備蓄するのがどれだけ必要なのか、あるいは防災協定の中でどれだけ調達できるのか、そういったシミュレーションをしながら、必要最低限のものがどれだけになるのかということとは考えていかなければならないというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 今の答弁でしたら、それは理解ができるものでありました。

福祉避難所の役割を果たす上で、それだけのものが今必要である。そして人材としても、前は一般の避難所に、一時避難所に入って、その中で大変な人が福祉避難所に回されるという、そういう手順を踏む、そういう中身だったけれども、この内閣府に示されたものの中では、直接この人はもう福祉避難所に行きなさいというふうになってきている。それが個別計画書に示される中身に変わっているわけです。そうなるのと、やはり福祉避難所がふだんからちゃんとされていることが重要で、いろいろ備品のことを言いましたけれども、冬場であれば、やっぱりこれは各近隣センター等の場所にもよるのですけれども、住宅地にあると、除排雪のことですが、やっぱりお金がかかっちゃうのですね。そういうやりくりの中では大変で、ついつい排雪できない雪がたまって行って、駐車スペースを埋めてしまう。これが農村地帯だったならば、重機を持っている農家の方が、ボランティア同然にぐっと隣に寄せて、それで出来上がったということもあるのですが、住宅地になってくると、そうもいかない。そういったことなどあるわけですから、この福祉避難所、まずは福祉避難所になっている近隣センターふれあい館、それからコミュニティセンターなど、しっかりと計画を持って整備をしていくことは、この防災対策基本法を遵守する上では重要になってくるのだと思うのです。改めて次の予算にはもう関わってくる中身だと思うのだけれども、検討する、そういったことになるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 確かに、改正された法律の中身を受けて、今の福祉避難所に指定されている施設が今どういう現状なのか、それらのものを十分検討して、必要なものは何かという部分を精査して、必要なものがあれば、当然、予算要求していくと、そういう考えでまいりたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 当然そうであれば、9月3日までに集約されている近隣センターに対するアンケートの、もちろんそれは集計としてされるわけですが、それにプラス、そういう福祉避難所に対する、一般避難所になっているそういう場所については、運営交付金についても差別化がされていく、差別化がされていくということが当然なのだと思うのですけれども、そういう考えがあるというふうにお聞きしてよろしいですか。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 近隣センター運営委員会のほうに費用負担いただく形でのアンケートというのは、当然、近隣センターを運営していく中で必要なものというふうに思っております。

福祉避難所として用意しなければならないもの、それについては、当然、町のほうで用意していかなければならないものという部分で思っておりますので、その辺は区別して考えていきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 本当に、毎年のように様々な災害が起きる、いつ起きるか分からない、そういう状況の中では、日常的な準備が必要なのだと思うのです。今の答弁は、納得するものでありました。

十分ご検討をお願いしたいなというふうに思いますし、できるだけ早く予算化のほうについてもしていただきたいと思います。

最後の最後になりますが、1つ目の質問に戻ってしまうのですが、大谷選手の話ばかりしましたけれども、市川友也選手は、今ジャイアンツのアカデミーコーチとして、去年から、幼児から小学生まで野球を通した健全教育ということで頑張っているらしい。大谷選手が MVP ホームラン王となっていくことも期待しますが、市川選手のそういう活躍にも期待をしているということも申し上げて、質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

10:59 休憩

11:10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○5番（小島智恵） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1点目、住宅地や市街地のエキノコックス対策についてであります。

農村部に限らず、住宅地や市街地でキツネが頻繁に出没するようになり、エキノコックスの感染が懸念され町民の不安が高まっております。しかしながら鳥獣保護管理法及び鳥獣被害防止特措法により、捕獲や駆除について安易に行える状況にはないとお聞きするところであります。

十勝管内では、鹿追町と中札内村で駆虫薬入りのベイト（餌）散布を実施しておりまして、中札内村では2019～2020年度までの2年間の調査結果では、エキノコックス虫卵の陽性率が0%であると確認された。帯広市の動物園・緑ヶ丘公園では昨年12月から散布を始めており、他の自治体でも頭を悩ませております。町民の不安の払拭に向けた取組が必要であり、以下お伺いします。

- ①キツネの生息状況、駆除数。
- ②エキノコックスの調査、検診の状況。
- ③公園やパークゴルフ場などの管理。
- ④特に住宅地や市街地の対策。

2点目、新型コロナウイルス感染拡大の長期化による経済対策、ワクチン接種の副反応やリスクについてであります。

新型コロナウイルス感染拡大は収束せず、北海道では3度目の緊急事態宣言（8月27日～9月12日）が発令されました。長期化により、とりわけ飲食・宿泊業は既に疲弊しており、これまで支援策を講じてきましたが、さらなる状況悪化が懸念されることから、以下お伺いいたします。

- ①長期化の影響や実態把握。
- ②今回のスーパープレミアム付商品券の申込状況、ニーズは。
- ③さらなる経済対策、事業者への支援を。

新型コロナワクチン接種は、5月から65歳以上の高齢者から始まり、7月からは年齢区分により16から64歳までの方で実施されているところであり、さらに新たに12歳から15歳も接種対象となりました。

厚労省の報告、8月25日の時点でありまして、それによりますと、接種後に死亡した事例は1,093例、心筋炎や心膜炎疑いは72件で、非接種者より発生頻度が高い可能性があり、若年層に多い傾向にあるとされました。医療機関からの副反応疑い、これはワクチン接種と関連ありとされるものですが、1万3,504件、重篤者1,844件との報告でありました。

インフルエンザワクチンと比較しても、死亡や副反応などの割合は非常に高くなっています。副反

応は若年層で現れやすく、症状も重い傾向にあると言われておりまして、他県では接種後1週間経過してからの副反応の相談が増えているとの報道もありました。

またmRNAワクチンが人間に使用されるのは今回初めてで、まだ治験中であり短期的な副反応はもとより、長期的な人体への影響については誰も明言することはできません。任意接種であるので、接種するか否かは個人の選択、判断に委ねられますが、後悔のないよう判断するにはメリットのみならずデメリット（リスク）も偏りなく十分な情報が必要であります。ここまで接種が進み努力されてきましたが、今後について以下伺います。

④町内の接種後の副反応などの状況、リスクについて周知は十分か。時間が経過した場合の症状は把握できるのか。

⑤中学生以下の予約状況、保護者も含めてリスクなど十分な情報は周知されているのか。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 小島議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「住宅地や市街地のエキノコックス対策」についてであります。

キツネをはじめとする野生動物は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」いわゆる鳥獣保護管理法に基づき、許可を得ない捕獲等が禁止されており、国においても、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」を定め、野生動物の個体群管理や生息環境管理、被害防除対策など総合的な保護及び管理を推進しているところであります。

本町におきましても、農村部における農業被害が深刻な状況にありますことから、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」いわゆる鳥獣被害防止特措法に基づき、「幕別町鳥獣被害防止計画」を定め、エゾシカ、キツネ、カラス、ハト、ヒグマ、アライグマを対象鳥獣に指定し、銃器による捕獲など、総合的かつ効果的な被害防止策を講じております。

また、近年、市街地においても、たびたびキツネの姿が見受けられ、エキノコックス症の不安を感じる住民からの通報や相談が寄せられておりますことから、近隣市町村や関係機関と連携を図り、その対応策について研究しているところであります。

ご質問の1点目、「キツネの生息状況、駆除数」についてであります。

キツネの生息状況につきましては、道が「エゾシカライトセンサス」を行った際に、町内全域でキツネを確認しており、また町の鳥獣被害実態調査においても、平成28年度から農業被害が増加していることから、町内に広く生息し、個体数は増加傾向にあると認識しております。

また、キツネの駆除数は、昨年度は205頭で、被害防止計画の対象鳥獣に指定した平成22年度からの累計では2,035頭、年平均では185頭を捕獲しております。

ご質問の2点目、「エキノコックスの調査、検診の状況」についてであります。

現在、北海道では定期的に、エキノコックス症対策の一環として、全道の媒介動物におけるエキノコックス症の流行状況をより正確に把握するため、エキノコックス症媒介動物疫学調査を行っております。

令和元年度の調査結果では、十勝管内8市町村の区域で捕獲された20頭のキツネのうち2頭からエキノコックス症が確認されておりますことから、今後、北海道が行っている媒介動物疫学調査に検体を提供し、町内のエキノコックス症の感染状況について確認を行ってまいりたいと考えております。

また、エキノコックス症の検診については、小学校3年生以上の希望者を対象に、5月、8月、11月に実施している集団検診の会場において、一次検診として血液検査を行っております。

エキノコックス症は感染後、潜伏期間が長く、無症状の時期が数年から十数年あるため、少なくとも5年に1回の検診を勧めており、平成28年から令和2年までの5年間の受診者数は、「北海道エキノコックス症対策実施要領」に基づき、無料で実施している小学3年生と中学2年生が317人、それ以外は455人の合計772人となっており、このうち1人が超音波検査による2次検診の対象となりましたが、検査の結果、異常はありませんでした。

ご質問の3点目、「公園やパークゴルフ場などの管理」についてであります。

町で管理している公園やパークゴルフコースでは、週に1回実施している草刈り作業の際にキツネの餌となるようなごみ等の回収など、清掃作業も併せて行っております。

また、本年はパークゴルフコースにおいて、動物のふんを多く見かけるとの情報が寄せられておりますことから、8月からは清掃作業を週2回に増やすなど、その対応に当たっているところであります。

このほか、公区で管理していただいている公園につきましては、現在のところ動物のふんなどに関する相談は寄せられておりません。

また、公園内の砂場につきましては、動物の侵入を防ぐために防護柵で囲う構造となっており、毎年砂の汚染検査も実施しているところでありますが、これまでの検査結果において異常が出たことはありません。

公園やパークゴルフコースにおきましては、キツネの侵入自体を防ぐことは難しいものと考えておりますが、引き続き町民が安心して利用できるよう、適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「特に住宅地や市街地の対策」についてであります。

エキノコックス症の重要な感染源であるキツネについては、人間の生活環境とキツネの生息圏との間に一定の距離を保ちながら、共存を図ることを基本としており、キツネを人間の生活環境に近づけない対策が必要と考えております。

対策としては、キツネの餌となるような生ごみや、ペットの餌を外に放置しないこと、観光客などの餌づけ行為をやめさせるなど、人間の行動によりキツネを呼び寄せることのないよう、引き続き広報紙などで周知を図るとともに、エキノコックス症の正しい情報の提供に努めてまいります。

次に、「新型コロナウイルス感染拡大の長期化による経済対策、ワクチン接種の副反応やリスクについて」であります。

令和2年1月に新型コロナウイルスの感染者が国内で初めて確認されてから、1年9か月が経過しましたが、いまだに収束の兆しが見えず、変異株の拡大により国内では感染が再拡大し、北海道では8月27日から9月12日を期間とする3度目の緊急事態宣言が発令されたところであります。

本町における新型コロナワクチンにつきましては、65歳以上の方を対象に5月6日から接種を開始して以降、現在は12歳以上全ての方に対し接種を行っているところであります。

また、これまで教職員や保育士、介護サービス事業所や飲食店の従事者等の方に対して優先接種を行ったほか、日中仕事をしている方が接種しやすいよう夜間に集団接種会場を開設するなど、接種を希望される全ての方ができるだけ早く2回の接種を終えられるよう取り組んでいるところであります。

ご質問の1点目、「長期化の影響や実態把握」についてであります。

長期化の影響や実態把握についてであります。新型コロナウイルス感染症が長期化する中、事業者の実態を直に把握するため、今月3日から6日にかけて、町内の13業種、27事業所を訪問し、事業者の生の声をお聞きしたところであります。

町内の経済状況については、前回調査時の6月と比べ、一部販売業等で回復の兆しが見えてきておりますが、飲食業や宿泊業においては、ほとんど回復の兆しが見られない状況にあります。

業種別では、「菓子店」や「衣類販売店」「電器店」は「5%弱の増」とする事業者もありましたが、「文具店」「建築業」「調剤薬局」「自動車修理業」などの業種では「変わらない」としております。

また、「食料品販売店」「製造業」は「5%弱の増」と回答している事業者がある一方、「石油販売店」と「運送業」では、「20%弱の減少」となっている事業者もあつたところであります。

ご質問の2点目、「今回のスーパープレミアム付商品券の申込状況、ニーズは」についてであります。

スーパープレミアム付商品券につきましては、昨年同様、幕別町商工会が事業主体となり、プレミアム率 50%、うち 30%分を飲食店及び宿泊施設に限定し、販売セット数は 1 万 5,000 セットで、1 人当たり 6 セットまで購入することができるものであります。

商品券の取扱事業所は、幕別町商工会の会員事業所としておりますが、前回に引き続き、商工会会員以外の飲食店と宿泊施設も取扱店として登録し、利用が可能となっており、利用期間は、今年 1 日から本年 12 月 19 日までとしております。

はじめに、申込み状況についてであります。さきの行政報告で、8 月 1 日から 8 月 16 日までを期間として購入申込みの受付を行ったところ、限定 1 万 5,000 セットに対し、2,993 人、1 万 5,118 セットの申込みがあり、抽選の結果、2,773 人の方に購入引換券を発送させていただいたと申し上げましたが、2,973 人の誤りであることが判明しましたことから、このたび訂正させていただきます。

次に、ニーズについてであります。昨年実施したスーパープレミアム付商品券の業種別の換金状況は、飲食業が 43.7%、食品小売業が 13.2%、建設業が 12.0%、燃料小売業が 11.1%、その他小売業が 5.8%、宿泊業が 4.6%、家電小売業が 4.0%、自動車整備業が 3.5%となっており、幅広い業種で利用されております。

ご質問の 3 点目、「さらなる経済対策、事業者への支援を」についてであります。

町では、昨年 5 月以降、事業者の実態をじかに把握しながら、1 件の事業者も潰さないとの思いで様々な経済支援策に取り組んできたところであります。

具体的な支援策としましては、「飲食店・ホテル等緊急支援事業」「頑張る事業者応援事業」「新型コロナウイルス感染症関連無利子融資円滑化基金造成事業」など事業者に対する直接支援のほか、「スーパープレミアム商品券発行事業」「町内宿泊施設宿泊費助成事業」「農商福箱ドライブスルー事業」といった消費喚起策を通じた支援など、合わせて 9 事業、4 億 2,520 万 7 千円の経済支援策に取り組んでいるところであります。

今後におきましては、今回の北海道における緊急事態宣言の内容や事業者の声を踏まえ、町内事業者の事業継続を支援するための事業を検討しており、本定例会会期中に関連予算を追加提案させていただく予定としております。

ご質問の 4 点目、「町内の接種後の副反応などの状況、リスクについて周知は十分か、時間が経過した場合の症状は把握できるのか」についてであります。

新型コロナワクチン接種については、接種を希望される方が効果や副反応などのリスクを理解して接種することができるよう、新型コロナワクチンの接種案内を個別に送付する際に、ワクチンの効果と投与方法、接種を受けることができない人や、接種に当たり注意が必要な人、接種後の注意や副反応について記載している説明書を同封するとともに、町広報紙やホームページに掲載し、周知をしているところであります。

また、4 月に役場庁舎 1 階、札内支所、忠類ふれあいセンター福寿内に設置した新型コロナワクチン問い合わせ窓口における電話や対面での相談においても、適切な判断ができるよう効果や副反応についての説明を行っております。

次に、接種後の副反応などの状況であります。8 月 31 日現在、1 回目、2 回目の接種を合わせ延べ 2 万 6,000 回の接種を実施しており、接種後の経過観察において、接種部位のしびれや頭痛、吐き気等の症状のある方は、これまでに 18 件ありましたが、接種会場の担当医師による診察や血圧、血液中の酸素飽和度を測るなど、身体状況の確認を行い、状態に応じて薬を処方するなどの対応により、症状は間もなく改善し、皆さんその後帰宅されております。

また、時間が経過した後の副反応については、8 月 31 日までに、相談コーナーに 24 件の問合せがあり、内容としましては、接種部位の腫れや発熱に関するものが多く、相談を受けた看護師や保健師が、解熱剤の服用等の処置方法や症状の経過により医療機関を受診するタイミングを伝えており、多くの場合、数日間で腫れや発熱は改善されている状況であります。

なお、アナフィラキシーなど予防接種法第 12 条第 1 項の規定に基づき医師等が厚生労働省に報告す

る予防接種後副反応疑い報告は、都道府県を通し実施市町村へ情報提供されますが、現在のところ幕別町への情報提供はありません。

ご質問の5点目、「中学生以下の予約状況、保護者も含めてリスクなど十分な情報は周知されているのか」についてであります。

国では、これまで新型コロナワクチンの対象者を、16歳以上としていましたが、6月1日に接種対象年齢を12歳以上に引き下げており、本町におきましても、7月28日に12歳から15歳の対象者947人に対しクーポン券を発送し、予約の受付を開始したところであります。

12歳から15歳の方への接種につきましては、保護者の同意が必要なことから、封筒の宛名部分に「保護者と内容を確認してください」と表示し、保護者の同意の上、予約を行うよう注意を促すとともに、ワクチンの説明書や厚生労働省から示されている分かりやすいお知らせ文書を同封し、ワクチンの効果や副反応についての情報提供を行うほか、予約の際も保護者が有効性やリスクを理解した上で予約をしていただくよう案内をしております。

中学生以下については、8月31日現在、22の方が1回目の接種を終えており、今後の予約状況は、個別接種で92人、集団接種で249人、合わせて341人、36.9%の方が予約をされており、合計363人、38.3%の方が既に接種済みか予約済みの状況となっております。

今後も接種を希望する方が安心、安全に接種ができるよう、情報提供に努めるとともに効率的な接種を進めてまいります。

以上で、小島議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 再質問させていただきます。

時間限られていますので、短縮しながらお話ししたいと思います。

まず、エキノコックス対策ということですが、令和2年12月にも似たような質問をさせていただきました。今回は特に、住宅地、市街地でのキツネの出没が随分多くなっていると感じまして、エキノコックス対策を、どうされていくのかお聞きしたいのですが、町民から懸念の声聞かれて、駆除してほしいといったことを言われましても、今の法律では市街地等の駆除は法に反してしまうので、できないことになっているかと思えます。そういった難しさがある中で、お伺いしたいと思います。

まず、キツネの生息状況、駆除数ですが、キツネが農村部だけにとどまらずに、住宅地、市街地といった人間が住む生活圏への流入がだんだんと多くなってきているように感じております。実際に、通報、相談も寄せられているということでありました。この点について、実態の把握、また流入する原因、どういうふうにとらえられていますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 農林課では、鳥獣被害について、農村部の鳥獣被害がありますことから、農業被害を目的としたわなの設置をしております。わなによる捕獲につきましては、昨年度では37頭、銃については168頭となっております。

それで、農村部から市街地への流入の原因についてですが、それにつきましては、やはり市街地でのごみの問題等が一番の原因かなと思っております。

捕獲頭数については、農村部については例年200頭前後捕獲しておりますので、極端に少なくなっているという状況にはないところであります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） ごみの原因も、それもあろうことかと思えます。人里のほうに来たほうが、容易に豊富に餌の確保ができるということで、だんだんと流入というのも増えてきているのかなというふうに思っております。

帯広市の最近の実例をお伝えするところなのですが、住宅地に面した児童公園にキツネが出

没するようになりまして、近くの空き家の敷地内で巣穴が発見されたというふうに聞いております。そうなりますと、住宅地にもう住みついている状況かと思えます。放置していたら、繁殖していくことも考えられるのですけれども、巣穴を見つけたらなくすといった対応はされると思うのですけれども、我が町でも同じようなことが起こり得ると思えます。空き家があったり、緑の茂みが深いところもあります。

こういった巣穴とかも含めての調査といたしますか、出没が多い場合は確認必要かなというふうに思うのですけれども、現状ではそういったこと、どういうふうになっていますか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 市街地のキツネでございます。

先ほど、農林課長からも答弁ありましたとおり、市街地に出てくる要因としては、餌がなくて市街地に下りてきているのだなというふうに思っております。

巣穴の調査状況ですけれども、市街地で現れたという確認はできていますのですけれども、そのキツネがどこに住んでいるかという調査までは分かっていなくて、そういった調査、巣穴がどこにあるかというところまでは押さえておりません。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 住宅地、市街地でたびたびキツネがうろうろしているのを見かけるということがあれば、そういった巣穴の確認、こうした帯広市の事例も踏まえて、今後やっていかれたらよろしいのかなというふうに思っております。

次に、駆除数なのですけれども、幕別町鳥獣被害防止計画を見ますと、キツネは、令和3年400頭という駆除の計画が設定されております。生息数、個体数の増加傾向というのは分かったのですけれども、実際、数字としてどのくらいの頭数になっているのか、その把握はされているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 鳥獣被害防止計画に定めております年間の捕獲頭数目標ですけれども、こちららは年間400頭と定めております。こちらについては、平成22年度からのキツネの捕獲実績等を把握しながら、道と協議しながら頭数については設定しております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 過去のそういう捕獲実績を元という話だったのですけれども、生息数を基にこの駆除の頭数ということを決めることができるというふうに思うのですけれども、どういったことを根拠にこの400頭を決めていると理解したらよろしいでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） キツネの生息数につきましては、北海道のほうでも押さえておりませんので、過去の捕獲頭数を基に計画頭数を定めるということで協議をして実施しております。

北海道のほうで全道の計画頭数を合計して、この頭数であれば生態系に影響がないという範囲をもって許可していると聞いております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） そうなりますと、生息数自体は把握し切れていないのかなというふうに感じたのですけれども、駆除数としては、ここ数年、十数頭ずつ増えている傾向にはあるのですよね。その生息数も実際増えているのか、減っているのか、それも分かりませんが、ちょっと話平行線になるので話進めたいと思うのですけれども。

この駆除ということなのですけれども、これは農村部において農林業被害といったことで駆除がなされているということで、市街地では駆除はできないわけでありまして。例えば、農村部での駆除を多くしていけば、市街地などへの流入が減るのではないかと、防げるのではないかと、そういう考

えもあるのですけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） キツネの捕獲につきましては、わなによる捕獲と銃による捕獲があります。

わなによる捕獲なのですけれども、今現在、町内に 57 基のわなを設置しております。わなの設置要望が農村部のほうから結構ありまして、今年度、新たに 44 基を購入して、わなの捕獲体制については強化しようと考えております。

それと、銃による捕獲につきましては、平成 30 年度から国の補助事業の要件が変わりまして、捕獲をした場合に、証拠物として尾を切り取って持ってくるということがありましたので、そこから若干捕獲頭数が減っておりますので、引き続き猟友会等を通じて、銃による捕獲についても推進していくように考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5 番（小島智恵） わなのほうも新たに 42 基追加で購入ということで、わなで駆除を増やしていけば、市街地への流入も防いでいけるのかなというふうに思っております。

次に、エキノコックスの調査、検診の状況なのですけれども、全てのキツネが感染しているわけでもないと言われているのですけれども、キツネがどのぐらいエキノコックスに感染しているのかという調査、これも必要なのかなというふうにちょうど思っていたところなのですけれども、今後、道が調査を行っているということで、検体の提供によって感染状況を確認されていくということでありました。方法として考えられるのが、そういった農村部で捕獲、駆除されるキツネがいるわけなのですけれども、そういった検体を提出していくということなのでしょうか。昨年、205 頭駆除しておりますけれども、駆除したうちの何頭かを提出していく、そういったことになっていくのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 検体というか、検査ですね。現在、北海道で行っている媒介動物の疫学調査、これ毎年行っておりまして、ここの検体として幕別町から、1 町村当たり 4 頭までしか検体としては送れませんけれども、あと時期があります。昨年、205 頭捕っておりますけれども、時期がちょうど真冬の 1 月に受付をするものですから、その時期にタイミングよく捕獲した検体を、北海道に提供して検査していただくという予定をしております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5 番（小島智恵） これまでは、8 市町村でそういった検体が提供されて行われてきたということでありまして、幕別町もそれに参加していく形になるかと思えます。それによって、少しでもエキノコックスの調査が進んでいけばいいかなというふうに思っております。

検診のほうなのですけれども、道の調査によりますと、全道で年間約 20 人ぐらい感染されております。十勝管内では、昨年 2 人感染されているといったことを聞いておりまして、十数年の潜伏期間を経て症状は出るということでもありますから、発見が遅れますと死にも至りますし、早期発見が大事だと思います。検診については、今後も続けていただきたいというふうに思います。

次に、公園やパークゴルフ場などの管理についてなのですけれども、容易にキツネが出入りできる状況にあります。公園には水場、水路がある公園も中にはあるのですけれども、そこで感染するという心配もあるのですけれども、キツネの習性としましては、水場にふんをすることはないのであるのですけれども、毛に付着して入り込むといったことも考えられます。ろ過装置なども備わっているかと思うのですけれども、水場でのエキノコックスに対する安全性、これはどのように捉えられておりますか。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 水場でのエキノコックスの安全性なのですけれども、今、小島議員がおっしゃいましたように、ろ過装置によって水は循環されているような状況でございます。

また、いなほ公園それからナウマン公園につきましては、消毒は塩素による消毒を行っているような状況でございます。札内北公園につきましては、現在、ろ過設備の更新作業を行っていきまして、更新がされれば、今、銅イオンなのですけれども、同じように塩素での消毒というような形に更新される予定になってございます。このようなことになれば、一定程度のエキノコックス対策にはなっていくのかなというふうに考えています。

ただ、それだけではなくて、やはりキツネのふんが多い状況になってきますと、感染も進むということの可能性としてはなってくるものですから、やはり餌となるごみの減少や、動物のふんの回収等に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） ろ過装置、塩素を使いましても、完全に安心・安全が守られるのかという、そこまでもいかないうちのお話でありました。水場に限らず、お子さん方は、公園内の芝生や土などいろんなところをさわられて、その手を口に入れてしまうということもありますので、水場も含めて、もっとも公園全体で考えていかなければならないなというふうに思っております。

パークゴルフ場につきましては、キツネのふんが落ちておりまして、ボールについてしまうといった話もお聞きしております。それでは、安心・安全にプレーができないわけなのですけれども、今は清掃作業で対応されているということでありました。これも清掃だけで安心・安全と言えるのか、どういう捉え方をされているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 公園、それからパークゴルフコースにつきましては、完全にキツネの出入りを防衛できるということは難しい状況でございますので、対策としましては、やはりキツネが寄ってくるような原因となる餌、公園やパークゴルフコースですと、ごみの中でまだ食べ残しの残渣があるとか、そういったものを注意して回収するように心がけていきたいと思っております。

また、ふんがあれば、今言われているように、付着するという部分もございますので、答弁でもあったのですけれども、今まで毎週草刈りしているのですけれども、それを草刈りと草刈りの間の週1回の追加なのでもありますが、それも追加して清掃活動に今取り組んでいるところですので、そういった活動で対策を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） エキノコックス対策の一つとして、駆虫薬を使用する方法があるわけなのですけれども、駆虫薬自体は、犬、猫食べても無害とされております。十勝管内では、鹿追町が先駆けて行い、その後、中札内でも行って効果を上げているわけなのですけれども、この駆虫薬について特に答弁がなかったように思うのですけれども、検討されているのか、今どういった状況なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 私から、公園、パークゴルフコースの部分についてなのですけれども、駆虫薬に関しましては、北海道のキツネの駆虫に関するガイドラインというものがございまして、ここでは、「散歩中の飼い犬や子どもが誤って摂取する恐れのある場所は、基本的に駆虫薬の散布は避けること」とされてございます。ですので、鹿追町や中札内村、それから帯広市につきましては、緑ヶ丘公園、これは、緑ヶ丘公園につきましては、帯広市の指定管理者が自主事業で行っているということでお聞きしておりますけれども、そういった駆虫薬の事例があるのですけれども、鹿追町や中札内につきましては、市街地や人通りの多い町道にはまいていない。放牧や家畜農家の付近を除く農村部にまいていましてお伺いしております。

そういうことですので、公園の部分で散布するということは、現在のところ考えてございません。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） ガイドラインがあるということで、それでも緑ヶ丘公園では実施されているということなので、ちょっとその辺、深く調べてみないと分からないのですけれども、キツネの行動範囲

も広いので、自治体も、こうやって外から入ってきますので、こういった散布というのは、1度ではなく続けていかないと効果がなくなってしまうというふうに言われているのですけれども、方法としまして、本当に公園が無理だったら、公園の周辺だとか、散布する場所を検討しながら行うことも可能なのかなというふうに思いますけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 先ほど答弁したのですけれども、公園、その周辺につきましては、やはり不特定多数の人が多く集まる、それから小さな子どもも集まるという場所なので、その部分については、現在のところ考えていないような状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 今は考えられていないという話で、そうしましたら、先ほど話したような駆除という、そういった考えで、今後こういうエキノコックス対策に臨んでいかれるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 駆虫薬のお話でございますけれども、まるっきり考えていないというわけではなくて、ほかの町村とも情報交換しまして、委託にほかの町村出しているのですけれども、200万円ぐらいかかると。先ほど土木課長答弁したとおり、市街地にまくのはちょっと危険性があるので、まくとしたら農村部です。これも1回では効果がないので、毎年毎年まいて、エキノコックスのふんを毎年調査して、感染しているかどうかをやっていくということになります。ですので、まず、町として考えているのは、駆虫薬等を散布する前に、先ほど答弁しました疫学調査に検体を出して、町内で出沒するキツネがまず感染しているのかどうか、ここから調査を始めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 調査して、具体的なところに入っていかれる可能性もあるということでありました。

町村との連携という話もあったのですけれども、キツネは自治体を越えて移動しますので、こういった駆虫薬の散布、本当は十勝管内全域で一斉に行えれば、より効果があると思うのですけれども、各自自治体のお考えだとか、費用がかさむといったこともあって、すぐにはという話にはならないのだと思うのですけれども、同じ問題を抱えている、共通課題を持っているということで、十勝管内一緒になって取り組んでいけないのかなというふうに思うのですけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 一番は、エキノコックス症にかからないということが究極の目的でありますから、そのためにはキツネを人里、住宅地に近づけない、あるいは農村部においても、家畜に近づけない、そういう配慮が必要でありますし、完全な防御をすることは、これは困難でありますので、町民あるいは公園、パークの利用者に対しても、気をつけてもらう、そういう啓発等が必要だと思います。外で土をさわったりすると、あるいは公園で遊んだりすれば、必ず手を洗うという、そういうことの啓発も一方でやらなければならぬわけでありまして。

それと、周辺市町村との連携でありますけれども、これはキツネの移動範囲、行動範囲は2平方キロから5平方キロというふうな、そんなことも言われているようでありましてけれども、当然、町界辺りもうろろするわけですから、そこは幕別町だけではなくて、近隣接続する市町村との連携というものも必要になってくるだろうというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 分かりました。今後に期待したいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染拡大の長期化による経済対策についてお伺いします。

ただいま、3度目の緊急事態宣言下にありまして、昨夜、報道ありましたけれども、今月末まで延長する方針を政府が固めたということで、コロナ長期化により疲弊されている事業者さんにとりましては、また肩を落とされたことというふうに思っております。隣の音更町では、十勝川温泉の老舗ホテルが2軒も倒産しまして、ショックを受けました。従業員さんも解雇されますので、雇用面での影響も甚大だったと思います。我が町では、町長の「1軒の事業者も潰さない」と、そういった思いをもって、町独自の様々な支援策が行われてきてまして、今のところ、倒産という最悪の事態、回避されている状況にありまして、その効果というのが現れてきているものというふうに感じております。

長期化の影響の実態把握なのではございますけれども、特に、飲食、宿泊業さんをはじめ、いろんな業種にわたって引き続き厳しい状況が続いているのだなというふうに受け止めさせていただきました。実態把握については、事業者さんに対しこれまでアンケート調査したり、今は直接訪問されて生の声を聞かれています。大変ご努力されているというふうに感じました。その声を支援策に活かして効果を上げられておりますので、引き続き、適宜、事業者さんの声をお聞きしまして、今後の支援につなげていただきたいなというふうに思っております。

次に、スーパープレミアム付商品券なのでございますけれども、昨年は1回で完売できずに、3次まで申込みを募りました。今回は、118セットオーバーしまして、抽選を行っております。

昨年と比べ、町民の関心が高かったと思っておりますけれども、今回、1回で完売できました要因、どんなふうに分析されていますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 今、委員からお話がありましたとおり、昨年度は、第1次で販売できず、第3次までお申込み期間を設けて販売したところでございます。今年度は、1万5,000セット、8月16日までに受付をしたところ、1回で超えたというのが、これは聞いている限りではございますけれども、昨年やったときに、あなたたち、こういったことを知らなかったのですかという声が結構多かったものですから、例えば知り合いとかから、私は買ったけれども、あなたは買わなかったのか、こういった制度があったときに、もっと利用したほうが良いよという声を口伝えに伝わったというところが大きいかなと思っております。

今回は、周知、そしてチラシにつきましても、8月に全戸配布したところで、重点的に周知したところですので、こういった結果になったと考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 1回で完売できてよかったと思います。

額にして1億1,250万円ということで、これが町内消費されていくということですから、経済効果としてはかなり大きいというふうに感じております。事業者さんにとりまして、こういった疲弊している中、気持ちの面でも期待感を持つことができるのではないかなというふうに思っております。

今回、完売しましたので、参考程度に聞いていただければと思いますけれども、本別町では、プレミアム率100%まで拡大して、町外の方も購入可能ということで、近隣の町の方が購入されると思うのですが、我が町のプレミアム率50%でもかなりお得なのでございますけれども、完売だとかを意識したり、よりお得感、インパクトを出すのに、そういった拡充したり、いろいろ工夫も考えられるのかなというふうに思いましたので、お伝えさせていただきます。

次に、経済対策ということなのでございますけれども、コロナ臨時交付金、事業者支援に限って使えるということで、2,387万円余り追加交付が決定されております。これまで、様々な支援策を講じてきましたが、特に、頑張る事業者応援事業、第1弾から始まり、第3弾まで行ってきました。これは、事業者にとって非常に助かっております。今後、長期化によっては、次もこのような支援策を行っていくこと考えられるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、何と云っても、事業者の方がどういう状況にあるのか、そして先の見込

がどうなるのかという、そこをまず把握した上で必要に応じてやっていくということでもありますから、今の段階で、いつやるとか、そういうことはちょっと申し上げられない。ともかく、今回については、国からの臨時交付金もありましたので、その財源を最大に活用して、どう有効に使えるかというふうに考えておりました。そのために、今月3日から6日まで事業者のところを回って、生の声を聞かせていただいた。そういう中での今回は対策をこの定例会中に補正予算を上げさせていただきたいというふうに思っています。ですから、将来のことは、その時々判断によって考えたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 状況によって判断されていくということで、期待をいたしたいというふうに思っております。

今年3月に同じような質問をしたのですがすけれども、コロナの影響による今後の経済の見通しについてお伺いしたのですがすけれども、その際、町長は「年内に7割程度のワクチン接種が終われば、集団免疫効果で感染が収まること間違いなし」というふうなことを言っておりました。しかしながら、懸念されております変異株の問題あります。今、感染力の強いデルタ株に置き換わってきていると言われておりますけれども、さらにラムダ株、ミュー株ということで、既に空港検疫で見つかっております。変異のスピードが非常に速くて、短期間の間に次々と見つかっております、型も変わってきますので、ワクチンの効果が低下するのではないかという指摘もあります。

それで、世界にちょっと目を向けてみますと、ワクチン接種国でありますイスラエル、アメリカなど、先行して接種が進んでいるのですがすけれども、イスラエルなんかは接種率78%と非常に高いのです。それでも、一時期、感染者は減少したのですがすけれども、再び今もう急増して、死者数も増加しているというふうにお聞きしております。今後、世界の情勢を見ますと、日本も同じような状況になることも予想されます。なかなか収束のめどがたたないのかなというふうに思っております。長期化、さらに続くというふうに私は思っておりますけれども、その辺の見通しはどのようになっていますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私、専門家ではありませんので、そこをシビアに見通すということはできません。ただ、世界の状況を見れば、一度収まったけれども、また再拡大しているという、そういう事例は確かにあります。国内、特に十勝を見ても、このところは本当に感染者が収まってきて、とりわけ高齢者といえますか、接種が終わっている年齢層は本当に感染者が出ていません。逆に、10代あるいは10代未満ですね、これはもう3分の1を超えるような感染をしているということを考えますと、まずは、接種をできる人は接種をしていただくことによって、感染を防げることは間違いのないというふうに思います。

一方では、ブレイクスルー感染ですか、そんなことも言われておりますけれども、そこはやっぱり日本全国の状況、世界の状況を見ながら、国において適切な措置を講じていただきたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） ブレイクスルー感染、2回接種しても感染するといった事例、旭川、札幌等でも、クラスターが起きておりますし、本当にこのワクチンが収束に向けての切り札になっていくのか、そんな期待をしたいのですがすけれども、なかなかそういった期待も持てないのではないかなというふうに、世界の情勢を見ましてもそういうふう感じております。

長期化で事業者さんの厳しさはさらに増してくるのですがすけれども、それに伴い、町の支援がとても重要になってきます。今回、そういったコロナの臨時交付金の交付が決定されておりますけれども、こういったものもいつまで続くのか分からないわけでありまして、ある程度長期化する見通しを持ちながら、以前も同じようなことを申したのですがすけれども、財源について意識してもう少し備えをしていただければなというふうに思っております。いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） コロナのための財源というものは持ち合わせておりませんが、そこは本当に対策を講じなければならない、そういう緊急性が出てくれば、そこは基金を取り崩して対応するかということは考えなければならないというふうに思います。

ただ、やはりここはやはり国のほうで日本全国の状況を見ながら、きめ細かなそういう地域に応じた対策を講じることができるのは、市町村であるというふうに思っておりますので、これまでの政党等に対する要望でも申し上げてきたように、引き続き状況に応じては町村会として政府に対して要請をしていかなければならない、そういう場面も出てくるというふうに思います。そのときには、そのような対応をしてみたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 小島議員。

○5番（小島智恵） 町としましては、事業者さんの声をしっかりと聞きながら、様々な支援策を講じて頑張ってくれたことと思います。今後も引き続き期待をしたいと思います。

お時間ないので、ここで終わりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

12：10 休憩

13：00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○8番（荒 貴賀） 通告に従いまして、一般質問をいたします。

「住まいは人権」との立場に立った安心して住み続けられる公営住宅をであります。

公営住宅の応募倍率は全国では2006年度は9.6倍、2013年度には6.6倍になっています。応募倍率が減少したのは、2009年から入居収入基準がそれまで月収20万円以下であったものを、15万8,000以下に4万2,000円も引き下げたからです。このため入居できる世帯はより制限されることになりました。

公営住宅法第3条は、「地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない」とし、地方自治体に公営住宅の供給を義務付けています。

町民の方から「公営住宅の空きはいつになるのか」「道営住宅にいたるが町営住宅に移ることはできないのか」「障がいがあり公営住宅に住みたいが空きが出なく悩んでいる」など、公営住宅を求める声は少なくありません。また、住居者の高齢化などにより自治会活動など、住民の協働活動にも困難が生じています。

地域の特性を踏まえ住民ニーズに対応した新たな公営住宅計画について、以下の点を伺います。

(1) 幕別町の公営住宅の現状について。

①現在の公営住宅戸数と入居状況は。

②昨年1年間の町営住宅の応募戸数と団地別入居倍率は。

③現在の待機者数は。

(2) 今後の町営住宅の建て替え計画は。

(3) 高齢化や家族構成の変化などに応じた、住み替えの促進を。

(4) コロナの支援策として、町独自の減免制度の考えは。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 荒議員のご質問にお答えいたします。

「「住まいは人権」との立場に立った安心して住み続けられる公営住宅を」についてであります。

公営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で賃貸される公的賃貸住宅であり、国の助成を受け、地方公共団体が事業主体となって整備と管理運営を行う住宅であります。

また、著しく所得の低い方、障がい者、DV被害者、子育て世帯といった住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、公営住宅を含めた公的賃貸住宅が住宅セーフティネットの構築に重要な位置付けにあるとして、国においてもその取組が進められているところであります。

ご質問の1点目、「幕別町の公営住宅の現状について」であります。

1つ目の「現在の公営住宅戸数と入居状況は」についてであります。

町が管理する公的賃貸住宅は、公営住宅が25団地803戸、特定公共賃貸住宅が5団地57戸、町営住宅が3団地20戸であり、全体で33団地880戸の住宅を管理しております。

本年8月末の入居状況につきましては、公営住宅が建替事業などによる政策空き家98戸を除いた管理戸数705戸のうち、入居戸数が629戸、入居率89.2%、特定公共賃貸住宅の入居戸数が53戸、入居率93.0%、町営住宅の入居戸数が18戸、入居率90.0%で、全体では782戸のうち、入居戸数が700戸、入居率89.5%であります。

なお、本町に建設されている道営住宅は4団地293戸あり、入居戸数が279戸、入居率は95.2%となっております。

2つ目の「昨年1年間の町営住宅の募集戸数と団地別入居倍率は」についてであります。

令和2年度中に行った公営住宅等の募集につきましては、公営住宅13団地、特定公共賃貸住宅4団地、町営住宅1団地の合計18団地あり、定期募集は46戸、随時募集は78戸の募集を実施しております。

このうち、定期募集の団地別入居倍率につきましては、公営住宅では、新緑町2団地で2.0倍、南町団地で0.3倍、泉町団地で1.3倍、忠類栄町団地で0.2倍、忠類せせらぎ団地で0.3倍、忠類あおぞら団地で1.0倍であったほか、旭町東団地、旭町西団地、寿町団地、本町1団地、忠類白銀町団地、忠類あけぼの団地では申込みがなかったため、公営住宅全体では0.4倍となっております。

次に、特定公共賃貸住宅では、メゾンさいわいで0.2倍、メゾンせせらぎで0.5倍、せせらぎ団地で0.5倍となっているほか、緑町団地では申込みがなかったため、特定公共賃貸住宅全体では0.3倍となっております。

なお、町営住宅では定期募集がなかったことから、公営住宅と特定公共賃貸住宅で実施した定期募集全体では0.3倍となっております。

3つ目の「現在の待機者数は」についてであります。

本年度実施しました定期募集において、応募戸数が募集戸数を上回っていた団地は公営住宅で2団地、特定公共賃貸住宅で1団地あり、抽選の結果入居できなかった応募者が、公営住宅で南町団地1世帯、泉町団地3世帯の計4世帯、特定公共賃貸住宅でメゾンせせらぎ1世帯ありましたが、メゾンせせらぎに落選した応募者は、他の町営住宅へ入居しましたことから、現時点での待機者数は4世帯と認識しているところであります。

ご質問の2点目、「今後の町営住宅の建て替え計画は」についてであります。

本町では、公営住宅等の効率的かつ円滑な更新を進めることを目的とし、平成25年に計画期間を10年とする公営住宅等長寿命化計画を策定し、5年ごとに計画の見直しを行っており、平成29年度に令和9年度までの10年間を計画期間として策定を行ったところであります。

この長寿命化計画では、5年目までを前期計画、6年目以降を後期計画と位置付けており、現在は令和4年度までの前期計画に基づいて春日東団地の建て替え、あかしや南団地建て替えと、それに伴う桂町西団地の建設を進めているところであります。

また、令和5年度からの後期計画では引き続き、あかしや南団地の建て替えを進め、泉町団地の個別改善、泉町東団地の建て替えを計画しているところであります。

しかしながら、令和4年度が現計画の策定から5年目を迎えることから、改めて計画の見直しを行

い、令和5年度以降の新たな計画を策定することとしております。

ご質問の3点目、「高齢化や家族構成の変化などに応じた、住み替えの促進を」についてであります。

公営住宅法では、家族構成の変化により間取りが不適当な居住状態にある場合や障が、病気、高齢などの理由により居住困難な状態にある場合など、生活実態の変化によって居住環境に不都合が生じている場合においては、入居者からの申出により住み替えの対象としているところであります。

こうしたことから、今後におきましてもこうした住み替え制度の周知に努め、入居者に対し適切な居住環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「コロナの支援策として、町独自の家賃減免の考えは」についてであります。公営住宅法では、応能応益制度による家賃算定が定められており、収入申告に基づき入居世帯の収入に応じた家賃決定をしております。

しかしながら、病気や災害あるいは失業などにより、収入が著しく減少もしくは予想し得なかった大きな支出を余儀なくされた場合にあっては、家賃を減免することができるかと規定されております。

このことから本町では、幕別町公営住宅管理条例において家賃減免基準を定め、入居者の申請に基づいて家賃の減免を行っているところであり、収入申告、家賃決定及び納入通知の際や、納付相談等入居者と接する際など、あらゆる機会を通じて周知徹底しているところであります。

さらには、新型コロナウイルス感染症に係る家賃の減免につきましては、生活相談窓口や事業者相談窓口等と連携を図ることで個別に対応しているところであり、今後におきましても、関係部署と連携し、個々の実情に応じたきめ細かな対応に努めてまいりたいと考えております。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） それでは、再質問させていただきます。

住まいは生活の基本であると思います。衣食住のうちの住です。憲法25条が保障する生存権の土台にもあります。住まいが権利であることは、世界人権宣言、そして国際人権規約にも認められています。1996年に開催された国連人間居住会議、負担可能な費用で安全で健康的な住居に住む国民の権利や、住環境改善への住民参加など、国民が適切な住まいに住む権利を確認するイスタンブール宣言を改めて採択しています。こうした世界的な流れからも、町としてもぜひ住環境の改善についてお話を聞きたいと思います。

1つ目の公営住宅の現状についてお聞きします。

答弁の中で、公営住宅の空きについてご報告がありました。幕別町が管理する団地で82戸、公営住宅の空きで76戸ということであります。住宅の空き家については、どういった現状なのでしょう。地域差なのか老朽化なのか、どのように捉えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 都市計画課長。

○都市計画課長（河村伸二） 空き家の現状でございますが、一番多くは、今建て替え事業を行っております、あかしや南団地ですとか、それに伴って札内地区には建て替えに伴う移転先、仮移転先としてストックしている住宅がございます、それらが一番多くを占めるのかなというふうに思っております。

団地によっては空きがあって、長らく空きがあって、修繕に多額の費用を要するというところで、数戸程度空いているところがございますが、今言ったような建て替えに伴う空き家が一番多くあるというふうに認識をしております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 要は80戸近くあるのですけれども、多くは建て替えのためにそういったことになっているということではないですね、きっと。要は幕別町の現状が知りたいのです。想定だったのですけれども、札内地域の多くは住みたい方がいらっしゃいますよとか、忠類地域は、本町地域はどうなっているのかという現状についてお聞きしたかったのです。その辺についてはどうですか。

- 議長（寺林俊幸） 都市計画課長。
- 都市計画課長（河村伸二） 募集倍率にもございますように、やはり札内地区はやはり人気がありまして、募集をすると多くの応募者がいるということと、本町地区と忠類地区につきましては、随時募集を行っている団地もありまして、やはり応募が少ないという現状がございます。
- 議長（寺林俊幸） 荒議員。
- 8番（荒 貴賀） その確認をさせていただきたかったのです。要は幕別町が先ほど答弁でも頂きましたが、平成29年から幕別町の公共住宅等長寿命化計画というものを策定し、本年4年目、来年度に見直しを図り策定しているというお話をお聞きしたところであります。やはり来年度の見直しを図れるときが来たので、次期計画に問題点や新規計画を図られることを期待して、今回一般質問をした次第であります。
- 今回の契約の中では、廃止は40室とあります。そして17戸建て替えのために減らしていくという計画でありました。今、お話を聞きますと、札内地域は人気があるというようなお話がありましたが、今後の方向性についてなのですが、本町地域、忠類地域、札内地域について、こういったビジョンを持っているのかお伺いしてもよろしいでしょうか。
- 議長（寺林俊幸） 都市計画課長。
- 都市計画課長（河村伸二） 次期の計画についてでございますが、まず住宅の必要戸数というものが国で定められておりますストック推計プログラムというもので、全体の戸数を推定いたします。その中で、募集倍率ですとか需要を勘案しながら団地の必要戸数を定めていくわけですけれども、今現状ある団地をどのようにしていくかというのは、今後、団地の状況なども把握しながら調査を進めていって、次期の計画に反映させたいというふうに思っております。
- 議長（寺林俊幸） 荒議員。
- 8番（荒 貴賀） 要は町としてこういったビジョン作成をしていくのかということが、すごく大切になってくるのかなと思っています。やはりどこの地域によりまして大変な家庭、大変な世帯というのは少なからず存在しています。そうした方たちがその地域で住み続けられる状況をつくっていくためには、適正な公共施設を提供していくということが、今後の計画には大変重要だと思っておりますことから、こういったビジョンを持って幕別町が進めようとしているのかお聞きしたところでありますが、その辺についてはどうでしょうか。
- 議長（寺林俊幸） 建設部長。
- 建設部長（笹原敏文） 今現在の計画の中でも進めておりますけれども、老朽化した住宅を建て替える。または長寿命化を図るために、改善事業を行っていく。こうしたものは新たな計画の中でも同じように位置付けをしながらやっていくことになるだろうなと思っています。ただ、そのベースになりますのが、一応今の計画もそうですけれども、10年間の計画ということで、新たな計画についても定めることとなりますので、この先10年間を見通した中で、必要戸数がまず一体何戸必要なのかと、そうした数の整理があった中で現状を踏まえて、当然今住んでいる方々もいらっしゃいますので、あえて引っ越しをさせてまで事業を進めていくのがいいのかどうなのかというようなこともございますので、そうしたもろもろのことを先ほど申し上げたような建て替えですとか改善事業、そうしたものを計画の中で位置付けていきたいなというふうに考えています。
- 議長（寺林俊幸） 荒議員。
- 8番（荒 貴賀） 先ほどご答弁はありましたが、やはり札内地域では多少人口が多いということもありますけれども、やはり今回の作成計画の中でも17戸減らす計画になっています。やはりどこかで増築という計画は町として持っているのでしょうか。お聞きしたいと思いますのですがどうですか。
- 議長（寺林俊幸） 都市計画課長。
- 都市計画課長（河村伸二） 増築の計画を持つのかというお話ですけれども、それも先ほどお話ししたように、推計をした上で住宅の在り方というのを、団地の在り方というのを検討していかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 根本的な話になってしまうのですが、やはりまずは推計を建ててから計画を持つ。どういったものを建て替えていくのか等を、図っていくというのもまた大切なのかなというふうに思ったものですから、これから図っていくというお話ですので、ぜひそういったところも考えていただければと思います。

あと、現在の社会情勢について少し触れたいのですが、格差と貧困がすごく広がっています。きっとこれからも住宅を求める声は一定程度発生すると思います。きっと人口ビジョンでは、少子化ということで公共施設についてもそういった方向性が持たれるという方向もあるのかもしれませんが。しかし現実的には生活が厳しい世帯が大変厳しくなっている。特に住宅にかかる費用はすごく大きいのです。そうしたところで生活を圧迫していく、やはりそれだけではなくて国保の問題や介護保険料の問題、負担がすごく増えているのです。特に高齢基礎年金が満額で6万5,000円しかありません。年金暮らしで単身世帯の高齢者が、家賃3万円払った場合、手元に残るのが3万5,000円しかなくなるのです。持ち家か高齢住宅でなければ暮らしていけない状況になるのです。きっとこういう世帯が増えていくのだろうというふうに想定されます。特にほかにもひとり親世帯の住宅貧困もすごく顕著です。特に最近テレビやニュースでも報道がありますとおり、国民生活基礎調査が4年に1回行われておりまして、2016年と少し古いのですが、貯蓄がない母子世帯が37%、借金、借入れがあるという方が28%です。切り詰めて生活する世帯がやはり家賃負担にのしかかる様子が、本当に目に浮かびます。こういったところも計画に備えて取り組むことが大変重要であろうと思いますので、こうしたことを念頭に置いた計画を、ぜひ次の計画で練り上げていただければと思います。今、特に札内地域では待っている方がいらっしゃいます。私も最初の通告書でも書きましたが、入居を待っている方が本当に多いのです。やはりそういったことも考えた定住対策を考えていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） ご存じのとおり公営住宅自体は、低額所得者が住宅に困窮しているという状況にある方々に入居をしていただくということですので、今、荒議員がおっしゃいましたような低収入の場合、またひとり親、母子家庭の場合といった方々については、当然入居の対象になってくるものだろうと思っております。先ほど答弁の中でも若干の待機者がいるような状況の説明はさせてはいただいたのですが、これまでに例えば札内でありまして、1倍を切る低倍率が近年続いておりました。町営住宅だけではなくて、道営住宅でも現状十数戸空きがあるという状況にもなっております。また昨年度の中で、一部例えば2倍以上、1部屋に2世帯3世帯の希望があって、結果として待機者が出てしまう状況もありましたけれども、ただその直後において同じようなお部屋で公募をしても、手が挙がらないというような状況もございます。かつては何回も応募を頂いて、7回落選すれば優先的に入居できるというようなことでやっと入居したというような状況もございましたけれども、やはり近年は、人口減少の影響もあるのか低倍率、また再度の応募もないというような状況もございますので、繰り返しにはなるのですけれども、まずは必要戸数を十分今後において推計をした上で、必要な方、低収入ですとか当然母子家庭の世帯ですとか、そうした方々の居住の確保に図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 分かりました。理解いたしました。

では、住宅を求めて相談に町にいらした際、本町地域に空いている住宅を紹介していただいたという方のお話を聞いたのですが、しかしすぐそこに住むことができなかったそうです。いわゆる手直しして入居しなくてはならないということになったそうです。やはり一月近くかかると言われて、結局その方、ほかの町村に移ったそうなのです。要は町内の公営住宅で、今日、明日入居できるという環境にないのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 都市計画課長。

○都市計画課長（河村伸二） 今、本町で管理しております随時募集の住宅につきましては、直ちに入居できます状態になっておりまして、今、荒議員がおっしゃられましたようなケースというのは、退去した後、まだ修繕に時間がかかって入れなかったというケースかというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 分かりました。そのように受け止めていきたいと思えます。私が聞いた話だと、空いてはいるのですけれども老朽化が激しくて、なかなかその施設を直してから入居するというような話も聞いていたものですから、実際はそうではないということですね。分かりました。そういった方向で理解していきたいと思えます。

では、先ほどの答弁でもありましたが、公営住宅はやはりセーフティーネットとしての役割が大変大きくありますので、生活が厳しい、本当に困窮されてくるという方も本当にいらっしゃると思えますので、そうした方に提供できるようにしっかりと対応していただければと思えます。

ここで一つ問題がありまして、町内の古い公営住宅は、町営住宅もそうなのですが、浴槽や湯沸器などを自前でそろえる必要があるところがあります。生活が厳しくて公営住宅を求めても、整備を整えるようまとまったお金を捻出することができないということで、断念するというお話をお聞きしました。やはり本当は入りたい、しかし設備を整えることができなくて、入居することが難しいという声もありました。やはり町として浴槽や給湯器について、何らかの改善を図られるべきではないかと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 都市計画課長。

○都市計画課長（河村伸二） 今後におきまして、団地建て替えはもちろんですけれども、改善していく部分につきましては、当然近年ではお風呂がないですとか、ボイラーがついていないというのは、民間住宅でも見受けられませんので、公営住宅についてもそのような整備を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 要は今後の建て替えですとか改修計画の中でそういったものを整備したいということですか。それともこれから整備をしていきたいということでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 都市計画課長。

○都市計画課長（河村伸二） 整備についても、やはり多額の費用を要しますことから、基本的には国の交付金を使って実施したいというふうに思っております、その中でやはり計画に位置付けないと交付金該当になりませんので、そうしたことで計画を位置付けた上で改善していきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 分かりました。では次期計画の中に反映されるというふうに期待して、次に移りたいと思えます。

今年5月に、5年に1度見直されています住生活基本計画、今年、閣議決定されました。そこには高齢者が安全に安心して生涯を送ることができるための改善と供給というのが明記されています。これからどう具体化され実施されていくのかというところを、今後問われていくと思えますので、生活が厳しい世帯にとって大切な住宅です。今後の改善に期待して、次に移りたいと思えます。

建て替えについてです。町内でも老朽化している住宅があります。昭和40年代の住宅がまだ多くありまして、順次更新というお話を今お聞きしたところではありますが、住む方も高齢になってきていまして、やはりバリアフリーでないのです。特に段差がすごく気になります。今は大丈夫かもしれませんが、今後本当に心配されるところであります。また住宅前に舗装化されていないために、除雪やいわゆるカートを押して買物から帰ってくる時にも、やはり苦勞されているというお話を聞いています。早急に改善が必要とも考えますが、こうした認識について、町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 都市計画課長。

○都市計画課長（河村伸二） 先ほど改善の話をお話ししましたが、これから改善していく住宅については、設備機能は当然ですけれども、バリアフリーを重点的に考えたいと思いますが、古い団地で平家の住宅などは住宅の前の舗装をしておりますが、多少がたついたりひび割れがあったりということで、それはもう個別に対応して、修繕が進むとあらば修繕したいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 砂利道なのです。舗装されているところでも簡易舗装をまたかけるといのは分かるのですが、完全に砂利を置いただけの状態のところ、やはり舗装となるとかなりの支出が考えられると思うのですが、現状をもう少し確認していただきたいというふうに思います。特に更新日時や改修工事もそうなのですが、やはり計画を持って順次設計となると、やはり5年とかやっばりかかってくるのかなと思います。今、昔から住んでいる人は、本当にずっと昔からそこに住んでいる方がほぼほぼなものですから、やはり早急に改善して、幕別町はこういったところも手を差し伸べてくれるのだねということをやはり実施していくべきだと思うので、新しい建て替えもそうですが、今ある住宅の環境改善という意味でも、しっかりと対応していただきたいと思うのですが、そこら辺についてはよろしいですか。

○議長（寺林俊幸） 都市計画課長。

○都市計画課長（河村伸二） 日常点検の中では確認しながら、不具合のところは改善するように努めたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 分かりました。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

建て替えの計画の長寿命化ということで、今記載されておりました。別の視点で一つ提案したいと思うのですが、一つはコミュニティの問題です。日本全国で高齢化社会が進みまして、その対応が今求められています。幕別町の町営住宅も60歳以上の高齢化率が今41%と、すごく高くなっています。それに加えて住民同士の関係性がコロナによってさらに希薄になる。コミュニティの衰退がさらに大きな問題にもなっています。コミュニティの問題はコロナの前から多少はあったのですが、やはりコロナによってさらにそういった問題が顕在化されてきました。

金沢、川崎、三重もそうなのですが、「高齢化等に対応した市営住宅のあり方検討会」というものをもって議論をしています。要は今後の町営住宅、ここは市営住宅になるのですが、どのようなものがよいのかというように、住民や有識者の方で議論をして、まちづくりの視点ですとか、そういった今後の町営住宅の視点ということで協議していくという方法が行われているところが増えてきました。金沢市の例を挙げますと、「金沢市高齢化等に対応した市営住宅のあり方検討会」というところ。ここでは、今日的な在り方を述べておまして、「住みたいまち、暮らし続けたい、『交流拠点金沢市』の住まい・暮らしづくり」ということを基本理念に持って、市営住宅を、人口減少社会においても、困窮する社会に、厳しい世帯のセーフティーネットとしての機能向上を図る目的とともに、福祉を意識した市営住宅の行政の実践が大切であると述べています。いわゆる住宅行政に福祉の視点を取り入れるべきだということに言っているのです。幕別町もそうした考えが必要ではないかと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 都市計画課長。

○都市計画課長（河村伸二） 今後の建て替え等の計画ですとか、そういうものについて本町でも公営住宅委員会という委員会を持っておりますので、そちらのほうと委員さんのご意見を伺いながら、それらの今後の建て替え等を計画に反映させていきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 今、一つの金沢市の例ではあるのですが、高齢化が進んで町営住宅においても、高齢者たちの集いの場として、空き室の利用ができないかということもありました。いわゆる本来住宅困窮者への賃貸が目的ですので、本来の目的とは違うのですが、公営住宅法の改正によりまして、住宅用途以外の使用も可能になり、少しずつですが住民の地域の支援活動の場としても使用で

きる事例が増えてきています。幕別町、札内でも文京町のとかち野団地では、専門の集会室を持って住民が集う場所があります。現在はコロナの影響から利用がかなり制限されていますが、集会の利用状況を見ますと、利用者が少人数、住民同士でのつながりがとても深く、助け合いですとか、協力声かけ、本当に活気があるのです。特に団地の方がそこに住む方の事情をよくご存じで、体が悪いからといって、私が代わりにやっていますという話ですとか、ごみの分別について、その団地内でお話をしたりですとか、やはり日常的に集まれる場があることで、すごくそういった会話、議論が発達しているのです。そうしたところを日常的に持っている団地が、すごく協力体制が出来上がっているなというふうな印象を受けました。町もこういった視点を取り入れる必要があるのかなと思ったものですから、今回そう提案させていただきたいのですが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） とかち野団地の関係につきましても、これまでも議会の中でも何度かお話しさせていただいていたかと思うのですが、道営住宅が先導的な形で事業として取り組んでいただいたものであったというふうに記憶をしております。ただ、幕別町のとかち野団地を最後に道営住宅も道内での整備を終えまして、類似の施設が民間でもあるというようなこともあり、現状ではそうした住宅の整備というのは、公的な賃貸住宅の中では執り行われていないのではないかなというふうに考えています。

公営住宅、高齢者の方々が不安に思っていることというのは、たくさんあるというのは見聞きもしておりますし、自分自身も感じることもあります。ただそれは公営住宅の中で、それらの全ての機能を補完するということが、果たして本当に適当なのかという議論も、一方ではあるのではないかなというふうに思います。私は担当時代にも経験をいたしましたけれども、お独りでお住まいで若干認知症にかかれて、お独りで住むことがなかなか厳しそうの方で、それを近隣の方々に教えていただいて、ご家族の方にお話をつないだというようなこともございましたけれども、公的な賃貸住宅でいることで、居続けることが本当に高齢者の方々の安全・安心な住まいの確保につながるのかということもございますので、新たな計画の中でも一部考えなければいけないことなのかもしれませんけれども、まずは高齢者の方々もそうですけれども、高齢者以外の方々、原則としてやはり住宅に困窮する低額所得者の方々の住まいの確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 分かりました。建設部長の熱い思いは受け止めたいと思います。

要は生活困窮者が住むにつれて、そこにはコミュニティ、そこには健康増進、そこには長く住み続けられる状況というのは、ただ住宅を整備するだけにはとどまっていけないのかな。やはりそこにはそれこそみんなが協力し合っているというような問題も出てくるのかなと思っています。昔の団地造成とはまた違いますけれども、今の状況を考えますと、そういった視点も取り入れていくことも大切なことだと思います。

特に昨今の経済状況を見ますと、先ほどお話ししましたが、厳しい世帯が抜けさせるような状態にあるのかという意味では、すごく問題があります。要は町営住宅に住んで、そこで最後まで住み続けていくことは、私は幸せなことなのではないかなと思っています。やはりそういったところも考えていく必要があるのではないかなと思います。特に最近ですと持ち家の方がやはり大きい家になってきたりですとか、家を維持することに困難になってきたことから、家を手放して公営住宅というお話が増えてきています。そうしたことから、公営住宅の今後の、今までは持ち家があったから収入が低かったけれども、何とかなってきた。でもこれからは持ち家ではなかなか厳しい状況になってきた。いわゆる住み方の問題になったと思います。それは住民の方の余生の過ごし方なのであれですけれども、やはりそういった意味でも公営住宅というものが求められているのではないかなというふうに思います。そういったところもしっかり町としても吸収しながら対応していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） ご自宅を手放されるというのは、ちょっと極端な例なのかなとは思いますが、現に手放すことになったというような状況になった場合にありましては、収入基準の問題もございませぬけれども、場合によっては入居することが可能なのかなというふうに思います。ただ、いづれにしても、繰り返し申し上げますけれども、収入が極めて低い方々のための住宅ということになっておりますので、そうした入居基準に合致する方の住まいを確保しながら対応することになるかなというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 私が話したのは、想定で話したわけではないのです。現にそういう方が住んでいたのです。現にそういう方がいるのです。実はそこに住んでいたのです。だけれども家を手放してこちらの住宅に住むようになったのですという方が、現にいらっしゃるのです。そんなに多くないのかもしれない。しかし住み方、その方の将来の過ごし方という意味では、やはり家を管理して、そういった状況になってきたときに大変になってきたので、公営住宅にというお話があります。どこの世帯も家はありますけれども、生活的に厳しいというのが、どこもそうなのです。どこも裕福なところがそんなにそんなにあるわけではありません。ただ、持ち家があるから、そこで頑張っている。しかし旦那さんが亡くなった、奥さんが亡くなったという中で、ここで独りでのいるのは大変かなという中で、やはり公営住宅に住むという方が増えてきているのです。そうしたところも公営住宅の今後の需要としても考えていく必要があるのではないかという意味で、お話しさせていただきました。いろいろやり方があるので、ぜひ町としてもそういったことがあるということを確認していただきたいと、思います。

次です。特定公共賃貸住宅について少しお話を聞きたいのですが、いわゆるここは公営住宅の制限を超える中堅所得者の方に入居してもらおうということを目指して進めてきた賃貸住宅であります。町内でも忠類や幕別本町緑町にもあるのですが、公営住宅、特定公共賃貸住宅についての町の評価についてお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 都市計画課長。

○都市計画課長（河村伸二） 特定公共賃貸住宅の評価でございませぬが、本町におきましては緑町に単身者住宅を管理しております。現在のところは4戸程度空きがございませぬ。あと本町地区ということと、あとは単身者限定ということで、場合によっては応募が過多になることもありますけれども、今のところ現状はちょっと空きがあるような状況で、あと忠類についても同じく空きがある状態でございます。これらについては、荒議員がおっしゃられるように、収入基準が一般の公営住宅と違いますので、多くの方に利用できるような体制になっておりますので、これらについても引き続き管理をして、入居をしていただくような努力をしたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 分かりました。評価についてお聞きしたかったのですが、なぜ特定公共賃貸住宅が建てられたのかということをお聞きしたかったのですが、例えば今後も整備するというお話でしたので、理解したいと思います。ということはかなり空きがあるということなので、今後は計画をしていくということはないのかと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） それも併せて来年度、計画の中で検討することになるかなと思っておりますけれども、その中で必要戸数、繰り返しになりますけれども、必要戸数から始まって、それぞれの地域の中で民間賃貸住宅との兼ね合いですとかもございませぬので、そうしたことを含め検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） この特定公共賃貸住宅はいわゆる家庭が大変に住むというようなところではなくて、どちらかという住居をあっせんするというか、地域に住んでもらうということがメインで、こ

の間、造られてきたのだと思います。そういったところは、今果たしてきた役割とか、今後の将来性についてはどうだったのかということでも少しお聞きしたかったのですが、今後検討していくということですので、ぜひその次期計画の中で反映していただければと思います。

次に、子育て世帯向けの公営住宅について少しお聞きしたいのですが、これも提案になるのですが、十勝管内でも平家の一戸建てが増えていきます。安心してその地域に住み続けることを目標に整備されてきています。公営住宅に住む方から、3LDK で住んでいる方なのですが、子どもがたくさんいまして、布団や子どもものものが大変あふれかえって、4人ぐらいだったら、これぐらいでもいいかもしれないのですけれども、5人になったらすごく手狭になっています。それでも安く住めるのでありがたいですというお話がありました。多子世帯に対応した公営住宅についても考えていく必要があるとは思いますが、その辺については町の考えはどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 都市計画課長。

○都市計画課長（河村伸二） 子育て世帯の住宅でございますが、子育て世帯につきましても、基準を満たせば十分に入れる住宅というの、現在、本町地区におきましても忠類地区におきましても、随時募集を行っているところがあります。また道営住宅のあおば団地にも子育て専用の、条件はございますが、整備されております。8月末現在では1戸空いているというふうにお聞きしているところがございますが、それらの紹介も合わせてしていきたいなというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 人数の多い世帯の方々の入居ということで、この建て替えに合わせまして、おおよそ4戸に1戸ぐらい3LDK のサイズの間取りの住戸整備というものを、ここ桂町東団地の建て替えから行っております。なおかつ直前で道営のあおば団地が整備されたということもございましたので、そこで取り入れていた、そうした若い世帯向けの住居設備といいますか、そうした考え方の住戸整備ということもやっておりますし、あとは間取りも昔と居住スペースも面積も以前とかなり古い住宅から見ると広めになっておりますので、そうした住戸で人数の多い世帯について対応していけるものだというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 今、道営住宅の子育て世帯向けのあおば団地のお話がありました。あそこはかなり限定的なのです。いわゆる子どもが中学生までしか入れないとか、要は18歳までしか入れない。いわゆる子どもが大きくなってしまっていると出なければいけない。本来であれば住宅政策としていかなものかと私は思いますけれども、そういった制度であるものですから、あれなのですけれども、そこで住み続けることができないのです。いわゆる例えばですけれども、そこに住み続けることによって、その地域の人たちの知り合いができる、コミュニティができる、将来と言ったらあれですけれども、そういう地域のつながりができるのですけれども、そこで住む人たちは必ず出なくてはいけない。わざわざそこに、地域のために何かしようかという思い、なかなか生まれてこないようなことも考えられるものですから、やはりそこで住み続けられるというものを大前提に住宅整備はしていくべきではないかなというふうに思っています。

先ほど部長のご答弁でありましたとおり、近年は床平米がかなり広がっているというのは認識しているところであります。それでも、今お話ししたとおり、3LDK で住んでいる人たちでも、5人だったら厳しいという話であります。そんなに多くあるわけではないと思うのです。単純にたまたまその方が、そういう方がいた、そしてそういう方がそこに住んでいたという状況なのかもしれません。十勝管内を見ましても、多くの方を、多子世帯に対応した公営住宅というものが、どこにでもあるわけではないものですから、幕別としてもそういった政策を打ち出すということも、また一つの手なのかなと思ってお話しした次第であります。

いわばそういった方は、十勝管内で家を探しているのです。古くて広い家ないかな、安く広い家ないかなという中で、そういった話でいろいろなところで移り住んでいくという話もありますから、そういったところで幕別町に引がかかっていただけのような対策も取っていくこともあってもよいのか

なと思って、提案をさせていただきました。特に子どもがたくさんいると大変なのです。環境整備が大変重要です。兄弟が多いと集中できなくて勉強ができないというお話も聞きます。そもそも場所がなくて大変ですとか、本当に民間住宅の借入れ、いわゆる住宅セーフティーネットの活用なども今後考えていく必要があると思うのですが、住宅セーフティーネットの活用については、町としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 都市計画課長。

○都市計画課長（河村伸二） 今、子育て世帯で大人数で暮らす部屋が狭いというお話でございましたが、本町におきまして、今5人以上の世帯でお住まいになられている方は20世帯ございます。パーセンテージにしますと、3%程度の戸数になりまして、公営住宅は先ほどの部長の答弁もございましたように、低廉な家賃で住宅に困窮している方がということ、まず目標に整備しておりますので、5人以上、大人数世帯の家庭がこのままでいいのかという問題もありますけれども、まずは今、需要が一番多いのが2LDKの団地が今は非常に需要があります。3LDKが少し空きがある。札内でも空きが出るというような状態でございますので、まずは需要の高いところから整備していきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 私もその辺は伺っています。2LDKで单身の方が、先ほどもお話ししました、单身の方が住みたい、3LDKでは大きいので、1LDKがないので2LDKということになってくるので、多分2LDKを求めている方が増えてきているのかなというふうに認識しております。

というのは、先ほど多子世帯のお話をしましたが、公営住宅法には、整備基準が第5条にありまして、公営住宅の整備は国土交通省で定める基準を参酌して、事業主体が条例に定めて整備基準に伴い行わなければならないとされています。この基準が、1戸最低住居面積基準、1人当たり25平方メートルということでありまして。要は1人25平方メートル以上の住宅を確保することが求められていますということで、住宅整備が行われてきています。そうした状況から、当然3LDKですから3人世帯の状況で、75平方メートル以上ということ整備されてきたのかなと思いますが、そういったことも入れて鑑みながら、多子世帯に対応した住宅設計というものを考えてもいいではないかと思えます。要は多子世帯だからといって生活が別に裕福とかそういうわけじゃない。そういった公営住宅に住んでいるということであるということ、まず第一の条件としているという認識にまず立って、そうした人たちがそこに住んでいる。その状態でも厳しい公営住宅の設置基準からいかなものかといった状況もありますので、そういったものを鑑みて整備をしていくことも必要ではないかと思うところではあります。その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 公営住宅については、公営住宅法に基づいて建設したものが、公営住宅というふうには呼べるものでありまして、決定的なものが国からのお金を頂いて整備をしているというものになってまいります。公営住宅は普通の民間賃貸住宅のアパートの家賃算定基準に当てはめて考えますと、7万円、8万円といった家賃になるところ、一般的な収入基準でいきますと、その3分の1ぐらいの家賃で入れるというものになっております。ということで、国からお金を頂いて整備をしている。やはり一定程度の基準を持って当然やらなければならないということになってまいります。公営住宅の中で全ての方々が住まわれるような住宅を整備するそもそも必要、そもそもあるのかということにもなってまいります。町の中には公的賃貸住宅以外にも民間の賃貸住宅もたくさんございますので、そうしたものを勘案しながら、必要戸数というものを定めております。そうしたことで公的賃貸住宅の中では、あくまで3LDKなどの住宅整備ということになっておりますけれども、そうした中で繰り返しになりますけれども、本当に収入が低くてご自宅がないといった住宅に困窮する方々の住宅整備、住戸整備に、確保に当たってまいりたいというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 私が説明したのは、20ぐらいの世帯が5人以上の家庭で、公営住宅に住んでいる

というのが第一条件。要は民間住宅というお話がありましたが、民間住宅で厳しいから公営住宅に来ている、まずそこを認識していただきたいなと思います。だからこそ住宅整備を行うべきではないかということで、私はお話しさせていただいたところでもあります。そういったことも考えて整備していただきたいなと思いますので、なかなか平行線になりますので、この辺にしたいと思いますが、住み替えについてです。内容については理解いたしました。住宅整備時には対応していくということでもあります。

そこでひとつお聞きしたいのですが、敷金についてなのですが、住み替えをするとき、そのときに敷金についての取扱いについてはどのような扱いになりますか。要は一度契約を解除して新たに契約をするということになるのだと思います。そのための敷金の取扱いについてお聞きしたいと思いますが、どうなっていますか。

○議長（寺林俊幸） 都市計画課長。

○都市計画課長（河村伸二） 住み替えのご関係だと思えますけれども、住み替えの住戸につきましては、従前の住宅の敷金を頂いて、そのまま継続して新しい団地に行くことになっております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 分かりました。それを聞いて大変安心したところでもあります。結構気になる方もいらっしゃるものですから、ちょっとお聞きしたところがありました。

次に、減免規定についてお聞きしたいと思います。この間、新型コロナウイルスによって、家賃の減免については個別対応というお答えでしたが、この間、どれほどいらっしまったのかについてお聞きしてもよろしいでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 都市計画課長。

○都市計画課長（河村伸二） コロナ関係のご質問ですが、コロナの減免相談につきましては、公営住宅は基本的には町長答弁にもございましたように、収入が減少した方が対象ですので、本人の申出がない限り収入が減りましたよという申請で減免になりますので、全てが全てコロナかどうかということところはちょっと把握し切れていないところはあるのですが、我々の把握している中では、令和2年度につきましては、4世帯の方がコロナということで我々がお聞きしているところで、今年度につきましては、8月末現在であります、3世帯の方がコロナの影響により収入が減少したので、減免申請しますというような申出がございました。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 了解いたしました。従来の減免規定をもって対応するというところでありましたので、減免してほしいという声が4件、3件とありますが、その中で十分足り得るということで認識したいというふうに思っております。そこで一つ確認したいところではありますが、減免規定の期間が申請から1年間有効であるというふうに思っていたのですが、それについては間違いありませんか。

○議長（寺林俊幸） 都市計画課長。

○都市計画課長（河村伸二） 減免の期間でございますが、収入の減少の仕方、働き方ですとか、年金暮らしの方ですとか、そういうような条件によって、3か月、6か月、12か月ということの3段階になっておりまして、3か月後また所得が変わらなければ、引き続き申請していただいてというような流れになっております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 時間もないので、これからも福祉課、住民生活課と連携して、住居が入居を希望される方に提供していただけるよう求めまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、14時15分まで休憩いたします。

14:00 休憩

14:15 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[委員会付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第3、議案第61号から日程第12、議案第70号までの10議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第61号から日程第12、議案第70号までの10議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、議案第61号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第61号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の7ページ、議案説明資料の1ページをお開きください。

昨年5月15日に開催されました令和2年第1回町議会臨時会において、国の財政支援措置に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、感染症に感染した被保険者が休業しやすい環境を整えることを目的に、保険給付として傷病手当金の支給を特例的に行う「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例」を制定したところであります。

議案説明資料の1ページをご覧ください。

国の財政支援の適用期間の延長に合わせて、これまで4度にわたり改正を行い、現行の附則第2項は、「この条例は、令和3年9月30日限り、その効力を失う」と規定しております。

本年8月5日付で、厚生労働省から「令和3年10月1日から同年12月31日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができない期間についても財政支援の対象とする」と通知が出されましたことから、本町においても失効日を「令和3年12月31日」に改めようとするものであります。

議案書の7ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は公布の日から施行すると定めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第62号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び日程第5、議案第63号、幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第62号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第63号、幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の8ページ、議案説明資料の2ページをお開きください。

はじめに、議案第62号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料の2ページをご覧ください。

本条例は、子ども・子育て支援法に基づき、認定こども園、幼稚園、認可保育所を意味する「特定教育・保育施設」と、家庭内保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を意味する「特定地域型保育事業」の運営に関する基本的な基準、いわゆる運営基準を定めております。認定こども園や認可保育所、家庭的保育事業者などが、同法に基づいて町が支払う保育などに係る給付費の支払い対象となるために満たすべき基準を定めているものであります。

同法は、市町村が、基準を定めるに当たっては、国の定める基準に従い定めるものとしており、このたび、国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」が改正され、特定地域型保育事業者の特定教育・保育施設との連携の要件が見直されましたことから、所要の改正並びに文言整理を行おうとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第42条は、特定地域型保育事業者の連携施設の確保について定めております。

3ページになりますが、同条第4項は、昨年、令和2年第1回定例会において、「家庭的保育事業などの特定地域型保育事業者による3歳未満児の保育提供終了後の連携施設の確保が著しく困難な場合には、連携施設に受け入れて教育・保育を提供するとする要件を適用しないことができる」と改めた規定であります。

このたびの改正は、「特定地域型保育事業者による3歳未満児の保育提供終了後の受入施設の確保」規定の適用除外規定を追加するもので、改正前の第4項本文を第4項第2号とし、第1号として、「町長が保育施設の調整を行うに当たり、特定地域型保育の提供の終了後において、優先的に取り扱う措置を講じているときや、保護者の希望に基づき、必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき」を追加するものであります。

第5項は、文言整理であります。

議案書にお戻りいただき、8ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第63号、幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の9ページ、議案説明資料の4ページをお開きください。

本条例は、児童福祉法に基づき、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の設備と運営の基準、いわゆる認可基準を定めております。

同法に基づく家庭的保育事業などとして、町が認可をする際の基準を定めているものであります。同法は、市町村が、基準を定めるに当たっては、国の定める基準に従い定めるものとしており、このたび、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正され、保育所等との連携の要件が見直されましたことから、所要の改正並びに文言整理を行おうとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

議案説明資料の4ページをご覧ください。

第6条は、保育所等との連携を定めております。

同条第1項は、文言整理であります。

5ページになります。

同条第4項は、昨年、令和2年第1回定例会において、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例と同様に改めた規定であります。

このたびの改正は、議案第62号と同様に「家庭的保育事業者等による3歳未満児の保育提供終了後の受入れ施設の確保」規定の適用除外規定を追加するもので、改正前の第4項本文を第4項第2号とし、第1号として、「町長が保育施設の調整を行うに当たり、家庭的保育等の提供の終了後において、優先的に取り扱う措置を講じているときや、保護者の希望に基づき、必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき」を追加するものであります。

第5項は、文言整理であります。

6ページをご覧ください。

第23条第2項第2号は、文言整理であります。

第37条第4号は、居宅訪問型保育事業者の保育提供の類型に保護者の疾病等により家庭での養育が困難な場合を新たに加えるものであります。

議案書にお戻りいただき、9ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第62号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議案第63号、幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第64号、幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 64 号、幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 10 ページ、議案説明資料の 7 ページをお開きください。

児童福祉法の規定に基づき、市町村は、放課後児童健全育成事業、本町においては 6 つの学童保育所、これを設置して、当該事業を実施しておりますが、この事業の設備と運営について、条例で基準を定めなければならないとされております。

条例は、国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に定める基準について、その規定を市町村が参酌して定めることができるよう、令和 2 年 4 月に緩和されたところであります。

このたび、同基準が改正され、放課後児童支援員の認定資格研修の実施者の追加と放課後児童支援員の資格要件に係る経過措置の延長が定められましたことから、国の改正内容を参酌し、国の改正と同内容の改正を行おうとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

議案説明資料の 7 ページをご覧ください。

第 10 条は、放課後児童支援員の設置と資格要件について定めております。

第 3 項は、放課後児童支援員は、同項各号のいずれかに該当する者で、認定資格研修を修了したものでなければならないと定めております。

これまで、当該研修の実施者を都道府県知事に限定しておりましたが、指定都市または中核市の長を追加するものであります。道内におきましては、札幌市、旭川市、函館市の長が実施者に、札幌市はもともと入っておりますが、追加されるものであります。

8 ページをご覧ください。

附則第 2 項は、放課後児童支援員の認定資格研修の修了に係る「みなし規定」について、「当分の間」と改めるものであります。

議案書にお戻りいただき、10 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は公布の日から施行するとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 65 号、幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 65 号、幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 11 ページ、議案説明資料の 9 ページをお開きください。

幕別町の一般廃棄物の処理につきましては、現在、幕別地域は十勝圏複合事務組合で、忠類地域は南十勝複合事務組合で、それぞれ構成する 15 市町村と 3 町とで共同処理を行っております。

令和 4 年 4 月から忠類地域の家庭系・事業系を含めた、全ての一般廃棄物の処理を十勝圏複合事務

組合の共同処理に移行することに関して、関係機関の間で協議が調いましたことから、これを機会に合併協定締結時からの懸案でありました「ごみ処理手数料の統一」を内容とした条例改正を行おうとするものであります。

併せて、大型ごみの処理手数料の算定方法を重さに応じた重量制から1個当たりの個数制に見直すため、所要の改正を行うものであります。

このたびの条例改正に先立ち、昨年11月17日に幕別町廃棄物減量等推進審議会に対し、可燃ごみ・不燃ごみの処理手数料の現行料金の据え置きと、大型ごみの処理手数料の見直しについて諮問し、本年2月4日に原案を是とする答申を頂きましたことから、条例改正を提案するものであります。

議案説明資料の9ページをご覧ください。

平成17年2月25日に署名調印されました「合併協定書」においては、協定項目「各種事務事業の取扱い」の中の「環境衛生事業の取扱い」に、「ごみ収集については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする」とし、「ごみ処理手数料については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度から5年度以内に統一する」と定めておりました。

この協定を受けて、平成18年2月6日の合併以来、条例附則第4項において「編入前の忠類村の区域における一般廃棄物のごみ処理手数料は、当分の間、次のとおりとする」として、合併前の忠類村のごみ処理手数料を適用してまいりましたが、令和4年4月からの十勝圏複合事務組合での共同処理への移行に併せ、統一する今年、この経過措置を削るものであります。

このたびの移行に際しましては、昨年7月にパブリックコメントを実施するとともに、忠類地域11か所で「十勝圏への移行と料金の統一」などについての地域住民を対象とした説明会を開催いたしましたが、本年10月には、改めて「料金改定とごみ収集方法の変更」などに係る説明会を開催することとしております。

10ページをご覧ください。

別表第1は、ごみ処理手数料とし尿処理手数料を、区分に応じて手数料の金額を定めております。

左側の「現行条例」の別表第1をご覧ください。

40リットルの指定ごみ袋に入らない大きさのごみを「大型ごみ」として、事前予約制により収集しております。

表の中段に記載している「大型ごみ」の収集区分と金額は、現行10キログラムまで100円、30キログラムまで200円、50キログラムまで400円、100キログラムまで600円と設定しており、大型ごみの種類ごとに、その重量に応じて、同じ種類のものが3個あれば、3個の総重量に応じて、手数料をご負担いただいております。

従来から、「家庭で大型ごみの重量を計測することが困難である」といったご意見が数多く寄せられており、その結果、収集時に重量超過が判明し、後日、追加料金をご負担いただく事例も生じておりました。

このように、的確な重量把握が困難なケースがあることに加え、一般家庭から排出される大型ごみのほとんどが1個当たり50キログラム未満であることから、右側の改正条例に記載のとおり、個数制に区分を改め、「1個につき50キログラムまで」を収集範囲に改めようとするものであります。

ごみ処理手数料の金額は、近年の燃やせるごみ・燃やせないごみの1年間の収集運搬経費に占める手数料収入の割合を、大型ごみの1年間の収集運搬経費見込み額に乗じて、年間に収入すべき手数料収入総額を算出し、その額を大型ごみの年間排出個数で除して求めた金額の200円と定めようとするものであります。

議案書にお戻りいただき、11ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1項は、本条例の施行期日を令和4年4月1日からとするものであります。

第2項は、忠類地域の一般廃棄物の処理の移行に伴う経過措置を定めるものであります。本条例の施行の前日、令和4年3月31日までに購入した忠類地域の指定ごみ袋で使い切れなかった分は、令和

5年3月31日までの間、1年間でありますが、引き続き使用できるよう、経過措置を設けるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第66号、幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第66号、幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の12ページ、議案説明資料の11ページをお開きください。

幕別町は、幕別町企業開発促進条例に基づき、企業の立地を促進するため、町内に事業場を新設または増設する企業に対する助成措置や、固定資産税の課税免除並びに融資のあっせんを実施しているところであります。

固定資産税の課税免除の対象を規定している条文において、引用している法令等が改正されたことから、当該条文の一部を改めるとともに、必要な文言の整理を行うものであります。

議案説明資料の11ページをご覧ください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第9条は、固定資産税の課税免除の対象を定めております。国の法律において課税免除規定を定めている固定資産に関して、本条例に規定し、課税免除を行うこととしているものであります。

現行条例の第1号は、その対象を「農村地域工業等導入促進法第10条の適用を受ける家屋」などとしておりますが、同法で定めていた地方税の課税免除の条項が平成29年7月に廃止されたことから、削るものであります。

第2号は、令和2年10月1日に「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」が改正されたことから、引用条項を第25条から第26条に改めるとともに、課税免除の対象をより明確化するため、適用省令の相当箇所を追記し、本号を第1項とするものであります。

第3号は、「過疎地域自立促進特別措置法」が失効し、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が本年4月1日に施行されたことから、引用条項を改めるとともに、課税免除の対象をより明確化するため、適用省令の相当箇所を追記し、本号を第2項とするものであります。

第10条は、第9条の改正に伴い、文言整理を行うものであります。

議案書にお戻りいただき、12ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものとしてあります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第67号、土地改良事業計画の策定についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第67号、土地改良事業計画の策定について提案理由をご説明申し上げます。

別冊でお配りしております、議案書のはじめに6ページをご覧ください。

平成2年度から26年度までに施工された国営かんがい排水事業札内川第一地区及び札内川第二地区の施設は、この位置図に記載しておりますとおり、現在、その受益地域であります帯広市、中札内村、更別村と幕別町の4市町村で構成する、任意団体である「札内川地区かんがい施設維持管理協議会」が、図面左下部の札内川頭首工、いわゆる取水施設であります。この取水施設から4市町村にまたがる地域内の用水路までの維持管理を行っております。

1ページにお戻りください。

協議会で管理している施設の中で、国庫補助の採択要件を満たしている札内川頭首工と札内川導水路の維持管理について、国の基幹水利施設管理事業を活用して実施するために、その前提となる、土地改良事業の計画の概要を定めるにあたり、土地改良法第96条の2第2項の規定に基づき、議会の議決を頂こうとするものであります。

整備事業の当初の段階においては、国営造成施設の竣工後、平成27年度から本事業に着手する予定としておりましたが、平成20年度と24年度に大規模な導水管の破損事故が発生し、その導水管復旧のための札内川地区国営施設応急対策事業が本年度をもって完了予定でありますことから、令和4年度から本事業による維持管理事業を実施しようとするものであります。

議案書の2ページをご覧ください。

土地改良事業計画概要書であります。

「1、事業の目的」に始まり、「2、地域の所在・地積及び現況」では、当該地域の概況を記載しております。

3ページ上段の「オ、地域の地積及び農家戸数」をご覧ください。

本地区の受益戸数は、幕別町の88戸を含む563戸、受益面積は幕別町の3,488ヘクタールを含む1万9,570ヘクタールであります。

中段からは、「3、札内川頭首工及び導水路維持管理の要領」を記載しております。

「(2)維持管理すべき施設」は、最終行の「1)札内川頭首工1箇所」、4ページになります。

「2)札内川導水路」は、延長6,980メートルであります。「(3)維持管理の方法」は、取水の方法、導水の方法、洪水時における処置を記載しております。

5ページになります。

「4、費用の概算」に記載のとおり、維持管理費用は、年間980万円、令和4年度から13年度までの10年間の頭首工や導水路などの整備補修費総額は、4億7,380万円と試算しております。

国庫補助対象施設の管理費用負担割合は、国30%、北海道30%、関係市町村40%であります。国庫補助対象施設以外の管理費は、関係4市町村で負担する今年、関係4市町村は、それぞれの受益面積と必要水量に応じた割合で負担することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第68号、令和3年度幕別町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第68号、令和3年度幕別町一般会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,656万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ169億8,008万1,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、10目協働のまちづくり支援費1,370万円の追加であります。

マイホーム応援事業の申請者が予算の見込みを超えていることに加え、幕別本町地区の建築件数や地元業者による施工加算の増加に伴い、1件当たりの補助金額が増加しておりますことから、追加するものであります。

11目支所出張所費9万7,000円の追加であります。

10節は、本年11月に発行予定の新500円硬貨に対応するため、自動釣銭機の改修を行う費用であります。

11節は、札内支所の出納業務において、指定金融機関の北洋銀行による無償の集金業務が10月から有償化されることに伴い、安価で確実に支所から北洋銀行の会計管理者口座へ送金するため、札内郵便局から送金することし、これに係る振込手数料を追加するものであります。

22目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費344万円の追加であります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために開催が中止となった、まくべつ夏フェスタ、まくべつ産業まつり、忠類どんとこいむら祭りの代替事業として、主催者である観光物産協会が実施する、ドライブスルー産業まつり、どんとこいドライブスルー忠類、まくべつ応援スクラッチキャンペーンに要する費用を観光物産協会へ補助するものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、3目障害者福祉費797万2,000円の追加であります。

障害者自立支援給付事業及び自立支援医療費給付事業は、前年度事業の精算に伴う、国と北海道への精算還付金であります。

7ページになります。

障害者地域生活支援事業は、申請者の増加に伴い、身体障害者用自動車改造費補助金を追加するものであります。

11目老人福祉センター管理費50万5,000円の追加であります。

給水管の老朽化による取替え修繕に要する費用等を追加するものであります。

12目ふれあいセンター福寿管理費126万5,000円の追加であります。

給水設備の改修に要する費用を追加するものであります。

2項児童福祉費、3目施設型・地域型保育施設費157万6,000円の追加であります。

町立保育所維持管理事業は、遊具などの修繕に要する費用の追加、認定こども園等施設型給付事業、8ページをお開きください、前年度の保育所運営費に係る国と北海道への精算還付金であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目診療所費5万4,000円の追加であります。

忠類歯科診療所の診療機器の修繕に要する費用であります。

8 目新型コロナウイルスワクチン接種事業費 3,270 万 8,000 円の追加であります。

本年 3 月の補正予算では、ワクチンの接種体制を整備するための経費として、9 月末までの費用を追加したものでありますが、今回は 10 月と 11 月の 2 か月間に要する費用を追加するものであります。加えて、医師へのワクチン接種委託料に時間外加算と休日加算が設定され 4 月 1 日に遡及して適用されますことから、追加するものであります。

1 節報酬は、相談業務や集団接種会場で従事する会計年度任用職員身分の保健師、看護師、事務補助員に係る報酬、4 節は共済費、8 節は集団接種に従事する医師等に係る費用弁償、10 節は、接種会場でのグローブや手指消毒剤などの消耗品と冷凍庫の電気料を、9 ページになります、細節 70 は、消毒用アルコールなどの医薬材料費を、11 節はクーポン券等の郵送に係る費用などを、追加するものであります。

12 節の細節 5 は、医師に対するワクチン接種委託料であります。

細節 9 は、10 月から 11 月にかけてのワクチン接種に係るコールセンター業務委託料であります。

既に締結しております 4 月から 9 月までを期間とする契約は、予約受付、相談業務に加え、予約システムの提供と管理運営を含んでおりますことから、行政報告の際にも申し上げましたとおり、今後のワクチン接種業務の円滑実施を何よりも最優先に予算執行に努めてまいります。

13 節は、複写機借上料を、17 節は、パーテーションなどの備品の整備費用を追加するものであります。

6 款農林業費、1 項農業費、2 目農業振興費 3,698 万 4,000 円の追加であります。

産地生産基盤パワーアップ事業は、計画的な収益力強化に向け、高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換に対して総合的に支援する事業で、今回は小麦と大豆の作付面積の拡大を目標として、1 農業者団体がリース導入する小麦・大豆用コンバインに対する国の間接補助金であります。

10 ページをお開きください。

畑作構造転換事業は、持続可能な産地形成に向けた生産技術・作付体系の導入を図るため、てん菜省力作業機や土壌改良のための石礫、石と砂利になりますが、石礫除去機などの導入に対して支援する事業で、2 農業者団体に対する国からの間接補助金であります。

5 目畜産業費 125 万 1,000 円の追加であります。

令和 2 年度から 6 年度までを期間としている忠類地区の道営草地整備事業の事業量の増加に伴い、北海道と土地改良事業団体連合会に対する負担金を追加するものであります。

2 項林業費、1 目林業総務費 961 万 5,000 円の追加であります。

地球温暖化防止などの社会的ニーズに対応するため、苗木の安定的な供給体制の確立に向け、種苗生産施設等の設置を支援するものであり、1 事業者に対する国からの間接補助金であります。

11 ページをご覧ください。

7 款 1 項商工費、4 目スキー場管理費 41 万 6,000 円の追加であります。

白銀台スキー場で使用しているスノーモービルの修繕費用を追加するものであります。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路維持補修費 1,290 万円の追加であります。

道路施設維持事業は、道路側溝に堆積した土砂の撤去に要する機械借上料と街路樹の剪定等に要する経費を追加するものであります。

道路施設補修事業は、道路横断管等の補修工事費を追加するものであります。

12 ページをお開きください。

10 款教育費、5 項社会教育費、3 目町民会館費 8 万円の追加であります。

トイレのセンサーの修繕費用であります。

12 款職員費、1 項 1 目職員給与費 400 万円の追加であります。

新型コロナウイルスワクチン接種に関わり、10 月と 11 月の 2 か月間、平日、夜間と土曜日、日曜日の集団接種業務に従事する正職員の時間外勤務手当であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページまでお戻りください。

14 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林業費分担金 50 万円の追加であります。

忠類地区道営草地整備事業に係る受益者分担金であります。

16 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目衛生費負担金 2,083 万 5,000 円の追加であります。

新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金であります。

2 項国庫補助金、3 目衛生費補助金 1,587 万 3,000 円の追加であります。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金であります。

17 款道支出金、2 項道補助金、4 目農林業費補助金 4,697 万 4,000 円の追加であります。

1 節は、産地生産基盤パワーアップ事業及び畑作構造転換事業に係る道補助金、2 節は忠類地区の道営草地整備事業に係る道補助金、5 ページになります、4 節は苗木安定供給推進事業道補助金であります。

21 款 1 項 1 目繰越金 4,238 万 1,000 円の追加であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

酒井議員。

○9 番（酒井はやみ） 9 ページのワクチン接種コールセンター業務委託料について質問いたします。

10 月 1 日からもワクチンの予約をコールセンターに委託するということですが、この間、発生した虚偽報告のような不正が行われるようなことがあってはいけないと思います。

2 点伺います。

1 点目は不正のあった業者に対して、どのように対応するのかについてです。例えば一定期間の入札を禁止するなどそういった対応を検討しているのかどうか伺います。

2 点目ですが、10 月 1 日から契約を結ぶ際に、こういった不正を防ぐために、町として検討していることがあるかどうかを伺います。

○議長（寺林俊幸） 保健課主幹。

○保健課主幹（宇野和哉） 今、お話がありましたコールセンターの委託業務の関係でございますけれども、まず今回のコールセンターの委託に当たっては、当初プレゼンテーションを行っていただきまして業者選定を行ったという経緯がありまして、基本的には業者を選定した上で、契約を 10 月以降も継続するというので、見積書を徴取して今回補正予算として上げさせていただいたものですので、入札ということではなくて、基本的には業者をそのまま契約を継続させていただくということ考えておりました。

10 月 1 日以降なのですけれども、先ほど来お話がありますとおり、基本的にコールセンター業務の入電件数、それから受電件数等のデータの改ざんがあったということで、その部分に関しては、到底容認できるものではございませんけれども、一方で既に 10 月末までの集団接種の予約ということで、たくさんの予約データを受け付けていることと、それらのデータの移行ですとか、これから住民の方に 10 月末までに新しいシステムにおいて操作をしていただいたり予約をしていただいたりというようなことが、大変不慣れになってしまって、システムの的に問題が生じる恐れがあるので、住民の皆さんに迷惑をかけないように、基本的にどのような形で委託するのがいいのかということ、今、業者のほうと検討しています。

内容としましては、コールセンターの業務の部分、相談業務ですとか、そういった部分について切り離して、今のところスムーズに順調に稼働しているウェブの予約システムの部分だけ切り離して、再度契約するなどというような手法についても検討しているところです。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員、よろしいですか。

中橋議員。

○18番（中橋友子） 大変この予約につきましては、5月の6日から実施された、予約そのものは4月からでありましたけれども、なかなかつながりづらいというような状況の中で仕事をしていただいて、結果としては不正があったということは本当に残念でなりません。ご説明いただきましたので、内容については理解するところではありますが、今の説明の中では入札ではないので、基本的にはこれからも今回不正を起こした事業者の仕事が委ねられるということですね、1つは。その際に今までと同じだけの業務をお願いするというのではなくて切り離してやっていると。ウェブの部分だけを切り離すとかというようなことでありましたが、いわゆるそういうふうにした場合の職員の負担です。かなり今回もコールセンターに委託はしたものの、直接つながらなくて、町の職員の方たちが相当業務を、つなぎの業務ですけれども、やらざるを得なかった事態があったと思います。今後もそういったことは続いていくのか、継承、解消されていくのかも含めて、1つ目はこういうことがあってもそのまま委託を継続するという姿勢なのかどうかという再確認と、それからその業者を変えることによって、職員の負担がかなり生じるのかどうか。よって、変えないでそのままやっているとどういふに言われるのか、伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） コールセンター業務の委託の関係であります。

まず1点目の、現在の業者とウェブの予約を切り離してでも引き続き行うのかという部分ですけれども、これはまだ決定ということではないのです。というのも、先ほど説明がありましたように、10月末までの予約、件数にして、かなりの件数といいますか、10月分だけで9,000回の予約を受けて、そのうちの3分の2ほど予約がもう埋まっているという状況で、これを今からほかの業者にそのウェブの予約を切り替えていったときに、どういう混乱が生じるのか。それについて十分注意していかなければならない。まず基本的に考えなくてはならないのは、今、予約を受けた方が、スムーズに円滑にワクチンを接種できることが第一だというふうに思っております。ですので、ほかの業者に委託したときに、それがスムーズに行われるということであれば、ほかの業者にもなりますでしょうし、それをほかの業者が難しい、今、予約を受けている業者をお願いするのが一番スムーズだということであれば、そういうことも決断していかなければならないのかなというふうに思っております。

業者によって、職員の混乱という部分でのお話がありましたけれども、確かに予約を、高齢者の予約を開始した4月26日、27日、28日、この3日間は、本当にコールセンターにつながらない、何をやっているのだ、どうなっているのだ、苦情、問い合わせの電話が役場のほうに殺到しました。職員もその対応で、多くの業務、ほとんど業務ができないような状況になったということがありました。ですが、混乱が生じたのはほとんどこの3日間だけ。それで7月の予約を開始した5月の連休明けに関しても、午前中若干の時間、電話がつながらないという状況はありましたけれども、その後に関しては、おおむね適正にコールセンター業務、予約の受付業務はなされてきたものというふうに思っております。

今回本当に数字の改ざんというようなことが行われてしまったのは、本当に残念であり遺憾であるというふうに思っています。この点に関しては、十分業者に対しても厳格な対応をしていきたいというふうに思いながら、かつ住民の方に迷惑がかからないような形の中で業務の継続ということを考えていきたい、そういうふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 69 号、令和 3 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）及び日程第 12、議案第 70 号、令和 3 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）の 2 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 69 号、令和 3 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）と、議案第 70 号、令和 3 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）を、一括してご説明申し上げます。

議案第 69 号、令和 3 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、はじめにご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の 1 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,884 万 3,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 27 億 9,083 万 2,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

5 ページをお開きください。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金 4,884 万 3,000 円の追加であります。前年度の介護給付費等の確定に伴う国庫支出金等の精算還付金であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページをご覧ください。

9 款 1 項 1 目繰越金 4,884 万 3,000 円の追加であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 70 号、令和 3 年度 幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

6 ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 700 万円を追加し、予算の総額をそれぞれ 10 億 818 万 7,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、7 ページ、8 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

9 ページをお開きください。

「第 2 表 地方債補正」「1 変更」であります。

公共下水道建設事業は、事業費の追加に伴い、借入額を変更するものであります。

補正前の限度額に 600 万円を追加し、4,140 万円を限度額として、地方債を発行しようとするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、変更がありません。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

11 ページをお開きください。

2 款事業費、2 項下水道管理費、3 目管渠維持管理費 700 万円の追加であります。

町道路面内のマンホールのかさ上げ 10 か所に係る工事請負費であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

10 ページをお開きください。

5 款 1 項 1 目繰越金 100 万円の追加、7 款 1 項町債 1 目都市計画事業債 600 万円の追加であります。

以上で、介護保険特別会計と公共下水道特別会計の補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 69 号、令和 3 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 70 号、令和 3 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、9 月 10 日から 21 日までの 12 日間は、休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、9 月 10 日から 21 日までの 12 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は 9 月 22 日、午前 10 時からであります。

15 : 11 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

令和3年第3回幕別町議会定例会
(令和3年9月22日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
3 内山美穂子 4 藤谷謹至 5 小島智恵
(諸般の報告)
- 日程第2 発議第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 日程第3 発議第8号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 日程第4 発議第9号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書
- 日程第5 議案第72号 幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
(総務文教常任委員会報告)
- 日程第6 認定第73号 令和3年度一般会計補正予算（第5号）
- 日程第7 認定第1号 令和2年度幕別町一般会計決算認定について
- 日程第8 認定第2号 令和2年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第9 認定第3号 令和2年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第10 認定第4号 令和2年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第11 認定第5号 令和2年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
- 日程第12 認定第6号 令和2年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
- 日程第13 認定第7号 令和2年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
- 日程第14 認定第8号 令和2年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第15 認定第9号 令和2年度幕別町水道事業会計決算認定について
(日程第6～日程第14 決算審査特別委員会報告)
- 日程第16 議案第71号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第17 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第18 閉会中の継続審査の申し出（民生常任委員会）
- 日程第19 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

令和3年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和3年9月22日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月22日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議 長 寺林俊幸
副議長 中橋友子
1 石川康弘 2 小田新紀 3 内山美穂子 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 若山和幸 7 岡本眞利子 8 荒 貴賀 9 酒井はやみ 10 野原恵子
11 田口廣之 12 谷口和弥 13 芳滝 仁 14 千葉幹雄 15 小川純文
16 藤原 孟
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
教 育 長 菅野勇次 代 表 監 査 八重柏新治
農 業 委 員 会 長 谷内雅貴 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長 細澤正典 経 済 部 長 岡田直之
建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 合田利信
忠 類 総 合 支 所 長 川瀬吉治 札 内 支 所 長 新居友敬
教 育 部 長 山端広和 政 策 推 進 課 長 白坂博司
総 務 課 長 佐藤勝博 地 域 振 興 課 長 亀田貴仁
糠 内 出 張 所 長 宮田 哲
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 北原正喜
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
3 内山美穂子 4 藤谷謹至 5 小島智恵

議事の経過

(令和3年9月22日 10:00 開会・開議)

[開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番内山議員、4番藤谷議員、5番小島議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

総務文教常任委員会委員長、令和2年度幕別町各会計決算審査特別委員会委員長から会議規則第77条の規定による委員会報告書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配布いたしました。

次に、事務局から諸般の報告をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（萬谷 司） 11番田口議員から本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

○議長（寺林俊幸） これで、諸般の報告を終わります。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第2、発議第7号から日程第4、発議第9号まで及び日程第6、議案第73号の4議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、発議第7号から日程第4、発議第9号まで及び日程第6、議案第73号の4議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、発議第7号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

若山議員。

○6番（若山和幸） コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書につきまして、朗読をもって提案をさせていただきます。

発議第7号

令和3年9月22日

幕別町議会議長寺林俊幸様

提出者 幕別町議会議員若山和幸

賛成者 幕別町議会議員野原恵子

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月22日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、発議第8号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岡本眞利子議員。

○7番（岡本眞利子） 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書につきまして、朗読をもつ

て提案をさせていただきます。

発議第8号

令和3年9月22日

幕別町議会議長寺林俊幸様

提出者 幕別町議会議員岡本眞利子

賛成者 幕別町議会議員千葉幹雄

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有し、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けている。また、近年道内においても、平成28年8月の一連の台風や平成30年7月豪雨、9月の北海道胆振東部地震といった自然災害が、激甚化・頻発化する傾向にある。

今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、道民の安全で安心な暮らしを守ることはもとより、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要である。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担の下、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1、国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。

2、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。

3、「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム」に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図ること。

4、新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによるリダンダンシーの確保や道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路のさらなる指定を図ること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6、泊発電所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、こうした道路の事業について、国の負担割合を引き上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るために必要な予算を別枠で確保すること。

7、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公営住宅など公共施設の長寿命化について、全ての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

8、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

9、日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業に

ついて、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。

10、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援をさらに強化すること。

11、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月22日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、発議第9号、コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

野原恵子議員。

○10番（野原恵子） コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書につきまして、朗読をもって提案をさせていただきます。

発議第9号

令和3年9月22日

幕別町議会議長寺林俊幸様

提出者 幕別町議会議員野原恵子

賛成者 幕別町議会議員田口廣之

賛成者 幕別町議会議員小川純文

賛成者 幕別町議会議員千葉幹雄

コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書

新型コロナウイルスは、昨年から感染拡大が収まらず、いまだに世界全体に経済の低迷を招いており、国内では8月27日から21都道府県に「緊急事態宣言」が拡大され、「まん延防止等重点措置」も12県となるなど危機的な状況にある。

この影響で、観光・インバウンド需要などの落ち込みや人流の抑制によって外食産業の低迷が依然として続いており、農業においても米や牛肉・乳製品、小麦、小豆、砂糖などの農畜産物価格の低下と需要の減少を招いており、価格回復と需要喚起対策の強化が不可欠となっている。

こうしたもと、本道においては7月から8月上旬にかけて記録的な高温・少雨の気候が続いたことから、全道にわたって農作物全般に被害が及んでおり、特に、馬鈴しょでは小玉傾向、てん菜では根部が肥大不良、タマネギでは変形などによる大幅な収量減少が見込まれる。また、野菜においては、

収穫期を迎え高温障害等で廃耕する圃場もあるほか、定植直後の苗においてかん水作業が追いつかず枯れてしまうなど大きな影響が出ている。さらに、酪農・畜産においても高温・干ばつにより、飼料作物が生育停滞から枯れ始め、地域によっては収量が半分以下に落ち込むことも予想され、今後の生乳生産への影響が危惧されている。

については、次年度に向けて営農継続が図られるよう、下記の事項を要望する。

記

1、コロナ禍における農畜産物の消費拡大対策等の強化について

新型コロナウイルスの危機的な感染拡大により、「緊急事態宣言」が21都道府県に拡大され、北海道でも3度目の「緊急事態宣言」の発令となったことから、一刻も早くコロナ禍を収束させる効果的な対策と、農畜産物の価格回復や消費拡大対策を強化すること。

2、高温・干ばつによる農作物の被害対策について

(1) 営農継続に向けた経営安定対策の強化

高温・干ばつの影響で農産物の大幅な収量減少が見込まれていることから、損害認定を迅速に行い、農業共済金の早期支払いなどの対応を図ること。

また、野菜を含む畑作物については、廃棄や品質低下が顕著なことから、次年度の営農継続が図られるよう無利子・無担保の資金融通、無利子資金への借換えなど金融対策を最大限に講ずること。

(2) 次年度以降の種子馬鈴しょの確保

種子圃場においても高温・干ばつによる収量減少が懸念され、次年度以降の種子馬鈴しょについては、恒常的な種子不足に拍車をかける恐れがあり、安定的な生産体制が図られる種子の確保対策を講ずること。

(3) 酪農・畜産経営の安定に向けた対策の強化

高温・干ばつの影響で牧草やデントコーンなどの収量減少や品質低下が見込まれ、酪農では生乳生産量の減少や乳質低下、畜産では栄養価の少ない粗飼料による発育への影響が危惧されることから、酪農・畜産経営の安定に向け、代替飼料の確保及び価格補填等の対策を講ずること。

(4) かんがいシステムの整備、散水・かん水資材などへの支援

記録的な高温・干ばつが続いたことから、被害農家からは畑地へのかんがい対策を求める声が高まっており、かんがいシステムの整備を図るとともに、高額なリールマシンなどの散水機やかん水資材等への助成など万全な支援策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月22日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣

以上です。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第5、議案第72号、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

若山和幸議員。

- 6番（若山和幸） 議案第72号につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和3年9月22日

幕別町議会議長寺林俊幸様

総務文教常任委員会委員長若山和幸

総務文教常任委員会報告書

令和3年9月2日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

記

1、委員会開催日

令和3年9月2日、9日（2日間）

2、審査事件

議案第72号、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

3、審査の経過

審査に当たっては、計画内容について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上であります。

- 議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

- 議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

日程第5、議案第72号、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

- 議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第72号、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

[議案審議]

- 議長（寺林俊幸） 日程第6、議案第73号、令和3年度幕別町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

- 副町長（伊藤博明） 議案第73号、令和3年度幕別町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ5,793万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ170億3,801万4,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2 ページ、3 ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

4 ページをお開きください。

「第2表 地方債補正」「1 追加」であります。

水槽付消防ポンプ自動車整備事業は、幕別町消防団第3分団駒島部詰所に配備しております車両を更新するため、3,270 万円を限度額として、地方債を発行しようとするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

はじめに、歳出をご説明申し上げます。

6 ページをご覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費、22 目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費 2,249 万 4,000 円の追加であります。

今回の補正予算は、8 月 23 日付で「事業者支援分」に用途を限定した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の幕別町の交付限度額が示されましたことから、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により、経済活動への影響が生じている事業者に向けた支援事業を予算化し提案するものであります。

事業概要をご説明いたしますので、議案説明資料の 1 ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業であります。

1、町内宿泊施設宿泊費助成事業、事業費 1,010 万円であります。

昨年 6 月と本年 2 月に補正予算を提案いたしました当該事業について、今後の観光需要の回復を一層推進するため、2,020 泊相当分、1,010 万円を追加するものであります。

「事業内容欄」に記載のとおり、十勝管内在住者に対して町内宿泊施設の宿泊費の 2 分の 1 を、5,000 円を上限に助成するもので、これまでの 2 度の予算額と合わせますと、総額 7,545 万 2,000 円であります。

2、頑張る飲食店等支援事業 1,050 万円であります。

「事業内容」欄に記載のとおり、町内の飲食店、福祉輸送サービスを除く一般乗用旅客自動車運送業者、いわゆるタクシー事業者であります。加えて自動車運転代行業者に対する支援であります。

【交付対象事業者】に記載のとおり、「飲食店は、本年 8 月または 9 月の売上額が、前年もしくは前々年の同月と比較して 20%以上かつ 20 万円以上減少している」場合に、15 万円の給付金を交付するものであります。

今回、対象業種に追加いたします、タクシー事業者と自動車運転代行業者に対しては、同様に 20%以上減少した場合において、売上減少額の下限要件を付さないで支援するものであります。

2 ページをご覧ください。

3、小・中学校修学旅行保護者負担軽減事業 189 万 4,000 円あります。

新型コロナウイルス感染症の影響により 8 月下旬から 9 月中旬に実施を予定しておりました町内小・中学校の修学旅行について、10 月以降に延期したことに伴い発生いたしましたキャンセル料の全額を補助するものであります。

「積算」欄に記載のとおり、小学校は 3 校 167 人分、81 万 9,103 円、1 人平均 4,905 円を中学校は 2 校 91 人分、107 万 4,320 円、1 人平均 1 万 1,806 円を補助するものであります。

3 つの事業費の合計は 2,249 万 4,000 円あります。

表の欄外、右側中ほどに記載のとおり、<新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）>の【交付限度額】は、2,387 万 2,000 円、【事業費充当】は、補正額 2,249 万 4,000 円から臨時交付金 2,387 万 2,000 円を差し引きした 137 万 8,000 円がほかに充当可能となりますことから、さきの 9 月 9 日に議決いただきました「まくべつ元気回復応援キャンペーン事業」の 344 万円に交付金を充当し、結果的に一般財源を減額しようとするものであります。

予算におきましては、限度額を 206 万 2,000 円超過しておりますが、事業の未執行額などを想定し

たもので、事業完了後において、臨時交付金の国への返還とならないよう、適正な予算執行に努めてまいりたいと考えております。

下段には、＜参考＞として、前年度からの幕別町の臨時交付金交付限度額を記載しております。

総額は、今回の支援分を含め、8億9,734万円であります。

以上で、予算説明資料の説明を終わります。

議案書の6ページにお戻りください。

9款1項消防費、3目消防施設費3,543万9,000円の追加であります。

幕別町消防団第3分団駒島部詰所に配備しております水槽付消防ポンプ自動車の更新費用を追加するものであります。

去る、8月3日、野火火災の出動後に、助手席側のタイヤハブのロック異常が発生したことに伴い、ブレーキポンプユニット内にあるABSモジュレーターに不具合があることが判明いたしました。

当該ポンプ車は、平成6年車で、登録後27年を経過しており、既に部品の生産が終了しておりますことから、リメイク品の製造あるいは互換性のある代替品による修理の可能性を調査・検討いたしましたが、いずれも実現困難であり、修繕不能でありますことから、新たに水槽付消防ポンプ自動車を整備しようとするものであります。

当該ポンプ車の故障に伴い、現在は、これまで第1分団に配備していた水槽付消防ポンプ自動車、幕別1号、平成4年登録車であります。この幕別1号を駒島部詰所に臨時的に配備しておりますが、こうした状況を速やかに解消すべきと考え、補正予算を提案するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページにお戻りください。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金2,387万2,000円の追加であります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援分であります。

21款1項1目繰越金136万1,000円の追加であります。

23款1項町債、7目消防債3,270万円の追加であります。

水槽付消防ポンプ自動車整備事業債であります。

緊急防災・減災対策事業債を充当することにより、後年次の元利償還金の70%が普通交付税で財源措置されるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

内山議員。

○3番（内山美穂子） 新しく頑張る飲食店等支援事業になります。

今回、町内の事業所のために、70事業者に対して支援が出ているのですけれども、町内の飲食店というふうになっているのですけれども、このあたりのところもっと詳しく、例えば町内の事業所であっても住民票を町外に有する方とかいらっしゃると思うのですけれども、そういう方たちは入っているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 今回の頑張る飲食店等支援事業について、対象者につきましては、町内に事業所があれば、事業所要件は課しておりません。なので、町外の方が町内に店を出していても、それは対象になります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[決算審査特別委員会報告]

○議長(寺林俊幸) 日程第7、認定第1号、令和2年度幕別町一般会計決算認定についてから日程第15、認定第9号、令和2年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの9議件を一括議題といたします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長、谷口和弥議員。

○12番(谷口和弥) 令和2年度幕別町各会計決算の審査について、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和3年9月22日

幕別町議会議長寺林俊幸様

令和2年度幕別町各会計決算審査特別委員会委員長谷口和弥

決算審査特別委員会報告書

令和3年9月2日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1、委員会開催日

令和3年9月2日、14日、15日(3日間)

2、審査事件

認定第1号、令和2年度幕別町一般会計決算認定について

認定第2号、令和2年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について

認定第3号、令和2年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について

認定第4号、令和2年度幕別町介護保険特別会計決算認定について

認定第5号、令和2年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について

認定第6号、令和2年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について

認定第7号、令和2年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について

認定第8号、令和2年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について

認定第9号、令和2年度幕別町水道事業会計決算認定について

3、審査の結果

全会計を「認定」すべきものと決した。

以上であります。

○議長(寺林俊幸) 報告が終わりました。

決算審査特別委員会は、議長及び議員選出監査委員を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これより、認定第1号、令和2年度幕別町一般会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第1号、令和2年度幕別町一般会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。
本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、令和2年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第2号、令和2年度幕別町国民健康保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号、令和2年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第3号、令和2年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号、令和2年度幕別町介護保険特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第4号、令和2年度幕別町介護保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号、令和2年度幕別町簡易水道特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第5号、令和2年度幕別町簡易水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするもの
あります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号、令和2年度幕別町公共下水道特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第6号、令和2年度幕別町公共下水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするもの
であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号、令和2年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第7号、令和2年度幕別町個別排水処理特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするもの
のであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号、令和2年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第8号、令和2年度幕別町農業集落排水特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号、令和2年度幕別町水道事業会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第9号、令和2年度幕別町水道事業会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(寺林俊幸) 日程第16、議案第71号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長(飯田晴義) 議案第71号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の13ページをご覧ください。

地方自治法は、人事委員会を置かない普通地方公共団体に執行機関として公平委員会を置き、「公平委員会は、別に法律の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる」と規定しております。

これを受け、地方公務員法第9条の2第2項は、「委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。」と定めているところであります。

現公平委員会委員であります、高井正行氏は、本年9月30日をもって任期満了となりますことから、後任の委員の選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

高井委員におかれましては、平成21年から3期、12年間の長き永きにわたり本町の公平委員を務めていただきました。

そのご功勞に対しまして、ここに深く感謝とお礼を申し上げます。

後任といたしまして、相川で農業を営んでおられます、小山秀樹氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和3年10月1日から令和7年9月30日までの4年間です。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の13ページに記載いたしておりますので、ご参照いただき、選任につき、同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、採決は電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票は、モニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。

これより、表決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 82 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) なしと認め、確定いたします。

投票総数 16 人、賛成 16 人、反対ゼロ。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

[委員会報告]

○議長(寺林俊幸) 日程第 17、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、会議規則第 77 条の規定によって、所管事務調査報告書が議長宛てに提出され、お手元に配布済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

[閉会中の継続審査の申出]

○議長(寺林俊幸) 日程第 18、閉会中の継続審査の申出を議題といたします。

民生常任委員会委員長より、ただいま委員会において審査中の事件について、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

民生常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、民生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

[閉会中の継続調査の申出]

○議長(寺林俊幸) 日程第 19、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（寺林俊幸） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和3年第3回幕別町議会定例会を閉会いたします。

11:01 閉会